

3月19日(月)

出席委員

委員長 大沢 真一 君
副委員長 たけうち 忍 君
同 飯 沼 雅 子 君
委員 のだて 稔 史 君
同 石 田 ちひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 高 橋 伸 明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安 藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 横 山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君

委員 須 貝 行 宏 君
同 高 橋 しんじ 君
同 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 辺 裕 一 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 南 恵 子 君
同 藤 原 正 則 君
同 西 本 貴 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

参 事
企画部財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

企画部報道・プロモーション担当課長
木 村 浩 一 君

企画部情報推進課長
仁 平 悟 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 川 正 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 みゆき 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅 由 樹 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
（児童相談所移管担当課長兼務）
高 山 崇 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

参 事
福祉部障害者福祉課長事務取扱
中 山 文 子 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）

西 田 みちよ 君

健康推進部健康課長

川 島 淳 成 君

品川区保健所生活衛生課長

井 浦 芳 之 君

都 市 環 境 部 長

藤 田 修 一 君

都市環境部都市計画課長

中 村 敏 明 君

都市環境部木密整備推進課長

高 梨 智 之 君

都市環境部都市開発課長

稲 田 貴 稔 君

都市環境部まちづくり立体化担当課長

東 野 俊 幸 君

都市環境部建築課長

鈴 木 和 彦 君

都市環境部環境課長

小 林 剛 君

品川区清掃事務所長

工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長

松 代 忠 徳 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長

今 井 裕 美 君

防災まちづくり部交通安全担当課長

桑 波 田 幸 喜 君

防災まちづくり部公園課長

溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部河川下水道課長

持 田 智 彦 君

防災まちづくり部防災課長

古 卷 祐 介 君

会 計 管 理 者

齋 藤 信 彦 君

教 育 長

中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長

本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長

品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学務課長

有 馬 勝 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長

大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長

安 井 裕 彦 君

監査委員事務局長

江 部 信 夫 君

区 議 会 事 務 局 長

久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○大沢委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

審査に先立ちましてご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月23日および3月25日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができるよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干のご説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、民進党・無所属クラブ、無所属品川、品川・生活者ネットワークの順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で、振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、本多健信委員。

○本多委員　品川区議会自民党・子ども未来の総括質疑を行います。伊藤委員と担当します。よろしくお願いいたします。

交渉力について伺います。よりニーズに合った、より時代に合った取り組みを求めて質問します。

交渉の成果として、すばらしい事例、また少しそうではない事例いろいろあるかと思いますが、交渉の成果として、劇団四季の公演を五反田で1カ所、大井町で2カ所実現。豊葉の杜学園での東京オリンピック・パラリンピック大会のマスコット決定会場、アワード校として評価を受けました。このほか、すばらしい成果がたくさんあると思います。

逆に、課題が残ると思われるものは、平成29年陳情第13号、第14号、目黒川デッキに関する陳情で、処理経過および結果の報告では、「区としましても、デッキ接続は重要と考えており、同組合に対しては、関係者との早期のデッキ接続に向けた協議を引き続き行うように指導しました」とありました。

次です。163号線、JR東海道新幹線等高架下工事、西品川一丁目地区市街地再開発組合竣工に合わせ、歩道トンネル完成のおくれ、区、組合、JR三者協定、進行管理とあわせ交渉力が求められます。

次です。ゆうぼうと跡地の郵政建築物、品川区の文化施設、集客400人から500人など、思い当たります。

また、会派委員からの要望で、広町地区の再開発、JR東日本への協議、区の強いリーダーシップを求めました。

質問します。交渉には、信頼、経験、誠意、情熱、説得力、いろいろ要素はあると思いますが、交渉力の評価の仕方、区分について、実績について、これまでの取り組みについて、課題について、それぞれお聞かせください。

そして、自慢できる胸を張れる実績や、あと一歩前進できたらなどの実例を挙げお示しください。

○中山企画部長 交渉力についてのご質問でありますけれども、区政の課題が複雑化し、ニーズが多様化する中で、交渉力の重要性は非常に高まっているというふうに認識してございます。交渉力の評価、区分等というのは、なかなか区分けするのは難しいところはありますけれども、基本的には、課題に対してしっかりチャレンジし、何を交渉するかと向き合っていくチャレンジ精神、それから、それをベースに支えていくコミュニケーション能力が土台になるものかというふうに思っております。

交渉の成果というふうなことでございますけれども、例えば、教育改革。さまざまな内外の交渉を進める中で、小中一貫教育を全国に発信し、国の義務教育学校制度につなげるものを取り組んでいった。あるいは、福祉施設における要介護度の改善事業、こういうものも各事業について現場と調整、折衝しながら進めていく中で、全国の自治体から国の制度、あるいは、こういうスキームを取り入れた介護報酬につなげる動きに持っていった。さらに、最近では、国家戦略特区における交渉ということで、公園における保育園の設置等についても多面的な交渉を行い、これについては法改正につなげる先鞭もつけた、こういうふうな例があるかというふうに思います。

課題あるいはもう一步の例というふうなご質問でしたが、これは成果ともいえるわけですが、ご例示にもありましたさまざまな用地の取得がございまして。この間も、例えばしながわ中央公園の設置に至る民間からの用地取得、あるいは、国有地の取得による福祉施設の設置等を進めてまいったわけですが、民間と競合するような場合に、価格の競争、あるいはスピードというふうな関係で、必ずしも用地取得が区の思い通りできないようなケースも出てきております。そういう点で言えば、さらに情報収集能力を上げていくと、よりスピード感を持った積極的な交渉を行う、こういうふうなことも課題としては挙げられようかというふうに思っているところでございます。

○本多委員 なかなか実例のお示しは難しいかと思いますが、それでも課題に対してチャレンジ精神、コミュニケーション、情報収集能力、さまざまなご回答をいただきました。区の進行管理する性質のものであっても、なかなか区民からすると、区の交渉力について求める、求心する部分があるかと思えます。先ほどの目黒川のデッキですとか、高架下の163号線の歩道ですとか、区が組合に対して指導したり進行管理する部分かもしれませんが、やはり求められるのは交渉力だと思いますので、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

区役所の皆さんも結果が求められて、ものすごく大変だと思います。私たち議員も結果が求められておまして、一生懸命やるだけではだめで、やはり結果が求められるので、本当に大変な部分だと思いますが、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次に、交渉力を身につけるための人材育成について、部署単位での取り組みについて、部署を超えて横の連携について、研修については、今までの取り組みとこれからの取り組みについて、エキスパートの育成、人的配置、適材適所などについて、それぞれお聞かせください。

○榎本総務部長 私から、交渉力を身につけるための人材育成についてお答えさせていただきます。

交渉力の基本は、相手の思いを聞き取る力とコミュニケーション能力が一番大事かと思っております。

交渉力を身につけるための人材育成なのですが、新規採用のときから、各職層ごと、主任のとき、係長のとき、管理職のときということで、それぞれ役職に応じた研修を通じてスキルを身につけるように図っているところでございます。

また、特に係長昇任時には、プロコン研修というディベート研修を宿泊研修の中に取り入れておまして、どういう立場で、どう発言できるかという実践力のアップを図っているところでございます。

また、部署単位の取り組みとしましては、職場企画研修というものを通じまして、所管ごと必要な研

修をできるように実施をしております。それから、そういう研修で部署を超えたところの力が必要な場合にはそういう参加も促して、他の部署の職務のことも理解できるような形で進めているところでございます。

それから、横の、部署を超えての連携としましては、よくプロジェクトチームをつくって、いろいろな課題解決のための実践を行っております。その中では、係員、係長、管理職も入り、それぞれいろいろな意見を言いながら、その経験を習得していく、実践をしていくという形でございます。

研修につきましては、先ほどの職場企画研修とか、それぞれの昇任時の職層研修等もありますけれども、それに加えて、今、区で行っているのは、政策課題研修ということで、いろいろな区の政策課題に対して、各部から、もしくは自分の部署でない人も集まって、いろいろな解決策を見出していこうという形を行っているところでございます。

それから、エキスパートの育成ということでございますけれども、よく公務員はゼネラリストと言われるけれども、やはりその中で自分の得意な分野を少しでも持っていき、ゼネラリストでありながら、例えば福祉の分野が強いとか、もしくはまちづくりの分野が強いとか、そういうものの育成もそれぞれの特別区研修所などの専門研修の中でスキルアップできるような形で行っているところでございます。

それから、人的配置についてですけれども、やはり自己啓発の中でいろいろな資格取得を進めておまして、それぞれ自分の好きな分野の資格を取りつつ、それが職務に関係することであれば、そういうところに人を配置して、さらに実践力等をアップするような形の取り組みも行っているところでございます。

○本多委員 私は、今から25年ほど前に、アイスホッケー日本代表の監督を務められました田名部匡省さんの話を聞く機会がありまして、ずっと忘れられない印象に残る言葉があります。「一人ひとり、個人個人は能力はあるけれども、チームとして弱い部分が出たら、周りの人がカバーしろ。このことはチームに限らず組織全てに共通する」というものでした。組織でのカバーなど、組織としての目線での捉え方についてお聞かせください。先ほど、横の連携というところで組織の部分だと思っておりますが、再度お伺いします。

それと、成功をなし遂げるには幾つかの失敗の経験も必要かと思えます。成功のもとであったり、人生の糧であったり、その点につきましてもお聞かせください。

○榎本総務部長 人材育成の中での組織としての取り組みということでございますけれども、やはり自分の組織の中、部の中でできるものであれば、その中で解決策を見出していくというのが今の姿勢ですけれども、やはり部を超えての課題がすごく多くなってきております。そういった中では、プロジェクトチームなどを使って全体の組織、区としてどうするのかというところの一定の目標を定めていくという形で政策を展開していかなければいけないという形になります。その中では、自分の部にはあまりかわりが少ないかもしれないけれども、やはり区全体としてはやらなければいけないということが必ずありますので、それに向けて自分の部が何ができるかということの部分プロジェクトチームの中でやっていくという形になります。

それから、プロジェクトチームほど大きくなくても、やはり各所管、関連部署が集まって、管理職を交えたチーム力を生かすための取り組みというもの、もしくは打ち合わせ等も含めまして、そういう組織としてどうしたらいいのかというところの議論をしていかなければいけないということで、そういう経験も積んでいるところでございます。

その中で、やはりうまくいかない部分、進め方がうまくいかない部分については、再度そういうチー

ムが集まって行っていったりとかということ、失敗の経験ということなのですから、大きな失敗となる前の小さな失敗の段階で、軌道修正なり、全体の折衝がうまくいくような形での進め方等をしていかなければいけないと思っております。

失敗も大事ですが、やはり全体の段取りをきちんとチームの中で立てて、課題を想定して、随時、管理監督者が的確に進行管理をしていかなければいけないというふうに思っております。そういった中で、適宜うまくいかないところがあれば修正をしていくという、そういう経験もそれぞれのチームの中で積んでいく必要があるかというふうに考えております。

○本多委員 プロジェクトチームによって組織力で取り組むことを教えていただきました。また、失敗のことにつきましても、人間ですからいろいろな失敗、経験が必要かと思えます。前向きに捉えていただければと思うのですが、平昌オリンピック・パラリンピックの歌にこうあります。「夢を追う君へ、思い出して つまずいたなら、いつだって物語の主人公は笑われる方だ 人を笑う方じゃないと僕は思うんだよ」、人に笑われるようなつまずきが人を育てていくのだ、たとえ笑われてもそこから学ぶ主人公であってねと励まされるメッセージのとおり進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、ふるさと納税制度のあり方についてです。

2008年4月にふるさと納税制度が誕生し10年になります。全国の自治体が返礼品を充実し、産業振興、観光促進、移住・定住、災害時資金調達など、さまざまな経済効果をPRしている中、23区区長会をはじめ、国へ見直しの働きかけを現在進めていただいておりますが、大変に厳しい道のりだと思います。これをどう進めていくのかお聞かせください。

また、東京都との連携と、東京62市区町村としても働きかけをしないものかお聞かせください。オール東京としてです。

制度が続く以上、流出抑制の対策を講じ、あわせて区外への品川の魅力発信に向け、最大限努めていくという点を確認させてください。

そして、区内郷土愛という思いが結びつけばいいのですが、もっと身近に郷土、つなげる、つながる、連想を区内、区外に発信できればと思います。

例を挙げます。蛇口をひねればミカンジュース、愛媛の松山空港、松山駅、国体や全国障害者スポーツ大会など、松山市内で相次いでミカンジュースのPR。京都府宇治市の小学校、蛇口をひねればお茶、22校中20校が実施しているそうです。恵比寿駅のビール曲のメロディー。水道橋駅のジャイアンツ応援歌のメロディー。工夫や発想により品川区の連想を植えつける名物、人、物、あるいは渡部委員が款別審査で歌って提言した「わ！しながわ」、名物を全区的に売り込む取り組みについて、郷土、つながる、つなげる、そして区外へ発信していく点をお聞かせください。シティプロモーションと関連しますが、よろしくお願いたします。

○中山企画部長 まず、ふるさと納税に対する区の姿勢ということでもありますけれども、ふるさと納税そのものは、現状として過剰な返礼品で一部の住民の方が恩恵に預かる一方で、税が流出した部分について、実際には行政サービスが低下しているという不公平、これは見えない部分なのですから、そういうものが生じているということ。それからもう1つは、個人住民税から控除の制度を非常に簡便にしたために、税が所得税に転嫁されているということで、この控除分については所得税から控除されるべきだというふうなスタンスで、基本的には品川区、特別区長会としても、これに対しては見直しをということで、共同歩調をとりながら行動しているというところでございます。昨年3月にも総務大臣宛て、ふるさと納税に関する要望を特別区長会長名でしたため、区長が出向いて直接申し入れたとい

うことで、一部、返礼品制度の割合の見直し等にはつながってきているというところでもありますけれども、現実はなかなか厳しいというところがございます。したがって、ご質問にもありましたように、東京都や関係区市町村との連携ということも含めて、今後、ふるさと納税についての、ある意味での見直しについてはしっかりと区として主張していきたいと考えておりますけれども、一方では、やはり区に対する寄附についてもしっかりやっていただき、区政を充実することも手を打たなければいけないという認識もでございます。現在でも、8品の品目を返礼品として用意しながら区の魅力のPRもしております。これは物だけではなくて、例えばしながわ水族館であったり、大井競馬場の特別指定席の招待券を送る等、区にも来てもらうような取り組みもしているところでもありますけれども、ご提案にもありましたシティプロモーションのそういう趣旨も含めて、今後、さらに品川区の魅力をPRし、足を運んでもらえるような、ふるさと納税のあり方ということについても、関係部門としっかり研究しながら、区としての取り組みもしっかり行っていきたいということと、冒頭のそういう制度に対する国レベルへの申し入れも並行して行っていきたいと、このように考えているものでございます。

最後に、区の名物を全国的に売り込む取り組みということでもありますけれども、平成29年度、今年度作成いたしました品川区のプロモーションの動画ではありますけれども、品川区の魅力の大きなものは、品川区の地域、区民の元気、地域の力だというふうに思っております。あのよう300人を超える区民の方も参加していただいて、区のさまざまな魅力を紹介するような動画であったり、あるいは、さまざまな新しいメディアも使い、区の魅力を磨きながら発信していく、このような動きはしっかり今後ともやっていきたい、このように考えているものでございます。

○本多委員 流出抑制につきましては、本当に毎年数億円流出されている現状に対し、しっかりと何か対策をしていただきたいと思っております。また、今のご答弁でも大分見直しですが、若干ではあります、一歩でも進んでいる感を受けましたので、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

あと、行政サービスの不公平感を、やはり区民にももう少し理解いただくために、一生懸命伝えていく作業を、大変だと思っておりますが、よろしく願いいたします。

名物、人、物。特に人だと思うのですが、品川を第二のふるさととしたり、感じとっていただける方はものすごく多くいらっしゃると思います。例えば、金メダリストで国民栄誉賞の伊調馨さん、区内在住の方で、品川を第二のふるさとと感じとっていただける方のPR。国民栄誉賞を取られた著名人の方なので名前をお出しさせていただきましたが、そういう方の、人の登用という視点が必要かと思っております。あわせまして、観光大使の人も登用すべきです。観光大使は多くてもいいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○中山企画部長 広い意味での品川の魅力という中に「人」というものがあるということを申し上げましたけれども、そのようにいわゆる有名な方、これは区のご出身だけではなくて、例示にもありましたような、何らかの関係で品川区に縁のある方、品川区の魅力を発信したり、あるいは品川の元気を伝えていただくための活用ということで、これは例えば観光大使というご提案もありましたけれども、さまざまな形で区にかかわる有名な方のお力もかりながら、品川区の魅力の発信につなげてまいりたいというふうに考えております。

○本多委員 本当に名物、人、物、それぞれ大事かと思っておりますが、人の登用もぜひ前に進めていただきたいと思っております。

次の質問に行きます。大学についてです。

総務費の大学との協働の推進、産業経済費の産学連携推進事業、これらの取り組みの必要性、継続性、

目指すところについてお聞かせください。

2月2日、東京都の小池知事は、23区の大学定員増を抑制する国の動きに対し、理不尽かつ不合理な規制として緊急声明を出しました。特別区長会も、同日、法案に反対する声明を出し、東京都公立高等学校長協会と、東京都専修学校各種学校協会も同様の声明を表明しました。特別区長会は、大学の立地や構成を制限することは、若年層の進路選択の機会を狭め、交流を通じた多様化の機会を奪うとして、国の動きを強く牽制し、23区内の大学進学希望者に配慮をとされました。この点につきましては、ふるさと納税同様、東京の富裕論への狙い撃ち、ジャブ、ボディー、1つ1つ手を打たないと、きいてしまうと思います。予防策について、交渉についてお聞かせください。

あわせて、にぎわいの創出、老若男女全ての層が生き生きと、そして大学生の存在、町が活気づくと思います。あり方についてお聞かせください。

○榎本総務部長 それでは、私から、総務費の大学との協働の推進についてお答えさせていただきます。

「区民と区との協働で『私たちのまち』品川区をつくる」という理念に基づきまして、区と大学との包括的な連携協定を、平成24年から平成28年にかけて、区内4つの大学と締結をしたところでございます。教育・文化、健康・福祉、産業・観光など、まちづくりの政策で協力関係をつくり、地域の発展を目的とし、「しながわ大学連携推進協議会」を設立いたしました。また、そのもとで幹事会もつくったところでございます。

具体的には、平成29年から4つの大学のまず学生の活動ということで、学生が集まりまして、どのようなことができるか、どのようなことをしたらいいのかというディスカッションを開始しております。その中で、平成29年度につきましては、しながわE C Oフェスティバルに出展いたしまして、各大学のいろいろな取り組みについてPRを行い、また、自分たちも区民のそういうフェスティバルでどういう反応をされるかというところを経験したところでございます。

今後、参加する大学を増やすこととか、もしくは大学生の活動を活発にするなど、理念に即した取り組みを進めるものでございます。

○堀越地域振興部長 それでは、私からは、産業経済費の産学連携推進事業についてお答えを申し上げます。

産学連携につきましては、区内中小企業、大学などの教育機関や研究機関と連携いたしまして、新技術の研究開発や新製品の開発など、協働で取り組む事業への支援を通じ、技術者の人材の育成、それから新産業、新事業の創出による区内産業の活性化を図ることを目的としてございます。

具体的には、人材育成面では、都立高専、それから産業技術大学院大学との連携事業がございまして、それから、新事業の創出につきましては、東京都立産業技術研究センター等との連携事業ですとか、今年度より開始しております産学連携の開発助成などがございまして、これらの取り組みを通じまして、産業の活性化につなげていきたいというふうに考えているものでございます。

○本多委員 それぞれ区内の活性化、人材育成が充実するように、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。土木費における都の受託事業についてです。

東京都が平成25年12月に策定した豪雨対策下水道緊急プランの中で、「50ミリ拡充対策地区」に位置づけられている戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに雨水を排水する第二戸越幹線整備工事、西品川公園に発進立坑を設置し、三ツ木通り、戸越銀座通りを経て、中原街道との交差点付近までの約1.7kmの下水道管をシールド工法で整備するものです。工期は、平成29年度から

平成34年度末の6カ年ほど。下流部は引き続き子供の森公園横からシールド工法で整備し平成36年度までの完了見込ですが、とても重要な事業です。

質問します。1、都からの受託事業の今後について。

2、公園を使つての工事、これまでの受託事業での使われ方。なぎさ会館の一部を使うケースもあり、公園ばかりではありませんが、公園の使われ方を教えてください。

3、公有地活用は理解できますが、その公園の用途は公園ごとに違うと思います。その用途について、代替を検討されないのか、都へ交渉しないのか、お聞かせください。

4、子どもの目線。スポーツや野球を楽しむ6カ年は長い年月、特に子どもにとっての6年は長いです。税外収入の観点からも、区内に1つもないバッティングセンターの整備について、前向きにお考えいただけないのでしょうか。お聞かせください。

○松代防災まちづくり部長 まず、受託事業の今後についてですが、区では、昭和61年より、都の下水道事業を受託し、浸水対策をはじめ区民の安全安心につながる事業を積極的に推進してまいりました。これまでに目黒川沿いの低地部や、浜川地区の浸水対策など、約330億円を超える事業を受託しております。東京都の事業を受託することで、予算の面を含め、優先的に事業化が図られることや、いち早く事業に着手できるといったメリットがあります。近年、区内の浸水被害は大幅に軽減される成果となっております。

第二戸越幹線につきましても、平成25年の大雨による浸水被害を受け、都へ要望しまして、豪雨対策下水道緊急プランに位置づけられた事業であり、平成36年の完成を目途に、総額約110億円の事業を受託し進めるものであります。

今後も区民の暮らしを守り、安全安心の都市を実現するため、下水道事業を受託し、積極的に進めてまいります。

次に、公園の使われ方ですが、区内の浸水対策の下水道工事は、シールド工法にて下水道管を建設することが多く、この工事に必要な約1,000㎡の工事ヤードを、主に公園など公共施設を利用して確保しております。公園の利用に当たりましては、地元へ十分に説明し、極力公園機能を損なわないよう、必要な範囲のみを工事ヤードとして使用しております。

例えば、第二戸越幹線で使用する西品川公園では、地元説明会を5回実施しまして、公園の約半分を工事ヤードとして使用する一方、トイレや防災倉庫など必要な機能は移設しまして、残り半分は従来どおり公園として利用できるようにしております。事業完了後は、受託によりまして、より利用しやすい公園となるよう、全面復旧をいたします。

次に、都との交渉についてですが、下水道事業を進めるに当たり、都に対し、公園など公共用地だけでなく、みずから用地を確保した上で事業化するよう、日ごろより協議を行っております。しかしながら、浸水対策は被害が発生した地域において実施するものであり、また、できるだけ早期に着手することが求められます。事業の対象となる地域で公共用地以外の用地を確保することは極めて難しい状況であり、同様に代替地の確保も極めて困難です。今後も都に対しては、事業用地確保なども含め、しっかりと交渉してまいります。

最後に、スポーツ施設整備についてですが、スケートボードやストリートバスケットボールなど、公園内におけるスポーツ広場につきましては、これまでもさまざまなご要望をいただいております。今般、ご要望いただいてから長い年月がかかりましたが、昨年11月、八潮北公園にスケートボード場を開設することができました。今後もさまざまな観点を考慮しながら、委員ご提案の件も含めまして、スポー

ツ施設整備の充実に取り組んでまいります。

○本多委員 浸水対策はとても必要で重要な工事ですので、本当に充実を図っていただきたいと思えます。

それで、どうしても公有地や公園を使うのは、これは本当にいたし方ないと思います。大人は理解できるのですが、子どもがなかなか理解しづらくて、まして6年、7年と本当に長い期間です。スケートボードのいい事例もお出しいただきました。同じように、それぞれの公園の使われ方を把握して、できる範囲でお願いしたいと思えます。本当に要望なのですけれども、区内に1つもないバッティングセンターについては、自転車や電車、バスあるいは親子で車などで区外へ出向く傾向があります。整備ですとか誘致などについて、工夫して前向きにご検討をお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。平成30年度予算、新規で五反田駅周辺整備方針アクションプランの予算計上がされました。東急電鉄においても、池上線の五反田―大崎広小路駅間の高架下施設、既に2012年に一部開業していますが、今月より、駅間高架下に商業施設を設け、黒を基調にガラスを多様した斬新な外装に統一するとあります。現在、五反田ゆうぼうとは解体工事が進められています。跡利用については、郵政が独自の建築物を建て、その一部に品川区の文化施設が設置される予定で、集客数がおおむね400人から500人と伺っております。敷地も建築物も品川区のものではありません。規模については、構造上のことで、それ以上は望めないと聞こえてきます。ここまでに至るには、ご苦労な交渉があったかと思えます。ただ、私の感想は、集客数の規模、グッド、ベター、ベストで例えるならば、ベストではなくベターだと感じました。

質問します。1、これまでのゆうぼうとを活用してきた団体の声、ヒアリングなどについて。

2、現在、31団体で構成される品川区文化芸術振興協議会準備会との意見交換について。

3、これまでのゆうぼうとは2,000人規模、区政に関連して、北島三郎さんの公演などをはじめプロの登用や、きゅりあん大ホール1,200人のメリットを同じように考えられないのか、未来志向でさらなるチャレンジ、ベターよりベストを求め質問いたします。

○藤田都市環境部長 まず、ゆうぼうとの活用団体などについてでございますけれども、ゆうぼうとを、バレエ、オペラ、あるいはポップス音楽などで活用してまいりました団体からは、ゆうぼうとはこうした公演などに適した中規模のホールであるということで、そのホールが閉鎖になり、その代替施設の確保については課題があるというような声を聞いているところでございます。

また、ゆうぼうとを活用してきた地域の声といたしましては、以前と同様の規模のホールの建設を事業者のほうに要望してきたということを認識してございます。

また、協議会準備会との意見の交換についてでございますけれども、品川区文化芸術振興協議会準備会でございますが、「文化芸術を通じた魅力のあるまち」、こちらを実現するために、平成30年5月に協議会の設立に向けた準備会だということを確認してございます。現段階では、準備会との意見交換は行ってはございません。ゆうぼうとは、まちづくりビジョンにおいて、地域の文化を中心としたにぎわい拠点として位置づけをしてございます。「文化芸術を通じた魅力のあるまち」の実現には、こうしたハード整備と、そのでき上がったものをさまざまな形で運用するというソフトの両面においてしっかりと連携をする必要があるというふうと考えてございます。今後、こうした団体との意見交換の必要も出てくるのかというふうと考えているところでございます。

また、未来志向でというお話でございます。当初、事業者は、建て替えに当たりまして、ホールの建設はしないというような考えを示してございました。区といたしましては、地域のご意見、あるいは区

のまちづくりビジョンにおける地域の文化を中心としたにぎわい拠点、こういった位置づけから、ホールの建設の実現に向け、交渉力を発揮してきたところでございます。その結果、地域や区からの要望に対して、事業者の理解をいただけたというふうに考えてございます。

また、その中で、事業者のほうからは、新たな施設計画の中に、従来規模のホールをつくることは、ホールという性格上、どうしても柱のない大空間をつくるということもございますので、構造上、難しいとの見解も示されたところでございます。規模は少し小さくはなりますけれども、にぎわい拠点としてのホールの設置について、現在、引き続き、協議を重ねているところでございます。

○本多委員 ゆうぼうと、郵政は、最初はスペースを貸さないというところから、交渉力によって、この400人から500人の規模のホール建設まで、これは本当に交渉力の成果だと思えます。本当に注文が多くて、それでも先ほど言ったように、ゼロだったものより進んだということで、ベターだと思いますが、可能性はないのかもしれませんが、もしも1%でもありましたら、さらに、その辺、前に進めていただければと思います。平昌オリンピック・パラリンピックの壮行会では、大田区総合体育館が4,000人規模でやられたということで、すばらしいなと感じました。そういうことが品川区でもできたらと、素朴に感じて質問させていただきました。品川区の文化、芸術、スポーツ、まちづくりが、より一層進展することを望み、質問を終わります。ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、本多健信委員の質疑を終わります。

次に、伊藤昌宏委員。

○伊藤委員 品川区議会自民党・子ども未来を代表して、本多委員に引き継ぎ、総括質疑を行います。

初めに、品川区のICT化推進についてお伺いいたします。

この行政のICT化は、全国、全世界で推進しております。ニューヨーク公立図書館では、デジタルコレクションプラットフォームが展開されております。また、サンフランシスコ市では、都市計画、道路、橋梁管理、ごみ収集等の業務をICT化、そして日本では、総務省が自治体における効果的なICT活用として、自治体窓口の一元化、業務のアウトソーシング、電子決算の導入、システムの一元化、データ入力標準化等を目的とした自治体ICT化を全国で推進しております。

千葉市をモデルとしまして、ICT化具体例を数多く展開しております。千葉市各課の手続の一元化、簡素化を推進することによりまして、各課の連携による住民情報等の一元化を行い、誕生前の施策から高齢者に対する支援等を一元管理をして、パブリッククラウドとの正規な連携を確立し、制度対象市民の情報端末、スマホ等にSNSを通して直接千葉市から児童手当、予防接種、がん検診、特定検診の受診勧告を行うプッシュによる情報提供システムを構築したわけであります。

品川区では、平成30年度予算で、総務管理費のICT推進管理費6億518万1,000円をはじめとして、総額14億5,000万円の予算を計上しております。そして、これらを活用して区庁舎内、保育園、学校等でのICT化を推進し、庁舎内システム開発では、将来の全庁仮想化共通基盤確立、クラウドの確立に向けて、NECとの共同開発を行い、各所管が導入管理していたシステムの仮想化、共通基盤への移行推進を行ったと聞いております。

そこで、まず質問いたします。

まず、品川区行政のICT化推進計画についてお聞かせください。

また、段階的な区業務をICT化する具体策についてお聞かせください。

また、区内業務の中でも比較的ICT化しやすい部署、例えばこれは款別質疑でも質問させていただきましたけれども、介護現場等、費用対効果等を勘案しながら進めていくべきと考えますが、いかがで

しょうか。ご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 それでは、ICT化に関するご質問でありますけれども、まず、ICT化の推進計画ということでもありますけれども、まさにこの分野は日進月歩でございます、区として単独のICT計画は策定しておりませんけれども、現長期基本計画の中の個別施策の中で、電子区役所の推進という項目の中にICT化を推進し、行政サービスの充実の取り組みを進めるというものを挙げているものがございます。

具体的なこの間の取り組み成果、具体策ということでもありますけれども、1つは、住民情報のシステム化を通じて、そもそも地域センター、本庁、サービスコーナーを含めて、諸証明が発行できるような仕組みを構築してまいりました。今後、これは国の動きも見ながらですけれども、マイナンバーを活用したさらなる取り組みの推進を進めていこうということで、あわせて電子申請の充実も図ってまいるといふようなことを既に進めております。

また、アプリの関係では、子育てアプリであるとか、まち歩きの関係だとか、こういうスマートフォンを使って、いわゆるICT情報を活用して区民の行動につなげるような仕組みも進めてまいっております。

また、広報の充実という関係では、フリーWi-Fiを各地に設置する、あるいはデジタルサイネージを設けて可視的な情報発信も行う、こういうふうなものもICT化としてやっておりますし、また、学校教育の現場ではICT化教育を積極的に力を入れて進めている、このようなものがございます。

3点目の介護現場等で費用対効果を踏まえながらの推進というご提案でありますけれども、例えば、ご質問にもありましたタブレットを活用したような動きというものを進める中で、これは研究課題にもなりますけれども、介護の現場にそういうものを持って、訪問先の情報であるとか、あるいは記録的なものをその場で行うような仕組みができないかというふうなことも研究、これは各現場ともよく情報収集しながら、活用の可能性について研究を進めてまいりたいと考えています。

○伊藤委員 今の答弁を聞いておりましたので思いましたのは、単独のシステムは、おっしゃるとおり、今あるのです。けれども、ICT化のメリットは、それを縦につないで、しかも情報を守りながら個々のサービスが一遍に展開できる、これがまた素晴らしいことであると思っております。

なので、長期基本計画ということであるけれども、やっぱりそういうものを今度はICT化を活用してそれぞれのシステムに横串を刺していくといったらいいのか、そういうことを検討してみたいかかかと思うのですが、改めて答弁をお願いいたします。

○中山企画部長 1つの例でありますけれども、新年度の予算の中で、例えば予防注射のスケジュールの管理をアプリで行う、こういう健康部分の取り組みを、これは議会でも議論がありました子育てのアプリの中に落とし込んで、これをプッシュ型で伝えるとか、こういうふうな組織連携も含めながら進めていく取り組みも考えております。ご提案のように、それぞれの仕組みが有機的に連携して使いやすくなる、このような課題の認識の中でしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員 さて、今、政府は働き方改革を進めているわけでありまして。先ほどお示した本庁舎内の大規模なシステム改修は、積極的なクラウドの活用によって、例えば区の職員等が、将来、セキュア端末を外に持ち出して、品川区の職員のワークスタイルを変更するためのシステム改修であると思っております。これらは今後、品川区職員の働き方改革、それから行政コストの削減、それから区民サービスの的確な提供等に展開できるものと考えているわけでありまして。そうでなければ、このICTの推進の意味はないと思っております。

こういった背景のもと、近未来の品川区でパブリッククラウドのセキュアのつながりを通し、職員が自宅等で区の業務を行う。また、区民がセキュアな情報端末等を通して、区への申請、相談、選挙の投票等を自宅や職場等から行う。また、先ほどお話しをした千葉市のプッシュ式の行政情報PRを行うことが十分可能となります。改めてこれらのことに対する品川区の見解をお聞かせください。お願いいたします。

○榎本総務部長 今、品川区のICT化の推進計画の中では、二、三年かけて職員が使うパソコンをVDI端末に切り替えて、全庁的にクラウド環境を整備していく予定でございます。

こうした中、職員の執務環境は、在宅勤務という、いわゆるテレワークを可能とするなど、大きく変わることを想定しております。

また、将来的には、区民からの申請手続も通信端末を通じて自宅からできる環境も進んでくることになると思います。ただし、その一方で、通信基盤などのセキュリティ対策、それから、個人情報の取り扱いを万全に期する必要があるとしまして、それぞれの環境整備には、それなりの準備期間が必要になるというふうに考えております。

また、区の業務につきましては、現時点では、窓口や電話での対人業務が多いため、これらの移行を段階的に進める必要もあるとも考えております。

したがって、国が進めるマイナンバーの利用促進の状況、それから、ICT機器のコスト面の課題、さらには、高齢者等のデジタルデバイドへの対応などを把握しつつ、総合的に進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○伊藤委員 もう既にご承知かと思いますが、例えばグーグルやIT企業は、自分の机がない職員がたくさんいるわけでありまして、フリーなスペースでパソコン等々で仕事をしている方がたくさんあるわけでありまして、まさに働き方改革の一環で、公務員の方々もそういうことを展開することを通して、民間の先駆けになってくださるようお願いする次第でございます。

行政のICT化のメリットは、例えば清掃車所有者の運行管理、それから行政コストの削減、区民サービスの飛躍的向上につながる可能性が大きくあるわけでありまして。もちろんこれからさまざまな面、クラウドの問題やら、セキュリティの問題等あると思われましても、ぜひ品川区全庁挙げてのICT化推進と、計画の具体化を早急に進めていただきますように、改めてお願いする次第でございます。

次に、災害対策について質問いたします。

大災害の発生時は大変混乱いたします。そして、多くの難しい課題が同時に発生いたします。平成7年の阪神・淡路大震災後、私ども自民党で神戸市にお伺いさせていただきました。その際、当時の市の担当者から聞いた言葉を忘れることができません。それは、震災当初は、神戸市内でどのような被害が発生したのか全くわからず、暗中模索で救援活動を行ったという言葉でありました。つまり、想定外のことであったわけでありまして。その反省をもとに、品川区でも、都市型災害対策が見直されましたが、平成23年の東日本大震災でも、想定外の被害が発生し、さらなる対策が求められたわけでありまして。これらの貴重な反省から、品川区議会でも、震災対策特別委員会を設置し、議会から多くの指摘や提案を行わせていただき、それをもとに品川区では、災害対策基本条例や、「わが家の防災ハンドブック」の区内全戸配付等が行われたわけでありまして。

さて、この大災害発生初期は、迅速な被害状況把握と、警察、消防、自衛隊等との関係各機関の効果的な投入は言うまでもありませんし、救助・救援のプロの展開が発生直後には絶対に必要であり、これ

らの初動体制は一定の整備がなされたと判断しているわけであります。その後、一定の安全が確保された後、品川区と連携した全国各地自治体、区内企業とのノウハウと人材、機材、重機等の有効的、効果的な展開があり、この判断はまさに品川区主導であるべきと考えます。

さて、災害時における品川区と区内各種団体との協定は、自動販売機の無償提供に関する協定等、確認できただけで19団体であります。これら各種団体の持つ人的、機械的ノウハウ等を、被害状況に応じた支援要請に対して的確に投入していく、そして機材の投入をしていく、避難スペースの確保をしていく、それから企業等への避難民誘導、ボランティアのフル活用等、従来の枠を超えた一大救援活動を展開する必要があると考えるわけであります。

さて、こういった大組織を動かすためには、緻密な現状把握と投入可能な人材等の的確な把握、そして移動手段確保等のノウハウが必要であると考えます。こういった観点から、自衛隊での大部隊を指揮した経験を活用した組織活用を展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。区の計画と考えをお聞かせください。

また、こういった区内各種団体等との協定を大災害時にフルに活用するため、区の防災組織での位置づけ、各種団体との親密な連携、災害時の確実な中心体制構築、各種団体内での連絡責任者の順番設定、各種団体等が災害時に投入できる支援内容、人材の確保等の確認、投入等、今までにない連携が必要と考えますが、いかがでしょうか。品川区の考え方と対応をお聞かせください。お願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 区では、発災当初、今、委員が示されたような暗中模索に陥らないように、平素から職員の参集、情報収集、通信連絡などの体制を整備し、迅速な本部体制の構築を目指してまいりました。災害対策本部設置後は、警察、消防、自衛隊などが行う救助、救急活動を支援するとともに、区では応急救護や道路啓開等の応急処置、あるいは応援の受け入れ、避難対策、物資供給など、さまざまな応急対策を行うこととしております。これら区で行う応急対策において、委員が示されました災害時協定締結団体を適切に活用するためには、災害の全般状況や個々の災害の状況、現場のニーズ、あるいは協定締結団体との協定に基づく支援内容、そして現実に派遣可能な参加規模、これらを踏まえまして、事態の推移予測を行い、災害対策本部において、災害時協定締結団体の運用方針を定めまして、これらを効果的、効率的に運用することとしております。

また、この災害時協定締結団体とのさらなる緊密な連携のためには、連絡体制、協定内容を逐次確認して、最新のものにするとともに、平素から連絡体制を保持しまして、実効性のあるものとしております。また、平素から防災訓練や防災のイベント、これらに参加してもらいまして、顔の見える関係を築いており、引き続き、可能な限り緊密な連携を築いていきたいと考えております。

○伊藤委員 私が思いがあるのは、各種団体との連携のところですか。例えば行政単位、警察、消防、自衛隊のところについては、はっきりと連携がとれると思うのですがけれども、各種団体はどうしても相手が民間でありますから、そここのところの連携が十分にとれていかないと、せっかく協定を結んだにもかかわらず、万が一のときに生かされないと言ったらいいのでしょうか、大変なことになると思われまますので、連携についてはぜひ具体的に進めていただきますようお願いをしておきます。

さて、阪神・淡路大震災、東日本大震災の日本人の対応については、表向きのきれいな面のみ報道されておりますが、残念ながら、避難所での男女の問題はもとより、被災地で開店していた食料品販売店舗では、通常価格の5倍、10倍の販売が行われたり、あるいはタクシー料金等については、せいぜい500円の距離を5,000円請求されたということ。それから、泥棒の横行等で、さまざまな予想

外の被害状況がありました。これら一部は品川区の権限外であろうとは考えますが、例えば大災害時の食料提供、販売に当たっては、区役所、地域センター等での通常価格による対応や、品川区商店街連合会との連携、イトーヨーカドー等大規模な店舗等と連携を行い対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、「わが家の防災ハンドブック」をこれから改訂すると聞きました。その改訂の内容に、こういった震災の二次災害に対する備え、対応等を記入すべきと考えますが、いかがでしょうか。品川区のご見解をお聞かせください。お願いいたします。

○曾田災害対策担当部長 災害時の不当な価格設定やその他の限度を超えた商行為、これらに対しましては、区の権限を超える部分もありますが、庁内の所管部門と情報共有しながら、事業者への呼びかけや区民への注意喚起を行うことになると考えております。

また、来年度改訂を予定している「わが家の防災ハンドブック」にご指摘の避難所等における防犯対策を記載することについては、非常に大切なことだと考えておりますので、都や他自治体での事例も踏まえて検討していきたいと考えております。

○伊藤委員 震災時は大変に混乱しますし、予想外のことがたくさん起こるわけでありますから、ここでたくさん議論をしたところで答えが出てくるわけでもないのだけれども、ただ、十分な準備していただいて、効果的な対応をしていただきますようお願いしておきます。

次に、品川区の家庭支援等についてお伺いいたします。

目黒区で発生した児童虐待による殺人、他自治体等での児童虐待と、その件数は残念ながら日本全体では増加しております。そして、これらは児童相談所の対応、行政の対応でおのずと限界があると感じているわけであります。日本の戦後政治を振り返ってまいりますと、家庭政策をどちらかという後にし、個を優先する政策を展開してきたと考えます。現下の日本では、子育て、介護、教育と膨大な税金を投入して支えている制度であります。かつては、家庭内でそれらを支える機能がありました。社会が子どもを育てる、それは一面理解をするわけでありますが、全ての人はお母さんから生まれてきたわけであります。親と子の愛情基盤が一個人としての人格形成の基礎となることは否定することはできないと私は考えるわけであります。

3月16日、区内で区立幼稚園修了式が挙行されました。私が参加した園では、卒園児が修了証書受領後、保護者のところに行き挨拶をします。そしてそのときに我が子の成長ぶりに驚く保護者、そして園での思い出、愛情を込めてつくったお弁当についての感謝の気持ちを一生懸命伝える園児の姿に多くの方々が涙をし、そこにいた全ての人が園児一人ひとりの健やかな成長を心から願わずにいませんでした。まさに子どもはこういう環境のもとで育てられるべきであり、品川区にはそういった環境創造、制度構築の義務があるものと考えております。

先ほど、答弁があったように、品川区では、しながわパパママ応援アプリ、子ども育成課を基点として相談等に応じておりますが、支援の中心はひとり親家庭であります。しかも、申請をしてきたら相談に応じる、そうでない場合は、個々の家庭に対して税制以外の面では特段支援先が見当たらないと私は思うわけであります。近年の悲惨な児童虐待等を省みますと、行政の対応では限界があります。品川区が個々に収集している乳幼児の情報をもとに、児童委員、民生委員、町会等とさらなる連携強化を図り、区の支援が必要と推測される家庭等に積極的な支援策を展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、品川区として児童虐待根絶宣言等を行う等、具体的な行動を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○福島子ども未来部長 児童虐待防止に関する区の対応、支援策についてでございますが、区では、要保護児童対策地区協議会を開催しております。こちらの協議会につきましては、要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関等で構成されまして、要保護児童およびその保護者に対する情報の交換や、支援内容の協議を行う機関でございます。これらは13地区で地区展開してございまして、地域分科会を開催し、そこには民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、学校のほか、品川児童相談所、警察、保健センターなど、さまざまな者により構成され、地域ごとに顔の見える関係づくりをつくってございます。また、個別の対応策につきましては、協議会ケース会議を開いて個々に対応してございます。さらに、虐待の発生防止といたしまして、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応しているところでございます。今後は、こうした家庭等に対する支援策を一層強化してまいりたいというふうに考えております。

また、児童虐待の根絶宣言のご提案でございますけれども、品川区では独自に、毎月第1日曜日を家庭の日と定めまして、明るい家庭づくり運動を推進しているところでございます。家庭は子どもの豊かな心を育む大切な場所でありまして、また、家庭の日には家族と一緒に過ごす時間をつくり、家庭の大切さを見つめ直す機会とするよう啓発活動を行っているところでございます。今後は、こうした家庭の日に児童虐待防止の視点も入れた展開を積極的に行っていこうというふうに考えているところでございます。

また、国では、平成16年から毎年11月を児童虐待防止推進月間と位置づけておりまして、区では期間中に懸垂幕の設置ですとか、パネル展示、虐待防止オレンジリボンたすきリレーへの参加など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。こうした取り組みを重層的に講じるなど、児童虐待防止の啓発を進め、また家庭への支援を進めていきたいと考えております。

宣言につきましては、今後、児童相談所移管が想定されておりますので、それを具体的に進めていく中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤委員 現場はそういう制度をおつくりになって、さまざまな努力を傾注していることはよく知っておるわけでありまして。ですけれども、こういう事例が起きる。さまざまなマスコミや知識人の方々は、行政の対応は限界であると、よく報道で耳にするわけでありまして。ですから、今の部長の答弁はまさにそのとおりであるし、それは展開していただきたいし、さらに前進していただきたいと思うのだけれども、こういう事件が起こってしまう。だから、そのところに行政の見落としがあるのではないかと。本当に的確な情報をつかんで必要な支援を展開しているのかどうかということについても、何度もテレビやマスコミ等で報道されているわけでありまして、もうご存じかと思えますけれども、やはりそのことについて、品川区としてはさらに突っ込んだ議論をしていかないと、根絶にはつながっていかないと考えられますから、改めて品川区のご見解をお聞かせいただきたい。それから、制度はわかっておりますし、理解しているわけでありまして、それが起こってしまう現実があるわけでありまして、行政が家庭に入ることは非常に難しいことはわかっておりますけれども、危機的な状況に対して品川区がどう対処していくのか改めてご答弁をお願いいたします。

○福島子ども未来部長 確かに行政の限界は痛切に感じているところでございます。もちろん事件が起こらないようにということで万全な体制を組んでいるところでございます。先ほども申しましたように、地域での取り組みが一番大切だと考えておりますので、さまざまな機関の者が集まりまして、地域での見える関係、直接的な対応を図っていきたくて思っております。

品川区では、当然、こうした児童虐待の根絶につながるようなさまざまな努力を行っていきまし、制度としては一応でき上がっていますが、その制度をより確実にするために、日々努力していききたいというふうに考えております。

○伊藤委員 ぜひよろしく願いいたします。

改めて今回の予算特別委員会で我が会派の議員が質問、指摘を行った内容は、全て区民の直接、間接的な声を代弁しております。それを尊重して予算執行に当たってくださるよう改めてお願いいたします。

以上で、自民党・子ども未来の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、伊藤昌宏委員の質疑を終わります。

次に、つる伸一郎委員。

○つる委員 品川区議会公明党を代表して、たけうち副委員長とともに総括質疑を行います。

地球規模での高齢人口の増加に伴う諸問題について協議された第2回高齢者問題世界会議で、アナン元国連事務総長は、1人の老人が亡くなることは、図書館が1つなくなるようなものと語り、高齢者は、過去と現在、そして未来を結ぶ仲介者で、その知恵と経験は社会にとってかけがえのない宝と訴えました。そこでまず、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどについてお尋ねいたします。

私も少子高齢化と人口減少社会の中で、子育て支援も含めた全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築を訴え、地域共生社会の実現を過去の質疑などで求めてきました。厚生労働省は、地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会だとしています。こうした社会を目指す中で、中高年のひきこもりの長期化などにより、80代の親と50代の子どもが高齢化し、支援につながらないまま孤立する8050問題や、これまで繰り返しその支援策を求めてきた介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの課題の複合化や、制度の狭間の問題なども浮き彫りとなっています。こうした課題とともに、既存の高齢者を中心とした地域包括ケアシステム、障害者支援、生活困窮者支援、子ども・子育て家庭支援といったことを包括的に支援する体制が地域共生社会の実現には求められています。

そこで、地域共生社会とはどのような姿が理想とされているのでしょうか。また、地域共生社会の実現に向けて、来年度策定される第3期品川区地域福祉計画が、その土台、横串としての位置づけになると認識しておりますが、ご見解をお知らせください。

○永尾福祉部長 地域共生社会の理想の姿でございますが、まず、公的支援においては、高齢者、障害者、子どもなど、それぞれの分野を中心に支援を考えるのではなく、本人や、そのご家族が安心して自分らしく暮らしていけることを中心に考え、その取り巻くさまざまな分野の関係機関が協力連携して解決していく、そういう体制ができているということがまず1つ挙げられます。

また、地域においては、人と人がつながり、自分たちの暮らしている地域全体をよくするために、その暮らしている方々自身が自主的に考え、地域社会が連帯して助け合って暮らしていける社会というふうになっているところではあります。

地域共生社会の実現に向けて、来年度策定いたします、第3期品川区地域福祉計画の認識でございますけれども、共生社会の実現に向けまして、社会福祉法が改正されまして、地域福祉計画がそれぞれ高齢者、子ども等、分野別の計画の上位計画に位置づけられるようになりました。高齢、障害、児童、保健といったそれぞれの分野を、縦割りではなく包括的に支援する体制整備が求められております。第3期品川区地域福祉計画策定に当たりましては、地域の方々が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に

つなげる地域力の効果を後押しするということが大きな課題になっておりまして、13地区の地区懇談会をそれぞれ2回、関係機関、関係団体、公募の区民3人を入れた策定委員会を5回、その間に、適宜、庁内検討委員会を開催し、横のつながりを十分にしていこうというふうに考えているところでございます。

○つる委員 地域福祉の最前線であり、在宅介護支援センターとの切れ目のない総合的な相談体制を担うなど、支え愛・ほっとステーションが地域共生社会をつくる現場の司令塔として、その役割がますます重要になります。平成30年度の予算には、地域共生社会の実現に向けた事業が、社会福祉法人品川区社会福祉協議会へ委託されており、これまでも地域福祉計画と社会福祉協議会の品川区地域福祉活動計画と連携しながら、さまざまな事業が展開されてきました。

そこで、改めて地域福祉の推進をはじめ、品川区にとって社会福祉協議会はどのような位置づけにあるのかお知らせください。

また、福祉人材や地域福祉の担い手の確保、育成等を図るには、さらなる社会福祉協議会への支援、そして現場の司令塔である支え愛・ほっとステーションへ障害部門などにも対応できる職員の人員配置などの支援が求められると考えますが、ご見解をお知らせください。

○永尾福祉部長 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法で定められております。区では、社会福祉協議会と強いパートナーシップのもと、地域福祉の向上に取り組んでおりますけれども、行政と民間というそれぞれの立場を十分に生かして、これからも一緒に取り組んでいきたいと考えております。

また、福祉人材の関係になりますけれども、区では、品川介護福祉専門学校や、また、すけっと品川養成講座などの助成を財政面で支援しているだけではなく、事業の周知や企画など、社会福祉協議会と一体となって進めているところでございます。

障害者や子どもの関係など、さまざまな相談につきましては、支え愛・ほっとステーションで今受けているところでございます。こちらにつきましては、より質の向上を図っていきたいと考えているところでございますけれども、今年度、13地区全域に整備されまして、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターの養成や、複雑な案件の調整を担う調整コーディネーターを1名配置する予定となっております。来年度、それに取り組んでみまして、様子を見まして、また今後のことを検討していきたいというふうに考えております。

○つる委員 過日、高齢者施策の中長期的な指針となる新たな高齢社会対策大綱が決定されました。これまでの65歳以上を一律に高齢者とみなす考えを改め、年齢や性別にかかわらず、個々の意欲や能力に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す姿勢が明確に示されました。内閣府の調査によれば、60歳以上の8割近くが65歳以降も働きたいと回答し、高齢世代の意識も変化しています。国連で本年の1月から2月にかけて、持続可能な開発目標の具体的な方策について話し合う国連社会開発委員会が開かれ、高齢化問題を扱った会議の分科会も開催されました。そこへ日本から82歳で現役のプログラマーとして活躍する若宮正子さんが出席され、「高齢化社会とデジタル技術の活用」をテーマに英語で講演し、高齢者を社会に積極的にかかわる一員だとみなし励ましてくださいと訴えました。大綱でも明確にされたように、エイジレス社会では、全世代がお互いに支え、支えられるという双方向の関係であり、子育て世帯の流入人口が増えている品川区でも、社会の要請から共働き世帯が多く、若い世代の日中の担い手が必ずしも増えているとはいえない現実もあります。そこで、制度や仕組みを整えるとともに、区民全体として地域共生社会を目指していくという理解促進を図り、行動変容を促していく

ことも必要です。また、高齢社会対策大綱には、2021年に実施される中学校学習指導要領社会科に、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化の意義を理解することが明記されることを踏まえ、その周知を学校等で行うとあり、学校教育の場でも、その周知が求められています。それぞれどのように取り組まれるのかお知らせください。

○本城教育次長 それでは、私からは、学校現場における取り組みに関して答弁させていただきます。

まず、品川区の区立学校におきましては、現在も中学校、そして義務教育学校の後期課程の公民におきまして、社会保障の充実について具体的に記載されました教科書を使用しまして学習しているところでございます。

それから、本区の独自教科で市民科がございしますが、その学習におきましても、障害のある方やお年寄りに接することについて学ぶ単元におきまして、ともに生きる地域社会について学ばせる学習内容となっております。

委員ご指摘のように、今回の学習指導要領の改訂によりまして、社会保障の充実、安定化について学ぶことが、学習指導要領上、明記されたことから、今後はいずれの教科書におきましても、その記載がなされることを見込まれますが、品川区におきましては、そのような改訂の趣旨も踏まえまして、ともに生きる社会の中での社会保障制度の重要性等について、子どもたちにしっかりと学ばせていくことが大切であると考えております。

○大沢委員長 質問者のつる委員におかれましては、区全体としての取り組みはどのようにされるのかという質問の内容も入っております。その点につきまして、所管の理事者におかれましては、ご答弁を願いたいと思います。

○永尾福祉部長 やはり今までの考え方、少し意識を変えていかなければいけないと思います。地域福祉計画の策定に当たって、全庁の検討委員会等も行いますので、その中で議論を重ねながら共生社会の実現について、一步一步進めていきたいと考えております。

○つる委員 大綱で示されたとおり、エイジレス社会における支え手として、1人でも多くの方に元気高齢者があり続けていただくことが必要です。2016年の決算特別委員会で、健康寿命を延ばして健康と要介護の間の状態であるフレイル、高齢者の虚弱に対する取り組みとして、健康づくりへの動機づけが今後ますます重要と指摘し、改めて健康マイレージ、ヘルスケアポイントの導入などを求めていたことから、来年度、健康ポイント制度がスタートすることを歓迎します。

フレイルとは、加齢とともに筋力や認知機能などの心身の活力が低下した虚弱状態のことで、東京都健康長寿医療センター研究所によると、フレイルの人は、そうでない人と比べて要介護などのリスクが2.4倍になるとのことであり、国内に450万人、75歳以上の1割から2割との推定もあります。習慣的な運動や口腔ケアでフレイルにならないようにすることが大切で、医師で作家の鎌田實さんは、筋肉や骨、血管をつくるタンパク質の摂取や、太股の筋肉を強化することが大切と指摘しています。

健康政策等を研究されている筑波大学大学院の久野譜也教授は、高齢者の筋力運動は、トレーニングというよりリハビリに近い内容にして、筋トレではなく負荷を軽くして行う筋リハを勧めています。また、筋リハやウォーキング、バランスのよい食事をとり、就労やボランティア活動などで社会的役割を担い、生きがいを持ち続けることが大切で、たとえ病気があっても、自身の生きがいを全うできる人こそ、健康で幸せな人だと述べています。

フレイル予防の研究を行っている東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授は、フレイルを予防するためには、栄養・食・口腔機能、運動、社会参加の3つがポイントであることが研究結果として判

明したそうです。

そこで、区が取り組む介護予防や高齢者向けの健康施策に、フレイルの要素を踏まえた取り組みを行ってはいかがでしょうか。これまでの介護予防や高齢者向けの健康施策の取り組みの成果とあわせて、ご所見をお聞かせください。

○永尾福祉部長 区では、運動系の介護予防事業として、ご本人の状態にあわせまして、軽いものから、少し負荷のかかったものまで実施しております。やはり介護予防というのは非常に重要だと位置づけておりまして、いつまでも自立した生活を送れることが介護保険の運営のためにも資するものと考えておりますところから、理学療法士の意見を取り入れながら、いろいろなメニューを考えているところです。

区では、リハビリ専門チームを設置しておりまして、医師や理学療法士、また区の担当者をメンバーとしておりますけれども、毎年1回から2回、介護予防事業の検証や介護予防関係者のスタッフの研修等を実施しております。今後もリハビリの視点から、各事業のメニューや実施方法について検討していきたいと考えております。

また、これまでの介護予防や高齢者向けの健康施策の取り組みの成果ということですが、とても軽いものからいきますと、いきいきうんどう教室というのが地域の公園の健康遊具を使って行っております。そこは本当に初心者の方がやっているのですけれども、その卒業生が今度は指導するお手伝いの側に回っていき、日常の中での運動を継続して行ったり、教室外で自主的な活動を行ったりというふうに発展してきております。

また、栄養改善のほうでいきますと、シニアのための男の手料理教室、大変古い事業でございますけれども、その中で仲間づくりができて、地域で活躍するような人材も出てきているというところで、そのときの運動や講座だけではなくて、その後の発展にもつながってきているというところがとても成果の出ているところだと認識しております。

○つる委員 今ご答弁いただきましたことも含めて、もちろんエイジレス社会と言われて、支え手になりたいという気持ちがあっても、病気や障害などによって支えられない、担えないと思う方もいらっしゃると思います。こうした懸念を払拭するものとして、国連の第1回高齢者問題世界会議の成果として、1991年に高齢者のための国連原則として定められた独立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5項目が挙げられます。一人ひとりの意思を尊重する独立、健康や生活面での保護を求めるケア、差別や虐待から守る尊厳、そして参加と自己実現は高齢者の生きがいという面で欠かせない要素で、仕事に限らず、人々や社会のために何かをすることができたという日々の喜びと実感であるともいえます。そうした意味で、たとえ病気や介護をされる身になったとしても、その方がその場所で生きていること自体に幸せや喜びを感じてくれる人が周囲にいるということを通じて、担い手を支えることにつながると私は思います。

さて、今回お聞きした地域共生社会の実現に向けた取り組みや品川区がこれまで先駆的に実施し、全国の模範となってきた成年後見センターや、要介護度改善ケア奨励事業など、誇りとしている事業があると思います。

そこで、これまでの高齢者施策で他自治体の模範となる取り組みをお知らせください。

また、地域共生社会の理念に資するものと本会議でご答弁いただいた旧小山台住宅跡地を活用した地域共生社会のモデルケースとなる拠点づくりを全国に先駆けて着手し、冒頭に引用しました高齢者問題世界会議を東京都や近隣自治体と協力して、品川区にも会場を誘致することを国に働きかけ、品川区の

取り組みが世界に発信される機会としてはいかがでしょうか。

○永尾福祉部長 これまでの高齢者施策の他自治体の模範となる取り組みということでございますけれども、品川区では、平成15年ころから、施設サービス向上研究会ということで、サービスの質の向上に力を入れているところです。今お話のありました要介護度改善ケア奨励事業ですけれども、平成25年から始まっておりまして、質の向上を図ったところについてはインセンティブをつけるという事業になりますけれども、区では、この事業、さまざまな取材を受けまして、それがきっかけで平成28年11月10日の未来投資会議で、自立支援介護について国としても取り組まなければいけないということがうたわれました。その後、品川区では、平成28年12月に、岡山市、川崎市など7自治体で介護サービス質の評価に向けた提言書を厚生労働副大臣に品川区長が手渡しをいたしました。そういうことを受けまして、平成30年度から、保険者機能強化として、介護保険法が改正されまして、インセンティブ交付金が制度として創設されております。そこがきっかけで国も科学的自立支援の方法についての研究が始まったり、全国的に動いているというところで、品川区の取り組みがきっかけというところは、区としてはとてもうれしいというふうに思っているところです。

そのほか、地域包括支援センターの区の取り組みでございますけれども、品川区役所に統括型の地域包括支援センターがありまして、ここが核になりまして、20の在宅介護支援センターを取り巻くいろいろな問題について区で全て把握し、解決に向けて動いているというところがあります。そのマネジメント体制がきちんと構築されていることから、支え愛・ほっとステーションが全区展開されまして、それをまた介護予防の総合事業の第二層協議体ということの位置づけを全区展開されておりますので、多分、ほかの自治体の中で第二層協議体が全区展開されているところはあまり聞いたことがないということで、基盤の面では非常にできているかと思っています。これから共生社会に向けまして、今つくってあるその基盤を生かしながら、高齢者だけではなく、障害者やお子様のこともしっかりと相談支援できるような体制をつくれるように努力していきたいと考えております。

次の小山台住宅跡地の関係につきましては、委員会のほうでもご説明申し上げておりますけれども、地域共生社会の理念に資するものというふうなことも今検討しておりまして、地域のにぎわいや防災機能の強化とともに、子育て支援や福祉、高齢も含めた複合施設を検討しているところでございます。

また、高齢者問題世界会議の誘致につきましては、まずは国の所管、都の所管、窓口がどこなのかというところを調べ、詳細を確認していきたいと考えております。

○つる委員 ぜひ会議については積極的に検討をいただきたいと思います。

次に、AEDによる救命体制の拡充についてお尋ねいたします。

今年度、住宅街にあり、比較的深夜帯まで営業している区内公衆浴場全てにAEDが設置されました。そこで、まず、改めて自治体が設置等における根拠としている法令等は何か。また、現在の区内の設置台数についてお知らせください。

○西田健康推進部長 初めに、自治体のAED設置の根拠というお尋ねでございますけれども、自治体のAED設置に関する法令等の根拠はございません。しかし、平成25年9月27日付、厚生労働省医政局長名で各都道府県知事宛てに発出した通知がございます。この中に平成25年9月9日、一般財団法人日本救急医療財団がまとめたAEDの適正配置に関するガイドラインがございまして、これを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めるよう示されているものでございます。

次に、区内のAED設置台数のお尋ねでございますが、区有施設においては、206カ所に234台を設置しております。民間施設は、日本救急医療財団への登録台数によりますと、829台で、区有施

設と合わせて区内のAEDは、概算となりますが、1,063台となります。

○つる委員 AEDの設置を義務づけた法律は存在しない中で、横浜市は、民間施設での設置を義務づける独自の条例を制定するなど、各自治体の工夫によって日本は人口当たりのAED導入数は既に世界トップのようであります。しかし、いまだ心室細動と呼ばれる不整脈を主な原因とした心臓突然死で毎年7万人、1日に平均すると200人近くの方が亡くなっています。厚生労働省から2013年に出された今ご答弁ありましたAEDの適正配置に関するガイドラインが本年中に改訂される予定と伺っていますが、その中でも示されているように、さらなる効果的かつ戦略的な配備と管理が求められます。

そこで改めて、300mごとの設置を目指した住宅街への設置および24時間誰もが利用できる環境の整備を求めます。さらに、日常、地域の防災や発災時の救命などにも貢献されている消防団の方からお声もいただいたことから、より実践的に即応できるよう、消防団の積載車や小屋などへのAEDの設置助成を検討してはいかがでしょうか。それぞれご所見をお聞かせください。

○西田健康推進部長 AEDの住宅街への設置、24時間対応というお尋ねでございます。現在、品川区内において、駅前や繁華街などでは、おおむね300m間隔で設置されておりますが、住宅街については、公共施設や事務所などが少ないため、AEDの設置が進んでいない現状がございます。24時間対応可能なAEDの配備箇所は、区内警察署4カ所、交番26カ所、消防署4カ所、区役所防災センター2階の警備室の計35カ所がございます。24時間対応ではありませんが、区内には14路線40駅があります。全ての駅にAEDは設置されております。

また、深夜12時前後まで営業されている公衆浴場24カ所については、地域にとって夜間使用可能なAEDが増加するメリットが大きいため、今年度、設置助成を実施いたしました。

コンビニエンスストアのAED設置については、フランチャイズチェーンの店舗において、管理や運営方法などに課題があることから、対策が進んでいない現状でございます。こうした課題の解決策はなかなかお示しできない難しい課題でございますが、引き続き、検討はしてまいりたいと思っております。

次に、積載車や消防団の小屋へのAEDの設置助成についてでございます。AEDの設置台数につきましては、品川消防団5台、大井消防団3台、荏原消防団に2台の合計10台が区の助成により配置されております。また、都では、平成30年度に各分団に1台配置する予定と聞いております。AEDが不足する場合には、引き続き、消防団装備品補助金の活用を図っていただきたいと思います。

○つる委員 今ご答弁いただきました消防団のところは、平成25年、いわゆる消防団支援法で装備品の基準が改定されたことに基づいて増配備されたものだと思いますが、未配備のところもありますので、ぜひ積極的に支援をお願いしたいと思います。

同ガイドラインにも示されているように、ボールや人同士がぶつかり合う可能性の高い野球やサッカーなどの競技では、心臓震盪による突然死が若年者の運動中の突然死の20%を占めていると指摘されています。

そこで、区内の少年野球やサッカーなどのスポーツ団体の指導者に行っているスポーツ指導者養成事業にAEDの研修を盛り込んではいかがでしょうか。

また、AEDの設置されていない場所などで練習等を実施する際に、希望に応じてAEDを貸与できる仕組みを検討してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 AEDに関するご提案でございますけれども、これまで私どもスポーツ推進課では、スポーツの指導者に対しまして、質の向上、また、指導力の向上を目的に、スポーツ障害や救急法などさまざまな研修会を実施してございましたが、AEDに特化した研修はこれまで実施し

ておらず、関係機関や専門の団体などが実施するものに参加をする状況でございました。

また、少年サッカーや野球など各種少年スポーツ団体がホームグラウンドとして使用する場所には、既にAEDが設置されてございますが、AEDを設置するだけでは、委員ご指摘の突然の死や心停止となった場合に救命することはできず、重要なことは、AEDを使える人を増やすことだと私どもも認識してございます。そのような中で、今後は委員ご指摘のAEDを盛り込んだスポーツ指導者養成事業を実施し、救命訓練、または充実を図ってまいりたいと思います。

そしてまた、AEDの貸与についてですが、短期的なスポーツの合宿やイベントなどでそれぞれ出かける場合など、その場所にAEDが設置されていない場合、AEDを貸し出して携行していただけるような体制整備については、健康課を含めてスポーツ協会などと検討し体制の整備に努めたいと思います。

○つる委員 学校でも毎年100名程度の児童・生徒の心肺停止が発生し、AEDが活用されずに亡くなられた小学校6年生の悲しい事例もあります。同ガイドラインには、学校におけるAEDの設置について、広い学校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには、複数台のAEDを設置する必要があり、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生リスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要があるとあります。

そこで、区内の幼・小・中・義務教育学校における設置場所と設置台数について、同ガイドラインにあるように、5分以内に心停止発生場所で使用できる配置となっているのか、また、教職員の連携体制や対応訓練についてお知らせください。

加えて、発生リスクを考慮した配置の見直しや、体育館や運動場への増配備についてもあわせてお知らせください。

○本城教育次長 私からは、学校におけるAEDの配置に関してお答えします。

まずは、AEDの設置の台数でございます。幼稚園に8台、小学校に31台、中学校に10台、そして義務教育学校に17台で、合計で66台を設置しているところでございます。配置の場所としては、主に玄関付近に設置しているところが多い現状でございます。

また、このように、今現在、義務教育学校や規模の大きな学校におきましては、複数台のAEDを設置する等の体制をとっておりますので、厚生労働省のガイドラインにあるような5分以内に使用できる体制も基本的に整備されているものと捉えております。

次に、教職員の連携体制や対応訓練についてでございます。

まず、教員に対する研修といたしましては、AED講習会を実施するほか、現在、教育委員会にAEDの訓練のための練習用のトレーナー40台を学校への貸出用として備えております。各学校におきましては、それらの活用も含めまして、緊急時に迅速に対応できる体制を整えているところでございます。

なお、AEDの増配置等についてでございますが、過去の使用実績や現在も規模の大きな学校におきましては、既に複数台数設置していることから、今のところは配置数を増やす具体的な計画を持っているものではございませんが、教員による訓練等を通しまして、緊急時に常に迅速に対応できる体制を整えることが重要であると考えております。

○つる委員 先日、さいたま市の小学校で行われた日本AED財団主催の「学校での突然死ゼロを目指して」と題した救命教育の公開授業とシンポジウムに参加しました。公開授業では、救命教育の最終単元として、心肺蘇生トレーニングキットを活用して、胸骨圧迫やAEDの装着などが行われました。

さいたま市では、学校管理下でAEDが使用されずに心肺停止で亡くなった児童の名前を冠した「A

「SUKAモデル」という体育活動時等における事故対応テキストが2012年に、市内小・中・高・特別支援学校や、市立幼稚園の教職員に配置されています。

また、2014年度からは、全市立小・中・高校において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習が行われています。昨年3月に公示された国の中学校学習指導要領保健体育では、日本AED財団の要望もあり、授業で心肺蘇生を学ぶことが初めて明記され、付属の解説には、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法として直接圧迫などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

港区でも、来年度から区立の全小・中学校で、AEDなどを使った心肺蘇生を学ぶ授業の実施を検討しているようです。

突然死ゼロの学校にするためには、第一発見者となる可能性の高い児童・生徒への救命教育は重要です。そこで、品川区でも、小・中・義務教育学校で救命教育として心肺蘇生トレーニングキットなどを活用し、119番通報とAEDの要請、胸骨圧迫、AEDによる電気ショックの実技が行えるようにすべきと思いますが、現在の実施内容とあわせてご所見をお聞かせください。

○本城教育次長 私からは、児童・生徒に対する救命教育に関するご質問にお答えいたします。

救命教育につきましては、保健の授業で取り扱っておりまして、5年生では、けがの予防の中で心肺蘇生とAEDが紹介されております。また、8年生におきましては、傷病の予防の中で応急手当の意義等を学習しており、必要に応じてAEDに触れることをしております。

また、実技経験といたしましても、例えば小学校におきまして、消防署に依頼したり、消防団を招いたりしまして実習を体験するなど、それぞれの工夫の中でできる限り、いわゆる単なる座学だけではなく、実体験的に学べる機会を設けるように取り組んでいるところでございます。

心肺蘇生トレーニングを救命教育に取り入れることにつきましては、現在、教員研修用としまして、教育委員会として各学校に練習用トレーナーを貸し出しており、児童・生徒用の購入につきましては、効果や導入費用等もよく検討しまして、今後の課題として検討していきたいと考えております。

○つる委員 AEDについては、今ご答弁いただいたこととあわせまして、体系的な学習が大切であるという指摘もされておりますので、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

今後、今質問させていただきました質問の内容が、それぞれ前向きに検討されることを期待いたしまして、以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、つる伸一郎委員の質疑を終わります。

次に、たけうち忍副委員長。

○たけうち副委員長 区議会公明党を代表して、つる委員に引き続き総括質疑を行います。

平成20年10月の決算特別委員会以来の約10年ぶりの総括質疑となりますが、有意義な質疑となるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、安全で安心な品川区を築くための防災防犯対策の強化充実について質問いたします。

初めに、防災対策について2点伺います。

今月11日で東日本大震災から7年となり、いまだに7万3,000人を超える多くの方が自宅に戻れない、避難生活を余儀なくされているとの報道に触れ、心を復興を含めた一日も早い復興を願わずにはいられません。改めまして、被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

品川区でも、近い将来、必ず起きると言われております首都直下地震によりまして、800名近い多くの方が犠牲になるとの被害想定が出されている中で、さらなる防災対策の強化が求められています。

そこで質問の1点目は、避難所の強化について伺います。款別審査でも多くの委員から質疑があり、会派からも提案させていただきましたが、総括質疑ですので、改めて取り上げてまいりたいと思います。

新年度予算には、災害時の避難体制の強化を図るための避難所運営マニュアルの更新が計画されておりますが、そこで計画に至った経緯と事業の目的、主な更新内容について教えてください。

また、来年度には各避難所連絡会議に専門アドバイザーを派遣していくとのことですが、地元地域の声の反映は当然として、避難所ごとの地域格差が出ないように、更新の趣旨をしっかりと反映できるよう、区がリーダーシップをとって取り組んでもらいたいと思いますが、どのように取り組まれるのか伺います。

また、款別審査で、自分が避難する予定の避難所マニュアルを事前に確認できるよう、準備できるようにホームページ等での公開を要望しました。改めて更新に合わせての公開、情報提供を要望しますが、それぞれご所見を伺います。

○曾田災害対策担当部長 今回、避難所マニュアルの更新支援に至った経緯であります。区内全52の避難所のうち47避難所で避難所運営マニュアルを作成していただいておりますが、整備状況に差があり、全般としては不十分な状況にあると認識しています。また、内容の充実や課題の反映、これらにつきまして、避難所連絡会議に働きかけてきたものの、なかなか更新が進まないということから、今回、更新を支援することといたしました。

事業の目的は、全52避難所の避難所運営マニュアルの充実強化を図るというものであります。

主な更新内容は、避難所の管理運営体制や施設使用区分や運営ルールなどを更新するものであります。

区の取り組みでありますけれども、更新に当たっては、区からアドバイザーを各避難所に派遣しまして、施設の状況や現行のマニュアルを確認します。そして、各避難所連絡会議の意見を聞きながら、あらかじめ区で作成したチェックリストに基づき、各避難所の施設特性に適したものとするとともに、これまでの災害で課題となった要配慮者、あるいは女性、子ども、ペット、プライバシー、多様性、これらの視点を反映してまいりたいと考えております。

続きまして、ホームページでの公開についてです。各避難所の管理運営体制につきまして、区民の方が事前に確認しておくことは、発災時にスムーズな避難運営を行う上で必要なことだと考えております。避難所運営マニュアルは各避難所連絡会議で作成しているものでありまして、地域の意見を踏まえ、情報共有、公開方法について考えてまいりたいと考えております。

○たけうち副委員長 区議会公明党として、これまで何度も要望してきた女性の目線、要配慮者の視点、また、ペットの課題等についてもしっかりとマニュアルに盛り込んでいくことが確認されました。

ここで、事前に委員長に了承いただいております資料を提示させていただきたいと思っております。

款別審査でも提示をさせていただきましたが、こちらは3月1日より区内で配布されております。区内の主な区有施設、またスーパー等の民間施設にも置かれておりますが、都議会公明党の女性議員の提案で、都が作成しました女性の目線を生かした「東京くらし防災」でございます。実物はこちらの大きさでございます。大変好評で、在庫がなくなってきていると聞いておりますが、現在の配布状況、主な記載内容、冊子に対する区の評価、また、これまで区民からどのような反応や声があったのかお知らせください。

また、款別審査でも要望しましたが、都に対して増刷を要望させていただきたいと思っておりますが、区内での配布の拡大についてお考えをお聞かせください。

○曾田災害対策担当部長 「東京くらし防災」の現在の配布状況であります。現在、区内における配

布については、区有施設 83カ所、都施設や民間事業所 97カ所に配布場所が設定されており、そのうち区施設では 7,300冊の配布を予定しておりますが、実際に配布した部数は把握できておりません。

区としての評価ですが、女性の防災への参加を促すとともに、きめ細やかな災害への備えを促進するため、女性の視点から作成されており、啓発に有効な冊子だと認識しています。

区民の反応につきましては、直接声は届いておりませんが、たくさんの方が手にとっていただいております、おおむね好評だと認識しております。

○大沢委員長 増刷についての区のお考えをということですが。

○曾田災害対策担当部長 区内での配布の拡大についてですが、増刷の要望は既に都のほうにお願いしているところです。配布の拡大については、特に設置施設を増やすということについては考えておりません。

○たけうち副委員長 よろしくお願ひいたします。区有施設で足りなかったところに、ぜひしっかりと補充していただきたいと思ひます。

ところで、来年度には、「わが家の防災ハンドブック」の改訂が予定されておりますが、その際には、ぜひこの「東京くらし防災」の内容をしっかりとできる限り反映していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

また、その際には、款別でも提案しましたが、視覚障害者に配慮した音声コード、こちらもぜひ導入するよう改めて要望いたしますが、それぞれご所見を伺ひます。

ところで、先日、都議会の一般質問で、公明党議員が、避難所となる学校体育館の空調管理の重要性に触れまして、阪神・淡路大震災で空調管理が不十分なことでインフルエンザが流行し、誤嚥性肺炎などで多くの方が亡くなった例を聞きまして、空調設備、いわゆる冷暖房機の設置を進める区市町村への積極的な財政支援を要望した際、都の教育長より、関係部署や区市町村と連携し、引き続き、調査研究していく旨の答弁がありました。私は平成19年第3回定例会で、体育館の冷暖房の設置について提案して以来、会派としても要望してきましたが、こうした都の動向を注視しながら、空調設備、冷暖房機の設置に向けて検討するよう、改めて要望しますが、ご所見を伺ひます。

○曾田災害対策担当部長 改訂します「わが家の防災ハンドブック」への「東京くらし防災」の反映についてですが、「東京くらし防災」だけではなく、「東京防災」や他自治体のハンドブックなども参考に、いい点や参考になる事項は反映していくよう検討していきたいと考えております。

また、音声コードにつきましては、実際に目の不自由な方に使っていただひいて、その意見などを踏まえて次のハンドブックにどうするか研究していきたいと考えております。

○本城教育次長 私からは、学校の体育館の空調設備の設置についてお答えいたします。

まず、学校の屋内運動場への冷暖房の設置につきましては、1つは高額な設置費用がかかること、また、それに伴うランニングコスト等もかかるところでございます。特に既存の屋内運動場に設置することは、密閉性の問題や変圧器の交換などさまざまな課題を抱えているところでございます。ただ、その一方におきまして、避難所としての屋内運動場の快適性等を高めることや、あるいは、特に最近では、学校の授業、部活動におきまして、真夏の体育館利用時に熱中症の危険性が高まっていることもあり、それらの解決策を検討することは重要であると考えているところでございます。

費用や技術面の工夫については、現在も研究しているところでございますが、今後もさらに国や都の動向等、あるいは各自治体における設置状況等も参考にしながら考えていく必要があると考えているところでございます。

○たけうち副委員長　ぜひ音声コードについてはよろしくをお願いします。

体育館については、小・中学校とは違いますが、戸越体育館で、来年度、後づけでつけられるということも伺っておりますので、その動向も見ながら、費用対効果がありますけれども、必要だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、地域危険度の改善について伺います。

先日、東京都が5年ごとに行っている地震に関する地域危険度測定調査第8回の結果が公表されましたが、今回の調査結果について、どのような内容となったのか、前回と比べて主な変更点などについて教えてください。

この調査の本来の目的と防災対策における位置づけ、また区として過去の調査結果をどのように防災対策に生かしてきたのか、あわせてお聞かせください。

○藤田都市環境部長　地域危険度測定調査の、まず目的、位置づけについてでございますが、東京都震災対策条例の予防対策といたしまして、地域の危険度の研究、公表が位置づけられているものでございます。

地震災害に対する認識を深め、地域の方々の防災意識を向上させることや、震災対策におけるさまざまな事業を実施する地域を選択する際に活用することが目的とされてございます。

調査でございますが、地震により倒壊する建物の量による建物倒壊危険度と、地震により発生する火災で焼失する建物の量による火災危険度、こちらを町丁目ごとに評価しているものでございます。また、2つの危険度に道路や公園の整備状況を加味いたしまして1つの評価にまとめた総合危険度の3つで構成されまして、第8回目の調査は、都内の5,177町丁目でもっとも高い危険度5から危険度1の評価をしているものでございます。

評価後の区内の状況でございますが、建物倒壊危険度では、該当はないということでございます。火災危険度では、豊町五丁目ほか11町丁目、総合危険度では、西大井三丁目ほか4町丁目という結果でございました。

調査における前回からの変更点でございますが、火災危険度において、火災発生からの延焼時間を今までは6時間で評価をしてございましたが、こちらが12時間に変更されてございます。これによりまして、区内の木密地域を中心に、個別には改善が進んでおりますが、相対評価で上がってしまった町丁目が出てきているということもございます。

また、生かし方についてでございますが、区ではこれまで、防災まちづくりに向けた地域の皆さんとの話し合いの際に、こうした地域危険度調査を活用いたしまして、防災意識の向上を図るとともに、まちづくりを進める範囲ですとか、課題の改善手法の検討、それから耐震化、不燃化に対する助成などの制度構築に活用してきたところでございます。その結果、防災まちづくりを進めるべき整備地域内の耐震化率は、平成24年と比較いたしまして8.6ポイント、不燃領域率は、不燃化特区指定の平成25年のときと比べまして、最大で7.5ポイントそれぞれ上昇するなど、着実に改善をしているところでございます。

○たけうち副委員長　区内全体として着々と防災対策が進んでいるというふうを受けとめさせていただきましたが、今回の調査結果では、西大井三丁目、また、私も見た中では、隣の大井七丁目など、いわゆる荏原地域だけではなくて、大井地区での危険度がクローズアップされたと、このように理解いたしております。

こうした結果について、西大井三丁目、ここは出石町会という町会なのですが、ここの何名かの方に

お話を伺いますと、本当に驚くとともに、心外な思いをされているということでございました。

なぜかといいますと、区の方もご存じですけれども、この西大井の出石町会は、私の記憶が正しければ、区内で一番最初に要援護者のワークショップを始めて、また町会独自でトイレの備蓄もしております。また最近では、町会内で防災マップをつくったり、また、今、区が進めています要援護者の個別支援計画についてもモデル実施で各町会に先駆けてやっている。本当に一生懸命取り組んでいるんですけども、なぜこのような結果になったのかというふうに非常に残念がっておりました。地域の防災に対するこうした活動が調査に加味される項目ではないということは承知しておりますが、どうしてこのような形で西大井三丁目、また大井地区がこうした結果になったのか、改めて教えていただきたいのと、また、今後、出石町会と隣接地域への丁寧な説明が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、今回の結果を踏まえて、今後、大井地区でのどのような対策が必要なのか、それぞれご所見を伺います。

○藤田都市環境部長 出石町会におけます他の地区に先駆けた取り組みでございますが、区としても、防災協議会などを通じて把握をしており、評価をしているところでございます。

しかしながら、こうした評価が総合危険度の評価につながる仕組みにはなっていないというのが現状でございます。火災危険度における評価の際、先ほど申し上げました延焼時間が6時間から12時間に変更されたことに伴いまして、延焼がとまらないというような評価があったことや、避難や救援に資する道路や広場なども少ないことが起因しているというふうに考えられてございます。区としても、こうしたことに対する対策が必要ではないかというふうに考えてございます。

現在、区では、出石町会も含みます大井、西大井地区では、防災まちづくりの検討会を平成21年から開催してございます。こうした地域の防災まちづくりを区として支援しているところでございます。

今回の地域危険度調査の内容につきましては、こうしたまちづくり検討会の中でもお知らせをいたしまして、具体的な事業手法については、地域の皆さんと話し合っていく考えでございます。

○たけうち副委員長 ぜひとも丁寧な説明と、また早急な対応策をご検討いただきたいと思います。ここで提案なのですけれども、今回の西大井三丁目、災害時活動困難度が品川で唯一ランク5と最大となっております。今ご答弁あったとおり、防災広場等の整備が必要になってくると思います。そうした意味で、今、品川区では、荏原地区4地区で実施しております。また来年度は西品川地区で実施予定と聞いておりますが、密集住宅市街地整備促進事業、これは国の事業でございますが、こちらを西大井三丁目、大井七丁目を中心としました大井地区でも実施できるように、ぜひ国に働きかけていただきたいと思います。そして防災広場等の整備を積極的に図ってはいかがでしょうか。ご所見を伺います。

ところで、現在、西大井三丁目11番地には、空き家となった最高裁判所の公邸があり、かなり広い敷地があると聞いておりますが、どれくらいの広さなのか、現在の活用状況と、今後の国の活用方針等について、わかる範囲でお知らせください。

○藤田都市環境部長 私からは、密集住宅市街地整備促進事業の導入のお話についてお答えをいたします。

現在、大井、西大井地区でございますけれども、まちづくり検討会において、防災まちづくりの手法について話し合いを行っているところでございますが、こうした話し合いの中で、もう少しのところまで地域の皆様の意見の取りまとめができるところまで来ていると区としても感じているところでございます。

今後、地域における事業の導入を見据えまして、具体的な道路拡幅あるいは防災広場の設置に向けた

計画策定を区として引き続き支援をしていきたいと考えてございます。

○中山企画部長 西大井三丁目の用地についてでございますけれども、建物が2棟、土地の面積が約1,600㎡でございます。

現在の活用状況と国の活用方針等ということでございますけれども、現段階での所有者は最高裁判所となっております、従前は公邸として活用されておりましたが、現在は使用されてございません。今後の活用につきましては、現段階では未定ということでございます。

この土地の活用については、今後も国の動向を注視しながら情報収集を進めてまいりたいと考えてございます。

○たけうち副委員長 企画部長のご地元の地域でございますので、ぜひお願いしたいと思っておりますが、1,600㎡と申しますと、非常に広い土地でございます。大井中央公園とか、豊町六丁目にありますゆたか防災広場と同じぐらいの面積かと思っております。また、場所も西大井三丁目内ですけれども、大井七丁目と隣接しておりますので、ぜひ地元町会等の声を聞きながら、積極的に国と交渉していただき、防災広場の整備につなげていただきたいと思います。

また、西大井三丁目の出石町会は、西大井に6町会ある中で唯一会館のない町会でございます。活動に際してさまざまな苦労があろうかと思っておりますので、こうした公邸、状況等を踏まえながら、可能なならば会館に近い形での活用も視野にご検討いただきたいと思います、ご見解を伺います。

○中山企画部長 先ほども答弁申し上げましたように、現段階では、国としてはまだ活用も未定ということでございますので、情報収集をしっかりとやっていきたいということでございますけれども、こういう貴重な公有地につきましては、地域の課題解決に向けての活用の可能性は想定されますので、区として情報をとってまいりたいと思っております。ただし、国有地につきましては、区が優先的に取得する場合には、活用方法について、例えば福祉だったり、防災であったり、条件が付される場合がございます。この辺の国の動向もよく注視しながら、情報収集をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

○たけうち副委員長 ぜひ情報の収集をよろしくお願いいたします。

次に、防犯対策について2点伺います。

初めに、特殊詐欺対策の強化について伺います。

款別でも幾つか質問が出ておりましたが、昨年、都内で発生したオレオレ詐欺などのいわゆる特殊詐欺は、9年ぶりに3,000件を超え、今年はさらに上回るペースと聞いております。

そこで、品川区における特殊詐欺の発生状況について、直近の3年間の件数と金額の推移、主な事例と最近の傾向性について、これまでの区の取り組みについてもあわせてお知らせください。

また、款別審査で確認しましたが、現在、特殊詐欺対策として、希望者に無料貸与で自動通話録音機を配布していると聞いておりますが、この効果と、また、新年度の予算の台数について伺います。

○堀越地域振興部長 それでは、区内の特殊詐欺の発生件数でございますが、最近3年間、平成27年が56件、平成28年が59件、昨年平成29年が137件というふうに、年々増加している状況でございます。

被害金額につきましても、平成27年が約1億4,900万円、平成28年が約1億9,000万円、昨年平成29年が約2億5,700万円と増加しております。

主な事例でございますが、類型別に見ますと、平成29年のデータでございますが、オレオレ詐欺が41件増の79件、還付金詐欺でございますが、こちらが37件増の41件と大幅に増えているという状況でございます。オレオレ詐欺、これは息子などを騙り、鞆をなくした、取り引きですぐに現金が

必要というような、そういう言い方で現金をだまし取られるというケースでございます。還付金詐欺では、医療費の還付金がある等といった手口でATMを操作させるというような形で、被害者が無意識のうちに送金してしまうというような手口が多くなってございます。

これまでの取り組みといたしましては、まず、警察をはじめとする関係機関と連携をいたしまして、警察のほうから電話が、事件が発生した地域に対して区に情報提供がございまして、生活安全サポート隊が青パトの車両を活用して、当該地域での広報活動などを行っていたりしますほか、地域安全のつどい、それから該当でのキャンペーンなども行っているものでございます。それから、消費者センターですとか、各警察署が窓口となり、今ご質問がございました自動通話録音機の設置の促進を図っているところでございます。そのほか、ホームページ、広報紙等で、こういった広報、周知を図っているところでございます。

自動通話録音機の効果でございますけれども、これで被害を完全に防げたというのは、なかなか立証するのは難しいところもございまして、区内を含めまして都内におきましても、これまで機器を設置した世帯からの被害報告は出ておりませんので、効果があるものというふうに考えてございます。平成30年度の設置台数、本年度同様、来年度も500台を購入するというような形で予算措置を講じているところでございます。

○たけうち副委員長 自動録音機については、今、被害件数も増えているということですので、ぜひ500台いわず、補正予算での追加も視野に入れて、民生委員、また、町会の関係者などとも情報を共有しながら、希望者も大事なのですが、必要と思われる方に優先順位をつけた対応が必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

また、区民への情報の提供についてですが、現在、区では、区の行事ですとか、また、大雨、洪水、防災情報などをメール配信しておりますが、こうした特殊詐欺とか、また不審者などの防犯情報の配信は現在ありません。区のホームページで「メールけいしちょう」への登録を周知していることは承知しておりますが、近隣の港区、目黒区等でも、区からの一定の情報配信を行っております。また、最近の報道では、ご存じかと思いますが、荒川区では警察からの特殊詐欺の不審者情報を受けた際、防災行政無線で、その関係した地域内に警戒をうながす、このような取り組みを行うことが発表されております。そしてさらに、警視庁では、先月の2月5日以降の1日ごとの区別の被害件数と、また全体の1日の被害総額をツイッターで配信しております。品川区では、2月15件、また3月では15日までで11件と、昨年を上回るペースで被害が確認されております。こうしたさまざまな情報提供の取り組みを参考事例にしまして、特殊詐欺等の犯罪情報に対する区としての情報提供のさらなる拡充を求めますが、いかがでございましょうか。

またあわせて、今、警察や地域、関係者との情報共有の場として、年1回から2回、生活安全協議会が開催されておりますが、これには議会の参加がございません。交通安全協議会には議会から参加しておりますが、この生活安全協議会への議会からの参加も提案いたしますが、それぞれご所見を伺います。

○堀越地域振興部長 まず、追加購入でございますけれども、区内の発生状況、各警察署とも協議をしながら、また、この制度は都の助成制度を活用しているため、都との予算の調整も必要でございますので、そういった面を含めながら検討してまいりたいと思っております。

それから、民生委員、町会関係の方など情報共有につきましては、民生委員の方々への防犯講和の毎年の実施ですとか、高齢者見守り活動などでの注意喚起なども行っているところでございます。各町会での自動通話録音機のチラシですとか、回覧板の活用など地域の方への周知についてもご協力をいただ

いているところでございます。

情報提供についてでございますが、こちらにつきましても、各種広報媒体、生活安全サポート隊による広報活動などもさらに強化をしていきたいというふうに考えてございます。そのほか、被害発生状況、犯罪の手口などにつきましても、区のホームページなどを通じて広く区民に周知して被害防止を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、防災行政無線の活用につきましては、荒川区での取り組みの効果なども私どものほうでも伺っていくほか、ほかの自治体の動向なども今後調査をしてみたいというふうに思っております。

それから、生活安全協議会への議会からのご参加についてでございますが、こちらにつきましては、町会、防犯協会等の代表の皆様からの構成となっております。各委員はじめさまざまご意見を伺いながら、こちらについては検討させていただきたいと考えているところでございます。

○たけうち副委員長 ぜひともよろしく申し上げます。高齢者にとりまして大切な老後の資金、また家族のために大事な貯金でございます。卑劣な詐欺でなくなってしまうことのないように、警察だけではなく、しっかりと区も総力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目は、子どもたちの安全対策について伺います。

未来の宝である子どもたちの安全対策は、区の大切な仕事であり、地域に住む区民の皆様のご協力が不可欠です。品川区では、他区にない取り組みとして、平成17年度から導入された近隣セキュリティシステムにより、現在まで約12年間、大きな事件は起きていないと認識しており、この間の関係者のご尽力に感謝いたします。

そこで改めて、同システムについて、導入に至った経緯と、これまでの取り組みについて、過去3年間の駆けつけ件数や誤報の件数、また協力者の人数と位置づけについて、区の事業に対する評価とあわせてお知らせください。

また、来年度から「児童見守りシステム」に名称が変わると聞いておりますが、理由について教えてください。

○堀越地域振興部長 まず、このシステムの導入経緯でございますけれども、平成13年に大阪府内で発生した小学校での児童殺傷事件などがございまして、児童の安全確保に対する世の中の関心の高まりを受けまして、防犯ブザーよりも、より進化した「まもるっち」を児童が携行することにより、地域全体で児童の安全を守るということを目的として、平成17年より本システムを導入しているところでございます。

今ご紹介ございましたとおり、導入から現在まで、児童に重大な危害が及んだ事案は1件も発生していないところでございます。

過去3年間の緊急発報件数は、平成27年度が14件、平成28年度12件、本年度は、昨日までに8件と年々減少傾向という形でございます。

誤報の件数は、平成27年度が5万4,116件、平成28年度が5万1,932件、本年度は、2月末現在で5万6,024件となっております。若干増加しているというふうな状況にございます。

それから、協力者につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、今、平成28年度末現在で1万2,390人の方にご登録をいただいているところでございます。本システムは全国でも先進的な取り組みでございます。それから、児童に対する犯罪の被害の防止、この抑止効果として大きな効果を発揮しているというふうに思っております。そしてこの協力者の方々、児童の保護者を中心

とした協力者の存在が大変重要であるというふうに認識しているところでございます。

それから、事業に対する評価でございますけれども、今説明しましたとおり、重大な事件は発生していないということと、それから、教育現場からも児童の安全確保に役に立つといったご意見、ご家庭からも、安心して子どもを外に出せるといったご意見を頂戴しているというところでございます。今、このシステムが大変有効に機能しているというふうに思っております。

なお、名称につきまして、「児童見守りシステム」というふうに名称を変えますけれども、これまでの「近隣セキュリティシステム」という名称が、わかりにくいというご意見を頂戴していたため、誰からもわかりやすくするという形で、来年度より名称を変更するというものでございます。

○たけうち副委員長 先日、会派でシステムの稼働状況を視察させていただきました。放課後だったこともあって、ひっきりなしに電話がかかってまいりまして、3名のオペレーターの方が、なれた様子で対応している姿を拝見して、改めてシステムのすばらしさを感じました。しかし、やはりほかの自治体との大きな違いは、1万2,000名、先ほどいただきました1万2,000名を超える協力者が、いざというときには駆けつける地域の力かと思えます。

そこで、協力者についてですが、私も3人の子どもが区立でお世話になり、システムの開始当初から今でも協力者になっておりますが、今までに幸いなことに一度も駆けつけの要請メールはなく、年1回の協力者通信の郵送のみで、意識がない方がほとんどだと思います。以前に提案し数年実施された協力者対象の講習会も、最近では実施されていないようですが、区として協力者に対する意識の向上についてどのように考えているのか伺います。

防災訓練は、いつ起きても、わからなくても、区の主催も含めて各地域や町会等で頻繁に行われている反面、防犯に対する意識の低下を懸念しますが、協力者の講習会の復活とともに、新たに協力者の駆けつけ訓練の実施を提案いたします。

あわせて、年間十数件起きております協力者の緊急通報ですが、こうした通報があった場合には、メールで配信するなどの情報共有を図るよう提案いたしますが、ご所見を伺います。

○堀越地域振興部長 協力者の方の意識の向上というご質問でございますけれども、これまで重要事件発生時といいますか、重大な事件の事例はございませんので、発報があった時点で協力者の方に現場に駆けつけていただいたという事例は幸いにしてございませんけれども、今後、本システムを効果的に運用していくために、やはり協力者の方へのそういった啓発、周知は継続的に行っていく必要があるというふうに考えてございます。そのため、ご紹介いただいた協力者通信を年に1回もしくは2回、協力者の方へ送付しまして、まもるっちの取り組みの状況について周知しているほか、平成27年度と平成28年度は、一斉送信テスト、一斉送信による緊急連絡テストも実施してございます。講習会等、今ご提案いただきましたけれども、ご提案の視点も含めて、研修会、訓練など、いろいろ検討して協力者の方への意識づけ、また、ご提案いただいた内容について、協力者通信に記載してお届けするというやり方もございますので、こうした機会を捉えて、児童の安全確認の方法などについて再認識いただき、協力者としての意識づけといいますか、そういうようなものをさらに高めていただきたいというふうに思っております。

それから、情報発信の点につきまして、参集要請がない場合のいろいろなご提案でございますけれども、協力者の方に対して、やっぱり必要な範囲でのご提供が必要でございまして、不安を煽ることがないようにということも一方で考えなければいけません。個々の事案ごとに判断すべきでございまして、配信する内容、範囲、時期なども慎重に精査し、やっていきたいと思っております。どのような方法

が協力者の方々にとって意識づけに役立つのかということを含めて、今後も調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○たけうち副委員長 ぜひよろしくお願ひします。この1万2,000名の協力者の方々には、既にこの地域の中で児童の見守りボランティアとして活動いただいております。今後、少子高齢社会を見据える上で地域になくてはならない方であると思ひます。そこで、例えば、支え愛・ほっとステーション、また認知症の見守りボランティア等、新たなボランティアとして活動いただけるような環境づくりと、今後の周知啓発等の仕組みづくりについて、ご所見を伺ひたいと思ひます。

○堀越地域振興部長 今、新たなという形でご提案をいただきましたけれども、本システムの協力者は、全体の約8割が児童の保護者となっております。自分の子どもが地域で見守りをさせていただいているという観点から、自分もほかの方のお子さんについて、安全確保のために協力したいという意識から協力者として登録をさせていただいているという実態がございます。子どもと大人で活動する時間帯が異なるですとか、本システムの協力者は有事の際に可能であれば現場に行つていただくことを目的としていますので、高齢者見守りとは、その内容に若干の違いがあるかというふうに認識しているところでございます。ただ、いずれにしましても、防犯意識を地域全体で高めていくという観点で、高齢者福祉、福祉関係の部署とも連携をして、こういった本システム以外のボランティアの方の活用について、例えば先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、協力者通信にそういった視点の内容を記載するですとか、さまざまいろいろなことは検討する余地といひますか、今後いろいろ調査研究していきたいというふうには考えているところでございます。

○たけうち副委員長 以上で、品川区議会公明党の総括質疑を終了します。大変ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、たけうち忍副委員長の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時27分休憩

○午後1時30分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。のだて稔史委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、中塚委員とともに総括質問を行います。私からは、区のまちづくりは、巨大道路と超高層再開発であり、まちづくりどころか、まち壊し。修復型のまちづくりへの転換を求めて質問します。

委員長の了解を得て、資料を随時提示します。

まず、この「しながわのまちづくり」というパンフレットがありますが、この中身は再開発と道路です。この中にも再開発が次々と書かれております。区が行つてきたまちづくりは、住民を追い出し、まちを壊す、特定整備路線や臨海部と大崎から、今度は内陸部の五反田、武蔵小山、戸越公園と広がり続け、大企業の利益のために税金をそそぐ再開発が中心です。これが本当にまちづくりといえるのでしょうか。

1つ目は、巨大道路29号線についてです。

29号線で行われているのは、住民追い出しです。29号線は幅20m、長さ3.5kmの巨大道路で、戸越銀座商店街を分断し、戸越公園駅周辺商店街の片側を削り、住宅地のど真ん中を貫く計画で

す。2020年までに整備するとしています。築き上げてきたまちと、まちをつくってきた住民を根こそぎ立ち退かせ、地域の絆を破壊します。29号線の事業認可に対し、住民が不服審査請求をした際の文章を紹介します。

家が移築できる土地もない、説明会では、計画どおりに行うと言うのみで、慎重や反対意見に耳をかそうとしない印象で恐ろしい。また、別の方は、いつか起きるかもしれない地震が、私には残り5年で起こるのだと嘆くばかりです。自分で再建する体力も気力もありません。これまで築き上げてきたものが一瞬にして壊される喪失感と無力感のはかりしれません。住民を追い出し、地域の絆を破壊する、まさにまち壊しです。住民にとっては道路が災害のようになっていきます。今のまま住み続けることを求めて、昨年、住民は認可取り消しを求める裁判に立ち上がりました。裁判の意見陳述では、西大井在住の方は、苦勞して建てた夢の城である自宅と、退職後に大切に育んできた近所づき合いが道路で一瞬にして奪われる、今の生活を壊すのが29号線という訴えです。これまでまちを築き上げてきた住民を立ち退かせるのは、まち壊しではないのか伺います。

改めて、29号線によって立ち退きを迫られる建物棟数、世帯数をお聞きます。

○藤田都市環境部長 東京都が整備を進めております特定整備路線でございますが、木造密集地域における防災上の課題を早期に解決するために重要な道路でございます。29号線もそのうちの1つの路線です。

地域の課題である防災性の向上は、将来に向けた安全で安心できるまちづくりのための重要な方策の1つでございます。震災が起き、これに伴い火災が発生し、まちが燃えてしまうことは、まちが壊れてしまうことでございます。これを予防するためにまちをつくることは極めて重要でございます。区といたしましては、東京都と連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

住宅の棟数でございますが、東京都のほうからは、29号線全線ということで、大田区東馬込のほうも含めた約600棟というふうなお話もいただいておりますが、区内に限りますと、これまで区のほうからご紹介もしています住宅地図により、手作業でカウントした約550棟という結果でございます。世帯数については把握をできてございません。

○のたて委員 燃え広がらないまちのために、もといた人を根こそぎ追い出すのが、まち壊しなのでしょう。既にこの道路によってまち壊しが行われていると思います。29号線によって壊されるものはほかにもあります。商店街や町会も29号線によって分断されます。防災公園も地域の絆も破壊される。大崎図書館も玉突きで壊される。まちをめちゃくちゃにするのが29号線です。

商店の方からも、70年戸越に住み、朝7時から夜11時まで必死に働いた。道路をアスファルトからレンガに、ネオンも明るくした。道路で住民を立ち退かせ、我々も、親が残してきた事業もだめにしてくれるこの話は断じて反対しますとの訴えです。まちをつくり上げてきたのは、そこに住む人たちです。

29号線は、住民の絆や文化を壊すものではないか伺います。区は、多様な区の魅力の1つとして、百を超える商店街が生き生きと地域で活動されていることを挙げています。区が魅力の1つとする商店街が壊されるのがまちづくりといえるのでしょうか。伺います。

○藤田都市環境部長 過去の教訓を生かしながら防災力の向上を図るとともに、これにあわせてまちのにぎわい、こういったものを確保することは大変重要であると考えてございます。都の道路整備にあわせまして、区として、例えば戸越公園駅周辺の商店街の皆さんとは、まちのにぎわいの継続とさらなる発展のために、こういった方々を支援しているところでございます。お互いに知恵を絞り合い、まち

づくりの検討を進めているところでございます。

木密地域を安全で安心できるまちにするためには、都が進めている特定整備路線の整備だけではなく、区といたしまして、耐震化や不燃化に対する助成や支援も行っているところでございます。もちろん土地をお譲りいただく方々もおられますけれども、相談窓口を設け丁寧に対応させていただいているところでございます。これらを重層的に進めることで、まちづくりを進める考えでございます。

○のだて委員 29号線は、区長が進めてほしいと東京都に進言し、防災を口実に進められたものです。区はさまざま、先ほどもご答弁していましたように施策を重層的に行うことが重要だと言います。しかし、この道路は延焼遮断帯の考え方自体が防災にならないのではないのでしょうか。飛び火が道路を超えて火災が広がることもあります。仮に延焼遮断できたとしても、当路の両側で出火すれば、何の意味もありません。片側だけでも500棟も1,000棟も燃えてしまうという都のシミュレーションでは、まちを守れません。住宅の不燃化を進め、区が燃え広がらないという不燃化領域率70%になれば道路は必要なくなります。そんなもののために住民の生活を壊すのはやめるべきです。防災を口実にして住民を追い出すことがまちづくりなのですか。伺います。

無理やり不燃化領域率を上げるため、29号線で住民を立ち退かせるものではないのか伺います。

○藤田都市環境部長 木密地域の皆様方が住み続けられるように、都と区が連携して進めているのが木密地域不燃化10年プロジェクトでございます。一部の計画道路に土地がかかる皆様方には、土地をお譲りいただくをお願いしているところでございますが、先ほども申し上げたとおり、相談窓口を設け、ご希望を聞き、丁寧に対応をしているところでございます。区として耐震化や不燃化に対する助成や支援を行っていることも、住み続けていただくことを前提とした取り組みでございます。

○のだて委員 防災を口実にして守るべき住民を追い出しているのが実態です。効果をなさない、住民を追い出し生活を壊し道路をつくるのは、まちづくりではありません。まち壊しの29号線に600億円の税金が投入されようとしています。ほとんどが用地買収費です。道路の用地買収に使うのではなく建物に使える、住民も住み続けられ、税金も少なく済みます。政府の中央防災会議は、住宅の耐震化や感震ブレーカーの設置など予防策の充実で被害想定9割を抑制できるとしています。住民を立ち退かせ、まちを壊す29号線の撤回を求めます。防災ならば600億円の税金を耐震化や感震ブレーカー設置など、抜本的に進めるために使うことを求めますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 区では、これまでも耐震化としての診断や設計、あるいは改修工事、また感震ブレーカーの設置などについて助成をするなど、しっかりと支援をしてきているところでございます。木密地域を燃えない、燃え広がらないまちにするために、個々の建物を燃えないものにする、あるいは初期消火などに対する防災訓練の実施、また、スタンドパイプや街頭消火器の配置、燃え広がらないために延焼遮断帯を形成する特定整備路線の整備など、さまざまな事業を総合的に重ね合わせて進めることが大切でございます。子どもや孫の世代のために、燃えない、燃え広がらない安全安心のまちをつくり上げていくことが今の私たちに求められているものだと考えてございます。しっかりと予防型の防災まちづくりを進めていく決意でございます。

○のだて委員 防災のまちづくりを進めると言いますが、その耐震化や感震ブレーカーの設置をさらに抜本的に進めるよう、29号線の税金投入を変えていただきたいということです。住民を立ち退かせ、まちを壊す29号線は撤回すべきです。

2つ目に、超高層再開発についてです。

超高層再開発も、防災などを口実に区内各地で進められています。しかし、本当に防災になるので

しょうか。区の高層マンションの防災対策ハンドブックにも問題点が書かれています。被害の特徴を、高層階が長く大きく揺れることで、家具が転倒、移動などして、けがや住宅破壊の原因にと紹介。また、ライフライン停止でエレベーターによる上下移動やトイレの使用ができなくなる。大量に発生するごみの管理の問題も深刻化など、紹介しています。

また、超高層は、ほかの建物よりも耐震性があるのかと款別審査で質問すると、区は違いはないと答えました。超高層ビルが防災対策とは誤りです。超高層ビルは防災の課題を増やすものではないか伺います。

再開発でも、住民が追い出されています。再開発によって、もといいた人は追い出され、地域に愛された店がなくなり、どこの駅前に行っても同じ顔のまちになってしまいます。再開発地域に済み続けていた人が裁判で訴えられ、追い出される自体まで起きています。防災などを口実に住民を追い出す再開発のどこがまちづくりなのか伺います。

○藤田都市環境部長 再開発という漢字でございますけれども、再び開発をするというふうに書きますが、なぜ再び開発をする必要があるのかというふうに改めて考えますと、そこには地域の課題があるからでございます。品川区においては、その課題の多くが老朽化した木造の建物が密集して建ち、災害があったら不安であるといった声や、道幅も狭く、広場もなく、火災のときに消防車が入ってこれず不安であるといったような声が聞かれてございます。地域の方々みずからがこうした課題を解決するために、建物を共同化し、オープンスペースを生み出し、道路や広場、公園緑地などの空間をつくりまして、新たな交通ネットワークも充実され、住みやすく、そして安全なまちとするものでございます。

こうした新たなまちをつくる過程では、地域の皆さんと一緒に話し合い、課題を解決し、案を練り上げていくことで、今まで以上に絆が深くなっていくものと考えてございます。権利者が集まって組合をつくり、こうした事業を進められてございますけれども、従前の権利を守りながら、公平性を確保し権利を変換しているもので、一方的に転出を求めるようなものではございません。品川区の中、さまざまな様子を持っているまちはございますが、商店街と隣接するような場所では、地域の商店街とも連携をし、それぞれ特徴を持ちながらまちづくりを進めているものでございます。

○のだて委員 29号線道路と一体に沿道再開発が進められているところもあります。パネルをご覧くださいと上に戸越公園駅前の現在の状況があります。この下が再開発後のパースになっております。この戸越公園駅前の戸越五丁目19番地区では、24階建て、高さ90mの超高層再開発が進められています。ここには40億円もの税金が投入されようとしています。駅周辺では、この19番地区、一番高いビルですけれども、これだけでなく、北側でも再開発計画が進められています。款別審査で、19番地区では超高層でなければならないのかと質問し、区は超高層でなくても地域課題の解決方法はある。建て替えは可能と答弁。超高層でなければならない根拠が崩れました。結局は、大企業の利益を生み出すためのものです。そのようなまち壊しの都市計画手続がずさんに行われました。19番地区再開発にかかわる都市計画原案の住民説明会で、意見書提出期間が、本来3週間のところ2週間と誤って説明されました。また計画案の説明会資料には、意見書の提出方法と提出先の記載がありませんでした。さらに、都市計画審議会では、原案に対する意見書が賛成も反対も0件とされ、反対の立場から出された81件の意見書は、その他の意見とされました。区は反対意見がなかったとして原案を変更しませんでした。区のまちづくりの進め方が問われています。なぜこのような手続になったのか伺います。手続の改善を求めます。

例えば、北品川では、再開発につなげるための北品川駅前広場と道路計画に対して、再開発でない別

の道が求められています。北品川商店街の活性化という本丸の改革には、広場建設の予算を魅力ある商店街にするための重点事業分野が出店するための補助、店舗改装、店舗運営助成などに振り向けていただくことが、より旧東海道まちづくりに効果を発揮するなどの意見が出されています。まちづくりは再開発で一から作り直すのではなく、今ある商店街の活性化こそ必要だということです。超高層再開発でどこでも同じような顔のまちにしてよいのか伺います。

○藤田都市環境部長 品川区では、地区計画等の案の作成手続に関する条例をつくってございまして、この中で案の縦覧は2週間、意見書の提出は3週間というふうになってございます。

当初、説明の中で、縦覧だけではなく意見書についても誤って2週間としておりました。これについてはすぐ気がつきまして訂正をし、地区内の方には3週間行いますということで、改めてお知らせをし、執行したものでございます。

また、地区計画の原案に対する意見書でございますけれども、24通ございましたが、この意見書の中は、高度利用地区に反対であるとか、用途地域の変更に反対であるといったような形のものでございまして、地区計画ではないほかの都市計画案についての反対であったということでございます。このため地区計画原案に対する賛否はなしという形にさせていただきました。しかしながら、同じエリアの中でのご意見でございますので、しっかりとその意見を都市計画審議会の皆様にご紹介をさせていただいたところでございます。

また、まちづくりについてでございますけれども、しっかりと今私ども、まちづくりのことを進めてございますけれども、現状のまちの課題を解決する手法は、やはりさまざまございます。戸越五丁目19番地区においては、地域の皆様により駅前であるという特色を生かすとともに、災害に強いまちをつくるために、再開発による共同化や空間の創出が計画されたものでございます。また、商店街の活性化についても、区としてさまざまな施策を行ってきているところでございます。今回の共同化により新たな店舗の形成もあり、活性化につながるものであり、また、今回の地域の南側のエリア等についても、商店街の方々を中心に勉強会も行われているところというふうに聞いてございます。北品川の駅前の広場等のまちづくりについても、区としては、地域の声を聞きながらしっかりと進めていきたいというふうに考えてございます。

○のだて委員 地域の声を聞きながら進めると言いますけれども、この19番地区の都市計画審議会のところでは、反対意見で出されたものが、地区計画と都市計画であったということで、賛成反対ゼロということになりました。そういったところがやはり住民にはわかりづらいものになっております。しっかりとそれがわかるように説明をしていただき、住民の意見を汲むのであれば、その意見をしっかりと反映させて、件数としても出していくべきだと思います。

また、この北品川での声でもあり、地域のよさを生かしたまちづくりが望まれていると思います。住民を追い出し、まちを壊す道路と超高層開発ではない別のまちづくりが必要です。今いる人たちの基本にまちづくりを行っていくことが大切です。少子高齢化社会の中、品川でも高齢化が進み、一人暮らしの高齢者も増えています。高齢化で徒歩を中心としたまちづくりが望まれており、車優先の道路整備などはやめるべきです。身近な場所に病院や特養ホーム、みんなが集まる集会室などの施設がある、そういった安心して暮らせるまちづくりが必要です。道路と超高層のまちづくりからの転換を求めます。スクラップ・アンド・ビルドの再開発ではなく、よいところは残しながら、問題のあるところを直していく修復型のまちづくりを提案しますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 手続的にわかりづらい面があるという部分については、なるべくわかりやすく

していくべきというふうに考えますので、手続の中で工夫をしていきたいと考えてございます。

今回の再開発につきましては、共同化、こちらは今まさにそこに住んでいる方々、あるいは権利を持つ方々の声をもとに計画をさせたものでございます。もちろん町会や地域やまちづくり協議会、地域の方々からも意見を頂戴しながら計画を進めてきたものでございます。耐震化を進めるとともに、十分な方向空間の確保、あるいはユニバーサルデザインの観点からもまちづくりを進めていくことが、誰もが安全で住みやすいまちへ変わっていくものというふうに考えてございます。

地域の課題の解決、その地域によって課題の大きさも、あるいは重要度もさまざまでございます。これにより開発の手法もさまざまあるというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、品川区のまちづくりマスタープランに掲げます地域の課題の解決に向け、将来のまちの実現を進めていきたいというふうに考えてございます。

○のだて委員 地域の課題の解決方法はさまざまあるということですから、超高層開発からまちづくりの転換を求めたいと思います。

区は、再開発などで新しい人を呼び込むことばかり考えています。まちづくりの視点で足りないのは、住民の暮らしをどうよくしていくかです。コミュニティバスの運行で高齢者の外出の機会を保障することや、公園のトイレを全てだれでもトイレに変えて、誰もが利用しやすくする、公園のない町会を解消する、消防団施設のない分団をなくしていく、障害者施設を荏原地域につくる、保育園や特養ホームを身近な場所に増設するなど、今住んでいる人たちを基本に、誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

区は、道路や再開発には湯水のように税金をつぎ込む一方で、福祉にはできる限り区の財源を使わないようにしてきました。それが現在の待機児童の問題や特養ホーム待機者、障害者施設が圧倒的に足りない状況を生み出しています。

例えば、最も支援が必要な分野である障害者福祉は、区長も認める23区最低レベルになっています。昨年11月に行われた区長のタウンミーティングでは、区民から障害者福祉の改善を求める発言がありました。知的障害のある娘が作業所に一人で通えなくなりましたが、品川区では通所に移動支援のサービスを利用できません。私が仕事を辞め、作業所を探しましたが、荏原地区は定員がいっぱいでした。娘と2人で都内を1年かけて回り、ようやく他区の施設に入所することができました。また、傷害事件のあった施設に知り合いが入所していますが、戻るところがないので、親はただ泣いています。現在の品川区の障害者サービスは、質、量ともに不足しており、23区最低のレベルですとの訴えに、区長は、おっしゃるとおり、品川区の障害者福祉のレベルは、率直に言って低いほう、充実をさせていきたいと認めました。また、荏原地域に障害者施設がわずかしかないことも明らかになりました。荏原西地域には2カ所のみ、荏原東地域に至っては施設が1つもないという深刻な状況です。款別審査でも、区は荏原地域に障害者施設が少ないこと、増設の必要性を認めています。このような状況になったのは、民間任せにしていたからです。身近なところに障害者施設ができるよう、区が主体的に土地を探し、施設をつくって増設すべきだと考えますが、いかがでしょうか。施設が少ないこと、また必要性を求めているにもかかわらず、なぜ区がみずから施設をつくらうとしないのか伺います。

○永尾福祉部長 障害者施設の増設についてお答えいたします。

荏原地区の施設の必要性につきましては、区としても認識しているところでございます。条件に適合した土地や近隣の方々のご理解などの課題を踏まえ、検討しているところでございます。

施設については、区立、社会福祉法人立、民間事業所立とさまざまな形態があります。区では、区立

だけに固定せず、地域の社会資源を生かして整備しています。直近5年間で定員の増もした施設を含めると、31施設が整備されておりますが、現状として荏原地区が少ないということでございます。

○のだて委員 荏原地域に少ないことは明らかです。民間任せにしているはつくれないという現状が今の状況をつくり出しています。品川区には、障害者福祉を23区最低レベルにしてきた一方で、ため込み基金は937億円もあります。29号線を含む区内の3本の特定整備路線には883億円、再開発にはこれまで1,360億円の税金をつぎ込んでいます。土地も林試の森公園隣の区有地、所有地は既に区が購入に向け交渉も行われています。あとは品川区がみずから障害者施設などをつくることを決断するだけです。住民を立ち退かせ、まちを壊す道路と超高層開発ではない、よいところは残し、悪いところは直していく、修復型のまちづくりへの転換を改めて求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、のだて稔史委員の質疑を終わります。

次に、中塚亮委員。

○中塚委員 私からは、羽田空港への低空飛行計画の撤回を求めて質問したいと思います。

なお、参考資料の提示について委員長の承認を受け、この後、パネルと、お手元のiPadでも見られますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、質問を行います。

今、品川を超低空飛行する羽田新飛行ルート計画について、絶対やめてほしいと住民から強い反対の声が上がっています。ひどい騒音、落下物、墜落事故、不動産価値の低下と、とても容認できるものではありません。各地で起きる航空機事故や落下物事故の報道があるたびに、住民は現実に命の危険が脅かされていると強い不安を感じています。何としても撤回させなければいけません。

そこで、品川区に大きく3点伺います。昨年11月11日のタウンミーティングでの区長の発言について、まず1つ目は、先週の予算委員会にて濱野区長の記憶違いとの答弁です。2点目は、同じくタウンミーティングにて、国土交通省に対し国策として甘受するなら受け入れるかわりに条件を示した区長の計画容認発言です。3点目は、一連の国と区の交渉経過について、区に記録がないという問題です。

問題の発端は、昨年11月のタウンミーティングでの区長の発言、濱野区長は、国土交通大臣、事務次官、審議官に会って、国策として甘受すると話しました。この発言を受け、それでは区長は大臣にいつ会ったのかの質問に、先日の予算委員会で、濱野区長は、私の記憶違いでございます。訂正したいとおっしゃいました。まず、確認いたしますが、濱野区長は、一度も国土交通大臣に会っていないということでしょうか。伺います。

この発言について、タウンミーティング直後の第4回定例会、その後の委員会、今年の第1回定例会、先日の特別委員会、そして予算委員会と何度も質問しましたが、訂正はありませんでした。区長は、実は大臣には会っていなかったと、なぜ発言から4カ月もの間隠してきたのか、その理由を伺います。

そして、そもそも区長が直接国土交通省に行き、国から感謝まで受けていたこの交渉とは、2年も前のことです。なぜこの事実を2年間も隠してきたのか、それぞれ3点伺います。

○藤田都市環境部長 まず、区長の発言でございますけれども、羽田空港の機能強化に関連いたしまして、国土交通大臣には会っていないということでございます。タウンミーティングで国土交通大臣と会ったという発言がその中であったわけではありませんけれども、改めて記憶をたどった結果でございます。

また、タウンミーティングにおける幾つかの質問のうちの1つである区民にとってのメリットという

ことについてお話をしたときに、新計画を受けるとしたらという仮のお話をしたもので、受けると言ったものではございません。国も区が受けると言ったものとは捉えてございません。

大臣に会ったという話から4カ月も、実は大臣に会っていなかったというようなことですけれども、先ほど答弁したとおり、会ったという発言がその中にあったわけではございませんので、私としては、区長が国土交通省に参り、事務次官や審議官とそれぞれお会いした際に、当日の動きとして国土交通大臣にも伝えてほしいというようなことで、1日の動きのそのような記述のタウンミーティングの記録になっているというふうに考えておりますので、特に事実を隠したということでもございません。

また、受けるとしたらという仮のお話ですので、甘受を表明していたということは少し話が当てはまらないのかというふうに考えてございます。

○中塚委員 私が伺ったのは、区長の発言から訂正まで、なぜ4カ月もかかったのか、隠してきたのではないかと質問です。

そしてもう1つは、この区長が国土交通省と会っていたこと自体が、なぜ2年間も隠されていたのか、しっかりとご説明ください。

○藤田都市環境部長 先ほども答弁申し上げましたけれども、大臣にお会いしたというよりは、大臣に伝えたというような発言をされているもので、会ったという記述にはなっていないと。その中で、当日、4月のほうは私も同席してございますけれども、このときの動きが大臣に伝える、あるいは審議官とお話をするというようなことで動いていたので、私としては、そのような解釈をしていたので、特に改めての訂正の話はしていなかったということでございます。

しかしながら、今回、そのような会ったようにもとれるような文章であるということもあり、発言が混乱を招くということでもあり、発言の訂正を予算特別委員会の中で議会の皆様方にしっかりと申し上げたものでございます。

○中塚委員 区長はタウンミーティングで、大臣には会ったと言ったのです。実際は、大臣にそういう旨を伝えたとおっしゃっております。今の部長の答弁は事実と異なると思います。

経過を述べますと、昨年11月のタウンミーティングを受け、直後の第4回定例会、そして今回の第1回定例会、特別委員会も含めて、区長が大臣に会ったのはいつかと、なぜ国策だから甘受すると述べたのかと繰り返し質問したにもかかわらず、しかも2週間前の委員会ですら、担当課長は、区長が大臣に会ったかどうかを把握していないと答弁しているのです。それが今になって、実は会っていなかったとは一体どういうことですか。部長に伺いますが、区長の記憶違いを部長が知ったのは一体いつなのか伺いたいと思います。

そして、議会で質問されているのに、なぜ部長は4カ月もの間、区長に聞くことをしなかったのか、その理由も伺います。

そして3点目、議会の質問とは、行政をチェックする民主主義の根幹です。区長はみずからの発言が4カ月にわたって間違いだったことを、議会にも部下にも隠してきた、この区長の思想は行政としても問題だし、また議会の機能を骨抜きにするものだと思います。率直に区長に反省を求めますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 まず、確認をしたという部分でございましてけれども、先日の行財政改革特別委員会の後に、改めて確認したものでございます。

そのことについては、先ほども答弁申し上げたとおり、私としては、区長の当日の行動の中で、事務次官や審議官とお会いしたときの動きのお話を当日されたということで、会ったという記載が特にな

かったために、私としては、改めて確認をしたものではございません。

また、発言が混乱を招く恐れがあるというようなことで、今回の訂正に至ったということでございます。

私どもといたしましては、甘受するというようなお話もございましたけれども、あくまでも国際社会を維持発展させていくための羽田空港の機能を強化することについて一定の理解をするもので、それ以外の部分について、何ら理解であるとか、容認であるとかというようなことをするものではなく、国も区がそのような立場であるというふうに捉えているものではございます。

○中塚委員 4カ月間質問したにもかかわらず、確認したのが1週間前とはどういうことですか。議会を何だと思っているのですか。区長の反省はないのですか。伺います。

○藤田都市環境部長 先ほども申し上げたとおり、発言の中身が国土交通大臣にその旨を伝えということで、会ったというような記載ではなかったのも、私といたしまして、区長の当日の行動に当てはめて考えたときに、事務次官や審議官とお会いして、その旨を大臣のほうに伝えてもらうというような一連の動きがあったというふうに捉えていたので、そのことについて特に確認をしたというようなことではございません。

しっかりと議会の皆様方には、その後の区長が国土交通省に行った後に、国のほうから示された環境影響への配慮の方策、これが一定の区長が行ったときの成果の1つであるというふうに捉えてございますので、その方策についてはしっかりと議会のほうに報告をさせていただいたところでございます。

○中塚委員 全然質問に答えていない。1週間前に確認はした。これに反省はないのですか。区長は初めから自分の発言の間違いに気づいていた。4カ月間も訂正がなかった。これは重大な問題だと思います。議会に対して誠実にご答弁いただきたいと思います。

次の質問にします。2点目は、計画を容認した区長発言です。

先ほどから部長の説明もありましたが、国土交通省に区長が出向いたことについて、タウンミーティングでの区長の発言を紹介します。

抜粋ですが、これは国策としてどうしてもおやりになるのであれば、別の面で品川区民にとってメリットがあることを提示してもらいたいと交渉している。国策ということであるので、これを甘受するとしたら、品川区にとって別のメリットをしっかりと提示してほしいと提案して、今、交渉しているところと二度も計画容認を発言しています。この区長の要請に対して、国の回答は、羽田空港機能強化へのご理解に対して感謝、です。かつて区長は、個人的なつてをたどって国土交通省の幹部と会いと本会議で答弁し、この場は非公式だったと答弁していたときに、私はこの発言を聞いて驚きました。つまり、国策として甘受するならメリットを示せと区長が述べて国が感謝、計画を受けるかわりに、この条件をのんでほしいなどと国に計画容認を伝えて、国が感謝していた、この事実を2年間も隠していたのです。低空飛行はやめてほしいとの住民の民意をなぜ区長は無視をするのか伺います。計画容認の撤回を求めますが、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 区といたしましては、日本の経済、あるいは国際社会を維持発展させていくために、羽田空港の機能を強化することについては一定の理解をしているというところまででございます。それ以外の部分で何らか理解容認をするようなものでもございません。国も区の立場をそのように捉えているものではございます。

○中塚委員 理解を示したのは機能強化であって、それ以外ではないと、品川のこの役所の真上を飛ぶことではないとおっしゃいますけれども、こんなごまかしは通用しません。まず事実の問題として、

今回の機能強化で品川の上を通過する計画は、国土交通省が発表し、こうした計画だということを区も認めております。

また、お手元の iPad をご覧ください。区のホームページに、現在も掲載されているタウンミーティングの区長の発言です。これは要約ですが、一部を読み上げると、「品川区として捉えれば、品川区民にとってはデメリットしか降ってこない。ゆゆしき問題だと認識」、「飛行機が飛ばないのが一番いいのですが、どこかを飛ばなければならない、そしてまた国策ということですので、新計画を受けるとしたら、品川区にとって別のメリットをしっかりと提示して欲しいと、今、交渉」と、明確に区長も機能強化と低空飛行ルートを一体のものと認識しています。これを部長が別々のものだと説明するのは全くのごまかしです。区長の発言は、品川区の見解ではないのでしょうか。伺います。現在の区のホームページに紹介されています。部長は区の方針と異なることを区長が述べたとでも言いたいのでしょうか。それとも、この発言、区長はこちらも訂正するのでしょうか。それぞれ伺います。

○藤田都市環境部長 タウンミーティングのときでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、区民の方から、メリットに対するご質問があったときに、そのことを重点的にお答えしたときのものでございます。品川区としては、機能を強化することの必要性和、ルート案については、この間、分けて話をさせていただいているところで、国もそれは十分認識をしているところでございます。

区は、組織として仕事をしておりますので、区長の考えと部長の考え、これは常にコミュニケーションをとりながら一体としてやっているものでございます。担当の部長といたしまして、区長の発言を修正とか、そういうことをしているものではなく、お話の行間をしっかりと埋めるのが役割だというふうに認識をしております。

掲載をされている議事録につきましては、日本の国としてオリンピックを成功させる、あるいは、インバウンドを充実していくという国の政策として不可欠だということです。それは理解しますがという、前にこういった文章があり、この部分が機能を強化することを差している。これは従来から申し上げている一定の理解をするというような部分でございまして、私としては、修正するような部分はないというふうに考えてございます。

○中塚委員 機能強化とルート計画が分けているなど、そんなごまかしは通用いたしません。実際、国土交通省は、羽田機能強化について品川の上を1時間当たり44機も通過して、大井町では騒音80デシベル、また落下物の危険もあって、住民はこれでは生活できないと、だから多くの区民は反対しているのです。区の作成した議事録の要約版、ここはパネルは一部ですけれども、飛行機が飛ばないのが一番いいのですが、どこかを飛ばなければならない、そして国策ということですので、新計画を受けるとしたら、品川区にとって別の面で品川区民にメリットがあることを提示してもらいたいと、交渉と区のホームページに書かれています。これは飛ばないほうがいいが、それでも国策としてなら受けるかわりに品川区にメリットを示してほしいと交渉ということです。区長がここまではっきりと低空飛行を容認しながら、部長は了承していないと真逆のご説明、一体何なのですか、この答弁は。ご説明ください。

○藤田都市環境部長 そちらにも書かれてございますとおり、受けるとしたらという仮定の話がされているものでございまして、区といたしましては、そのタウンミーティングのときが、区民の方からのメリットは何だろうかというようなご質問に合わせたときの回答というようなことで捉えてございます。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、区としては、メリットの部分と、地域の方々が不安に感じていること、これを国の責任において不安を払拭してもらおうこと、これは全く別次元の話だというふうに捉えてございます。まずは国に、この不安の払拭のためにしっかりと説明を行っていただきたい

というふうに考えてございます。この不安の払拭に向けた具体的な国からのお話がないというようなことであるのだとしたら、このまま進めることについては納得をしかねるものというふうに考えてございます。

○中塚委員 受けたら仮定だとおっしゃいますけれども、ここには「国策ということですので、新計画を受けるとしたら」、これは容認ですよ。これを認めていないなどというのは全くのごまかしだと思います。計画容認を国に伝え、国からも感謝されながら、このような二枚舌をするなど区民は許しません。ひどい騒音、落下物、墜落事故のリスク、資産価値の低下と、区民が区長に対して国に求めてほしいことは、受け入れではなく、計画の撤回です。区長が反対すれば計画はとまるのです。しかし、濱野区長は反対しないどころか容認です。これを区民は絶対に許しません。ぜひ区民には通用しないということを指摘したいと思います。

最後に、これほど重大な区長と国土交通省との交渉について、この資料が品川区には一切存在しない問題について伺いたいと思います。

共産党は、国土交通省より、濱野区長と国土交通省との交渉について資料を入手しました。iPadでご覧ください。そして、品川区に対しても、区長と国土交通省とのやりとりに関する提出文書、要請内容がわかるものを情報公開請求しましたが、なぜか文書不存在という決定が都市環境部長より示されました。これだけ重要な交渉なのに、品川区には全く資料がないなど、そのようなことはあり得るでしょうか。今、確認できることは、タウンミーティングでの区長の発言、共産党が入手した要請内容や日にち等を裏づける国の資料です。ところが、品川区には一切の資料が存在しない、このように不自然なことはありません。まず伺うのは、本当に何も記録も資料も作成されなかったのか、それとも廃棄されたのか伺います。

○藤田都市環境部長 今回の国への要望でございますけれども、区民の皆様の不安を払拭してほしいという国としての具体的な対応を口頭で求めたものでございます。

また、あわせて、国土交通大臣にも申し伝えていただくことを要望したものでございます。

要望を伝える方法というのはさまざまございますけれども、今回はメモなどなく、口頭で行ったものでございます。

区として要望事項をまとめるとなると、国としてそれだけに対応すればよいということにもなりかねないので、あえてペーパーをつくらず、大きくりのお話を今回の要望では伝えたとところでございます。

○中塚委員 区が国に要望するときにメモもなくなど、そのようなことがあり得るでしょうか。濱野区長が、例えば、区の要望内容を決める会議があり、その内容が決定され、資料が作成され、区長はそのメモを手で要望を伝える。同席する職員は、区の会議も当日の交渉もメモをとり、資料を残して記録するのが部長の仕事ではないでしょうか。行政が資料を作成するという意味は、単に区長の手元のメモをつくるという意味だけではありません。行政が予算を執行し、運営するに当たり、議会や区民がチェックする、監視できるようにするための公文書の作成です。これは憲法が要請する国民主権にのっとるものです。区長が国交省に直接要請とはトップレベルのことです。それなのに区長は、メモを手ですることなく、見ることもなく、記憶の中だけで区の大事な要望を国に伝えたのですか。伺います。

交渉に同席した部長や課長は、区長の要請内容を区長の記憶だけに任せていたのか、その交渉内容の内容も記録も資料も作成せずにいたのか伺います。このようなことは行政を監視する国民の権利を奪うものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 要望の趣旨でございますけれども、区民の皆さんの不安の払拭について、国と

して具体的な対応、こういったものはかねてから区あるいは議会のほうからも要望を既に国に求めているものでございます。今回の区長の要望で、今までの区や議会からの要望を念押しをする形で改めて実施したものでございます。さまざまな要望の活動というのはあると思いますけれども、1つは、具体的な中身をさらに深めていくためのお話、それから、これからいろいろさまざまな交渉を進めていく上で、一番先に大きなお話をして、今後の調整を進めるためにつなげるものと、さまざまな会議の形態があると思います。今回は、具体的な内容を要望したというよりも、こうした項目について配慮してほしいというようなお話で、国にその中身についてはしっかり考えてほしいというようなことでもございましたので、メモなどは作成するものではございません。

○中塚委員 区長が国土交通省に行くのに、何の資料も作成しない、交渉の中身の記録も残さない、このようなことがあり得るのでしょうか。改めて伺います。

そして、先ほど聞きましたが、こうした公文書をつくらないことは、行政を監視する国民の権利を奪うものではないのか聞きましたので、しっかりお答えください。

○藤田都市環境部長 メモあるいは記録というようなものについては、その内容に応じて1つ1つの事象に照らし合わせて判断されるべきものであるというふうに考えてございます。私どもといたしましては、しっかりとその中身を国土交通省に伝え、国土交通省から、取りまとめた環境影響への配慮をした方策を受け取ったこと、これが要望の結果であり、そのことをしっかり捉えて今後も進めていくべきというふうに考えてございます。

○中塚委員 2つ目の質問は、権利を奪うものではないですか。2回も聞きましたよ。

○藤田都市環境部長 先ほどもご答弁申し上げたとおり、その会議のさまざまな形態により、メモや記録の作成はするものでございます。その中で必要なものについて、私どもとしてしっかりと残していく、その姿勢については変わりがあるものではございません。

○中塚委員 今回の濱野区長の国土交通省への要請行動について、品川区に一切文書がないなど、あまりにも不自然です。また、これは行政を監視する議会や住民の権利を奪う重大問題です。この情報公開請求に対して、文書不存在の決定をしたのは部長です。ならば、この部長決定に間違いはなかったのか、本当に資料がないのか、上司である区長や副区長に調査を求めますが、いかがでしょうか。それとも、品川区はどのようにさまざまな庁舎に交渉するときには、全く資料をつくらない、この行政運営とは一体誰の指示なのか、誰がこのような文書をつくらなくていいなどと部長に指示をしたのか伺いたいと思います。

○藤田都市環境部長 1つ1つの事務の執行については、所管のほうに任されているものでございまして、私のほうで進めているものでございます。

今回、もちろん行くまでの間に、さまざまな内部の打ち合わせは行ってございますが、こういったものについても、以前からの国の資料とか、議会からの意見書、そういったようなものもございましたので、その辺をもとに打ち合わせをし、当日を迎えたというふうに考えてございます。

○中塚委員 私の質問は、部長決定への調査です。改めて伺います。そして、この部長に指示をしたのは誰ですか。伺います。

○藤田都市環境部長 1つ1つの事務の執行は所管に任されている話でございまして、私のほうで行ったものでございます。

○中塚委員 その指示をしたのは誰ですか。この部長決定が間違っているのではないかと、この調査を求めているのです。これは上司にしかできません。いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 私に仕事を任されていて、その仕事に対することを私の権限で行ったものでございます。ですので、間違いはございません。

○中塚委員 品川区長が国と交渉する際に、何の資料も作成しないとは、議会も区民にもチェックをさせないという隠蔽です。密室政治とは、行政の暴走を招き、民主主義に照らしても重大な問題です。なぜ国との交渉をその中身を区は一切隠す必要があるのでしょうか。国には資料はあるのです。区に資料がなかったのか、あったのか、部長決定に対する調査と、そして今後、行政が国などに要請する場合は、行政運営に当たって記録の作成の徹底を求めますけれども、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 今後、国土交通省に要請する場面があれば、その1つ1つの内容に応じて、そういったものをつくるべきか、そうではないのかということについて、1つ1つの事象に照らし合わせて判断されるべきものだというふうに考えてございます。

○中塚委員 今年は品川区長選挙が9月に行われます。低空飛行に反対しない区長を区民は許しません。また、今回の交渉について記録をつくらない、こんな密室政治を許しません。民意に背く、民主主義に背く、そうした政治は許さないと指摘します。

○大沢委員長 以上で、中塚亮委員の質疑を終わります。

次に、木村けんご委員。

○木村委員 私は、会派の一員として大倉委員とともに総括質疑をいたします。

最初に、健康づくり支援事業費の健康づくり推進委員会費からです。

推進委員会は、各町会、自治会、健康づくり実践団体より推薦をされた方々から構成されています。品川区では、平成15年に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、13地区ごとに健康づくり推進委員が中心となって、さまざまな健康づくり事業を行ってきました。しかし、近年における社会情勢の変化や急速に進む少子高齢化などを踏まえ、国では平成25年に「健康日本21」が改正され、新たな基本方針が示されました。こうした状況の中、品川区では、平成26年度に「品川区長期基本計画」を改訂し、区民の健康寿命延伸を図るため、「しながわ健康プラン21」を新たに策定しました。健康づくり推進委員とは、平成10年に発足し、区から委嘱され、健康づくりの世話役として地域に暮らす全ての人々が健康を手にするができるよう支援していく役目を担っています。品川、大崎、大井、荏原の4地区、13カ所で実施し、区民の皆さんが主体的に健康づくりにかかわるきっかけを提供、身近な地域で健康づくりの活動を推進している委員の皆さんについてお聞きいたします。

健康づくり推進委員は、各地区に推進委員会を設置し、ウォーキングイベントや区民まつりの参加、ふれあい健康塾などに取り組んでいただいています。お聞きいたします。

現在の推進委員の人数、また男女別の人数をお聞かせください。平均年齢はどれぐらいで、最高齢の委員は何歳ぐらいでしょうか。この推進委員たちで長く活動されている方々は、どれぐらいの年数を活動されているのでしょうか。お聞かせください。

○西田健康推進部長 まず、現在の推進委員の人数でございますが、221名在籍しており、うち男性58名、女性163名ということで、女性が74%を占めてございます。

また、平均年齢は72.8歳。最高齢の委員は94歳でございますが、今年の3月末で引退ということをお聞きしております。

それから、推進委員で長く活動されている方々ということですが、活動が20年以上にわたる方が9名、10年以上の方が53名、最長の活動歴の方は26名でございます。

○木村委員 多くの方が参加されていますけれども、やはり女性の方が大変多くいらっしゃるという

ことであります。そして、最高年齢が94歳ということでもありますから、大変素晴らしいことだと思います。この推進委員会の方々の任期は何年間でしょうか。そして、この指導される指導員自身が、まずは健康でなければいけませんけれども、指導員たちが日ごろから心がけていることは何でしょうか。

○西田健康推進部長 推進委員の任期は2年でございます。再任可能で、特に定年は設けてございません。

それから、指導員自身が健康でいるための心がけというところでございますが、1つは、推進委員みずから健康づくり事業に参加し、健康体操、ウォーキングなどを定期的に行っていることが健康維持にとって大きな要因になると思います。

もう1つ、地域の方々とのつながりを持ち、推進委員として役割を楽しみながら全うされていることが、生きがいとか、モチベーションアップにつながっており、こうした要因も委員の健康維持との関係が大きいのではないかと考えております。

○木村委員 大変多くの方が長年推進委員として活動しているとお聞きしました。これからも区民の皆さんの健康を守っていくためにも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、品川健康プラン21と、この推進委員の活動の関連性についてお聞かせください。

今後の課題として、健康づくり推進委員の皆さんの高齢化が挙げられると思ひますけれども、どのような形で支援していくのか教えていただきたいと思ひます。

○西田健康推進部長 しながわ健康プラン21では、区民が主体的に健康づくりにかかわるということを中心に掲げております。健康づくりは区民一人ひとりが取り組んでいる必要がありますけれども、個人でとか、一人で健康づくりを実践することはなかなか簡単ではありません。この健康づくり推進事業は、気軽に参加できる活動を仲間と一緒にやるというところで、一人ひとりの健康の取り組みを後押ししていくという事業でございます。この事業はしながわ健康プラン21の推進のための大きな柱の1つと考えております。

また、最近の委員の高齢化でございますが、やはり新たな委員を探していくのも難しくなりつつあり、非常に大きな課題だと認識はしております。解決策の1つは、やはり健康づくり推進委員自身が楽しめる要素を増やしていき、例えば、委員同士の懇親会や交流会などを実施したり、研修会などを実施して、負担を軽減したり、楽しんだりという取り組みは進めてきたところです。また、この健康プラン21協力企業が増えておりますので、そういう事業を進める中で、いろいろな形の講演会や教室を開いていただくなど、続けていただける解決策の1つになろうかと考えております。今後も引き続き、推進委員会と協議しながら、区としてしっかり活動を推進していきたいと考えています。

○木村委員 次に、地域エコ活動推進事業「しながわ家庭エコチャレンジ」からの質問です。

近年のエネルギー消費の増大に伴う地球温暖化の防止には、事業者だけではなく、各家庭でのCO₂削減が求められています。そこで、区民一人ひとりの省エネに対する意識啓発を図り、家庭における省エネの取り組みを促進することを目的とした家庭エコチャレンジ事業だと思ひます。しながわ家庭エコチャレンジとは、小学生のいる家庭に冊子を配布し、家庭での環境意識の向上と実践による環境負荷の軽減を図ることを目的に実践する事業です。平成28年度は、1・2年生に環境絵日記、3・4年生にはもったいない選手権、5・6年生にはCO₂削減計算の3種類を配布したとあります。通常の教科書から学べない素晴らしい環境の授業だと思ひます。

お聞きしますけれども、我々の周りには、永遠のものは少ないと思ひます。小学校6年間でものを大切にするという基本を子どもたちは学びました。この授業を通して行政としては子どもに家庭エコ

とは何なのか、何のために行っていくのか等、未来の大人たちに学ばせ、どのように社会で活躍してほしいと望んでいらっしゃるのか、お考えをお聞かせください。

この事業、今以上に親、また大人たちが先頭に立っていただき、その後ろ姿を子どもたちが見ることで成長できるようなエコチャレンジに取り組むべきと思いますけれども、今現在の父兄の参加率はどのようなものかお聞かせください。

○藤田都市環境部長 環境でございますけれども、環境は地球規模で考えるべきことから、日常生活の中で考えるべきことまで幅広くございます。しながわ家庭エコチャレンジでは、子どもたちに日常生活における個々の取り組みの積み重ねが大きな環境対策につながるというようなことを知っていただきたいというふうに考えてございます。こうした経験がこの後の7年生から9年生あるいは高校や大学とさまざまな学習を積み上げる中で、知識の広がりとともに環境についての考えを自然につなげていけるのではというふうに考えているところでございます。

また、こうした子どものころからの環境に対する気づきが、将来、無理あるいは我慢というようなことではなく、持続可能な環境を考えた行動ができる大人になるのではというふうに考えているところでございます。

また、父兄の参加の部分でございますけれども、家庭エコチャレンジは区内の1年生から6年生を対象とした夏休みの環境学習であり、ご家庭の皆さんが一緒になって取り組むことや、その結果がどうであったかご家族一緒に振り返っていただくというようなことを行っていく仕組みとなっております。平成22年度から実施をしており、当初は児童35%ほどでしたけれども、平成29年度は約1万人、66%の子どもが参加し、参加率は上昇してきているところでございます。

各ご家庭で複数のお子さんが学校に行かれているようなケースもあるので、制度の趣旨から考えても、7割以上のご家庭の父兄の方がこの事業に参加をしているというふうに考えているところでございます。引き続き、工夫をしながら事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○木村委員 ぜひお願いしたいと思います。

次に、“もったいない”プロジェクトからの質問です。

日本生まれの世界共通語でもある“もったいない”の精神を普及し、東京オリンピックを契機に区の環境意識のイメージアップをするため、食品ロスをテーマとして啓発事業を行っています。区内の飲食店を対象に、食品ロス削減に向けて、ふだんから店で取り組んでいることを「SHINAGAWA “もったいない”推進店」として、区のホームページなどで紹介されています。食糧自給率が40%に満たない日本、2011年ころの日本は、世界から年間390万トン援助され、しかし、国内では年間500万トンから800万トンの食料が廃棄されているとお聞きしております。日本の台所と言われている築地でさえ、競りで売れ残った、サイズが規格外だったから、一般的な魚ではないからなどの理由で年間数十億円もの魚が食べられることなく廃棄されているということも言われております。世界においても、生産される食料の3分の1は食べられることなく廃棄されており、その重さは13億トンにもなると言われています。

お聞きしますが、本区が行っている事業、“もったいない”プロジェクトは、区民にどれだけ浸透し、どれだけ関心を持っていただいているとお考えでしょうか。人は余った食料をなぜ廃棄するのか、なぜ次へと考えられないのでしょうか。中にはその食料を必要とする人がいるのです。また、どのように行政としてこれから指導されるのかお聞かせください。

○藤田都市環境部長 世界共通語となっております“もったいない”の精神で食品ロスをテーマと

して取り組むプロジェクトでございます。区内商店街の飲食店、食材店などを対象に、少なめのメニュー、あるいは食料品のはかり売りなど、一定の要件を満たした店舗をSHINAGAWA“もったいない”推進店として区民の皆さんに紹介をしているものでございます。現在、101店舗が登録をされておりまして、登録店舗を取りまとめた冊子についても、増刷をするなど、区民の皆様にご覧いただき、浸透が見られると考えてございます。

また、食品ロス全体といたしましては、平成29年1月に実施した環境に関する区民アンケートでは、食べ残し、消費期限切れなどで食品を廃棄しないよう、食品の購入や調理に配慮しているかどうかという質問に対しまして、こうしたことを行っている方が75%、行っていないが今後行いたい方が18%ということで、合わせて93%の方が、こうした“もったいない”のことに関心を持ち、また、食品ロスのことが浸透しているといえるというふうに考えてございます。

こういったことがなぜ起こってしまうのか、あるいは、どのように対応するのかというようなことでございますけれども、先日、環境講演会の中でも、フードドライブということで、地域の方々の中で食材が余っているような方々にもご協力をいただいて、子ども食堂への食材の提供ですとか、そういったようなことも区として行っているところでございます。区としてこの食品ロス削減について、区の立場でできることをしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 次に、駅周辺等放置自転車対策事業からの質問になります。

区では、自転車等の放置禁止区域を指定し、これらに放置された自転車等の利用者に対し、路上に放置しないよう呼びかけるとともに、撤去活動などを行う放置自転車等の解消に努力されています。しかし、駅周辺にはいまだ多くの自転車等が放置をされているのが現状です。歩行者や車椅子利用者の安全な歩行、円滑な緊急活動の妨げになるだけでなく、火災や犯罪発生時の緊急車両等の交通障害、さらには30年以内に70%以上の確立で起きると言われている首都直下地震に対しても、まちの整備、すなわち避難経路確保が大事だと思います。

お聞きします。各施設によって駐輪場を設置しなければならないとの条例がありますが、この概要をお聞かせください。

○松代防災まちづくり部長 条例の概要についてですが、区では、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例で、自転車等の放置禁止や区営自転車等駐車場の利用、自転車駐車場の附置義務について定めております。

附置義務につきましては、百貨店やスーパーマーケットなどの施設を設置する場合、店舗の面積に応じた駐輪場の設置を義務づけているところでございます。

○木村委員 決して他人事ではなく、私たち自身も注意をしていかなければなりません。放置自転車等を解消することは、今や国と本区においても大変重要なことだと思います。

お聞きいたします。このように便利でこのように手軽な移動手段はほかにはありません。子どもから高齢者までが利用する便利な乗り物。区内には、何台あって、何台が日常使われ、何台がきちんと駐輪場に止められているのか、把握するのは困難ですけれども、わかる範囲でお答えください。ある程度仕方ないかと放置を許した人が、同じ考え、同じ行動をすることで、今度は自分が人々に迷惑をかける側に早変わりするのです。少なくとも私もそう思いますけれども、行政としてはどのようにすれば、そのような考えを起させず、放置させない対策が行えるのか、それとも放置自転車解消など到底無理な話とお考えなのか、ある程度本音でお答えください。

○松代防災まちづくり部長 区内の自転車の台数ではありますが、把握はできておりません。東京都の

平成28年度の調査によりますと、自転車防犯登録の累積台数は、過去10年間で約39万3,000台となっております。

次に、日常使われている自転車につきましては、具体的な数値は不明であります。平成28年度の調査で、1日当たりの駅周辺での放置台数は1,200台、駐車場の利用は約8,400台との調査結果が示されております。

次に、区におきまして、関係機関と連携したキャンペーンの実施や指導、警告、撤去活動を行うとともに、駐輪場の整備に努めているところでございます。

撤去台数を見ますと、平成18年度には2万9,503台あったものが、平成28年度には1万2,166台まで減少しております。今後もこの対策を継続するとともに、鉄道事業者等に対する駐輪場の設置や、区の放置自転車対策への協力を引き続き求めてまいります。区では、このような取り組みを通して、区民一人ひとりが放置しない、させない機運の醸成と啓発に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○木村委員 2005年とちょっと古いデータですけれども、全国で保有台数、日本中の保有台数でありますけれども、8,665万台、1.4人に1台の割合、一家に1台あるということになるそうです。毎年全国では1,100万台が販売され、廃棄も多いけれども、年間35万台ほど増えているとも言われています。言い替えれば、自転車も使い捨て時代に入ったとも言われているようであります。全国330自治体での調査の結果、1自治体当たりの年間平均撤去台数は大体7,532台、1台当たりの経費は6,638円だと言われております。そうすると、約5,000万円の費用がかかることとなります。むだと言えども、必要と言えども必要な自治体の予算であります。もっとほかのところに使うべきだと思いますけれども、本区のここ数年の推移は、どのように変動しているのでしょうか。1日大体数千台の自転車が区内で使用されていると思いますけれども、現在の条例でどのような規定を追加をすれば、放置自転車が少なくなるとお考えでしょうか。よいお考え、対策があれば最後にお聞かせください。

○松代防災まちづくり部長 撤去に関する費用につきましては、放置自転車の撤去や保管、返還に要する経費でございます。平成22年度の資料で言いますと、7,311万円余であったものが、平成28年度では7,172万円余、平成29年度見込みとしまして7,160万円余となっているところでございます。推移につきましては、ここ数年横ばいで推移している状況にあります。

また、今後の対策等々でございますけれども、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例におきまして、利用者、鉄道事業者、施設の設置者等の責務や撤去活動、駐輪場の整備等、さまざまな規定を設けているところでございます。今後の自転車の利用状況を踏まえ、放置自転車の減少に向けて検討するとともに、これまで続けてまいりました放置自転車対策をしっかりと継続してまいりたいと考えております。啓発、撤去、駐輪場の整備の各対策を今後もしっかりと進めてまいります。

○木村委員 これからあと2年後には、東京オリンピック・パラリンピックがやってまいります。多くの海外からの来訪者が予想されます。海外からの方々にとって、本当に安全で安心なまち、そういうまちづくりを本区にもお願いしていきたいと思っております。

これをもちまして、私の質疑を終了いたします。大倉委員にバトンタッチをさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○大沢委員長 以上で、木村けんご委員の質疑を終わります。

次に、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 木村委員に引き続きまして総括質疑をさせていただきます。

阪神・淡路大震災から22年、新潟県中越地震から14年、東日本大震災から7年、そして熊本地震から2年が経過いたしました。それぞれの年月からわかるように、この22年間という短い期間の中で4つもの大きな地震が発生しており、今後また東京でいつ起きるかわからない震災への備え、心構えが非常に必要だと改めて感じているところでございます。震災の際には、地震そのものによる被害、また火災による被害、さまざま発生しております。災害にしっかりと備え、被害を少しでも抑え、区民の命、そして財産をしっかりと守りながら、安心安全の確保を適切に行っていく取り組みの観点から、防災の非常用発電機の設置と負荷運転について伺いたいと思います。

非常用発電機の設置についてであります。非常用発電機は、災害時に停電した際に、庁舎等でのスプリンクラーや屋内消火栓の稼働。また病院では人口呼吸器など生命維持装置の稼働、避難所での電気や通信機の機能の確保。商業施設では、迅速な避難等で、直接的、また間接的に人命にかかわる設備に電気を供給する予備電源であり、防災の要の設備であると私は考えております。

この非常用発電機の設置については、消防法の法律により設置されているもの、例えば庁舎、また福祉施設の非常用発電機があると聞いております。また、法律によらず設置されているもの、例えば避難所の非常用発電機があると聞いております。

そこで伺います。法律により設置している非常用発電機の設置台数、法律によらず設置している非常用発電機の設置台数、あわせて、法律によらず設置している避難所への、これは前項と同じですが、避難所への設置状況について教えていただきたいと思います。

避難所においては、全避難所設置に至っているのかどうか、また、至っているのであれば、経緯と考え方について教えてください。

○榎本総務部長 庁舎等の非常用発電機のご質問にお答えいたします。

まず、施設として消防法等で義務づけられている施設については、31施設ございます。主に庁舎、それから福祉施設、総合区民会館、文化センターなど、大型の建物は義務づけられているものでございます。

それからあと、避難所等でございますけれども、今、小学校、中学校、義務教育学校46校の避難所全と、それ以外の旧校舎を活用した避難所もありますので、その避難所全てについて、大規模な施設は義務づけの一部が入っていますけれども、それ以外も義務づけがなくても全て非常用発電機をつけているものでございます。それぞれ避難所の活動の中で必要なものがあるということで設置をしているものでございます。

○大倉委員 31施設、消防法による非常用発電機、そして避難所には全て設置してあるということでした。

先に進みますが、非常用発電機の負荷運転について、この庁舎や福祉施設等の法律により設置している非常用発電機の負荷運転は、消防法第17条の3の3の規定により、定期的な点検および消防機関への報告が義務づけられております。1年に一度の総合点検に、負荷運転をすること、また、消火活動に必要なスプリンクラーや消火栓、ポンプ等を動かすための最低30%以上の出力の確認点検も義務づけられております。また、消防法では、二次災害は施設所有者および管理者の責任となり、罰則規定についても今定められているというところであります。

一方、法律によらず設置している避難所等の非常用発電機の点検報告義務はないものの、災害時に避

難者への安心安全の提供と、生活再建へ向けての重要な施設であり、負荷運転等の実施は必要だと考えております。

負荷運転の重要性について、日本発電機負荷試験協会によると、無負荷の運転点検だけ行っていると、エンジンにカーボンが蓄積されるため、1年に1回は30%以上の負荷運転を行い、蓄積されたカーボンを焼却、排出させておかなければ、非常時、いざというときに発電機が正常に働かず、消火活動ができなくなるおそれがあるとされております。

昨年、報道では、12月、福島市役所本庁の防災用自家発電機について、県と市が消防法で義務づけられた負荷試験を実施していなかったことが報道されました。消防法に違反する可能性があり、県としては負荷運転実施を検討しているということでした。県も市も福島市消防本部に試験の実施状況を報告していたけれども、指導がなかったということで、負荷運転を実施しないと、万が一のときに正常に稼働するか事前に把握できないということが課題であるということも書いてありました。

また、ほかにも、仙台市の48の市有施設が消防法で義務づけられる非常用自家発電設備の負荷試験を行っていないことも報道されていきました。点検が必要な施設の7割に当たり、最悪の場合は火災による停電時にスプリンクラーなどの消火設備を動かさないおそれがあるという報道もありました。

現在、こうした中で、品川区の庁舎、また福祉施設等、法律による非常用発電機の負荷運転について、非常用発電設備が設置されている建物のうち、何件が負荷運転を実施し、何件が負荷運転を実施していないか、実施状況についてお知らせください。

また、避難所等法律によらない施設についての負荷運転についても、あわせて教えてください。実施がなされていない施設においては、消防法の規定による、よらないにかかわらず、区民の安心安全のためにも早期に点検を実施すべきと考えますが、区のご所見を伺います。

○榎本総務部長 非常用発電機の負荷運転の件でございます。

現在、負荷運転をしているのは、本庁舎、第二庁舎の部分と、あとは避難所である学校等避難所全てのところ52カ所だと思いますけれども、負荷運転をしているところでございます。稼働運転の確認は消防の点検のときにしているのですけれども、負荷運転となりますと、今述べたところになります。

消防機関の義務づけがあるということですが、点検等を実施したときに消防機関からの指導等は特になかったというふうに聞いているところでございます。ただ、今後は、消防機関と協議をいたしまして、必要に応じて早期に負荷運転をどういうふうにするのか対応してまいりたいと思います。

ただ、負荷運転につきましては、例えば24時間施設であっても、仮に全部の施設を停電させなければいけないという形があったり、どういう形で負荷運転ができるかという問題もありますので、それも含めて消防機関との協議を行い、そういう試験ができるよう努めてまいります。

○大倉委員 本庁舎のほうは行っているということですが、消防法による点検がなされていないところが多いということが今わかりました。今、進めていくというご答弁でしたが、本当に負荷運転の実施については、点検報告をする側、受ける側の適切な点検方法についての認識不足、また、その周知が徹底されてこなかったところに問題があると思っています。ほかに先ほど、部長がお話になったように、非常用発電機の発電のために停電が必要であることや、負荷運転を受けるためには、運搬や操作に人手が多くかかる、また費用が高い、こういったことが要因として挙げられると思っております。しかし、先ほど述べたとおり、阪神・淡路大震災から22年、大きな震災が、ここ数年複数回発生しており、東京都においてもいつ発生してもおかしくないという状況でありますから、ぜひ早期の対応ということをお願いさせていただきます。区民の安心安全の視点に立って、未実施のケースについても改めて早い対

応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、この早い対応については、業者の数もあまり多くないと聞いております。早めに実施することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○榎本総務部長 消防法上、必要な施設の担当者に対して、負荷運転の適正な実施について、まずは周知をしていきたいと思っております。

その上で、国においても負荷運転の実施方法について、さまざま検討しているというふうに聞いておりますので、その動向を踏まえて、できるだけ早く負荷運転をできるようにしていきたいと思っております。

○大倉委員 ぜひこれからの区民の安心安全のために早期に取り組みをしていっていただきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思っております。シティプロモーションについて伺います。

訪日外国人数が過去最多となり、2020年には東京オリンピック・パラリンピックを控えていることから、非常に多くの外国人観光客が来ることが予想されております。各都市が外国人観光客誘致に意欲を持っているところであります。

また、日本では少子高齢化に伴い人口減少社会となることから、各自治体は定住人口の確保に努めているところだと思っております。そのために、それぞれの自治体は観光客や新規住民の誘致を進め、自治体のよさをPRしていくシティプロモーションを実施しているところであります。

そこで、品川区のシティプロモーションへの取り組みや考え方について質問をさせていただきたいと思っております。

品川区のシティプロモーションは、「伝統が息づく暮らしと都市の魅力が共存する品川区の素顔を、もっと多くの人に知っていただく取り組み」と定義されております。区では、平成27年度より、PRポスターや動画の作成、また、ロゴをつくってシティプロモーションを進めているところであります。しかし、現在、多くの自治体がシティプロモーションに力を入れてきております。観光客や定住者の誘致を進めており、近隣の自治体をはじめ多くの自治体間での競争がこれから予想されるところであります。情報を発信するだけでは他自治体へ観光客や定住者が流出してしまう懸念があります。そうした懸念を払拭するために、中長期的なシティプロモーション戦略の策定が必要だと考えます。

近隣の自治体では、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年のリニア新幹線開業まで見据えたプランの策定も行っており、そのプランにおいては、15種類もの統計データを利用した他都市との比較検討を行っており、自身の都市の強みと弱みを考察し、中長期的なシティプロモーション戦略を策定しております。品川区においても、多くの情報をもとに自己分析を行い、長所や短所を見極めるとともに、そういった分析結果に基づいた中長期的なシティプロモーション戦略を策定することは非常に重要と考えますが、区のお考えをお聞かせください。

○中山企画部長 品川区のシティプロモーションでありますけれども、始めるに当たりまして、概括的な戦略プランを定めて着手したところでございますけれども、その中でも状況の変化を踏まえて、適宜見直ししながら進めていく、ある意味で柔軟性を持っていくという考えを持って進めておるところでございます。

ただ、ご指摘のように、やはり先に向けた視点、中長期的な視点も必要かと思っておりますので、当面、オリンピック・パラリンピックに向けての発信の強化は課題ではありますけれども、その先に向けての検討、今後の例えば長期基本計画の位置づけも含めて、そのような考え方についても定めていき

いと考えております。

○大倉委員 ぜひお願いいたします。

また、品川区は、子育てや教育といった面で非常に評価がされているという声を聞かせていただくことが多いです。そういった評価は、区はもちろん、区外のお住まいの方が品川区への定住に向けて有効な政策として考えております。そのため、区外へ向けての品川区の政策をシティプロモーションすることは非常に有効だと考えますが、品川区はシティプロモーション担当を有しているため、子育て、教育など事業を実施する各課とシティプロモーション担当の職員が連携をしていくことにより、効果的なシティプロモーションとしての情報発信が実現できるのではないかと考えております。

その中で、子育てや教育に対して有益な事業、品川区は実は独自の施策である取り組みがある。また、区の外に対してよりよいシティプロモーションにこうしたことはつながっていくのではないかと考えておりますが、各課との連携を進めていき、さまざまな品川の一番の発見や独自の取り組み、政策を発信していくというシティプロモーションについて、区のご所見を伺います。

○中山企画部長 シティプロモーションというのは、単なるPRではなくて、区全体のPRというふうに考えますと、まちの魅力と同時に、政策等をわかりやすく訴えていくということも重要なポイントだと思っております。そういう点では、シティプロモーションの所管課と関係の区全体の各所管との連携を踏まえながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○大倉委員 各課と連携をしていく中で、さまざまな品川の一面が見えてきて、それがまたシティプロモーション担当を通して、まちのにぎわいやシティプロモーションにつながっていけばいいと思っておりますので、ぜひその辺の取り組みもお願いいたします。

以上で、民進党・無所属クラブの総括質疑を終わらせていただきます。

○大沢委員長 以上で、大倉たかひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時09分休憩

○午後3時25分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。須貝行宏委員。

○須貝委員 無所属品川を代表して総括質疑を行います。

まず、特別区民税についてお聞きします。

毎年この区民税が大きく増えています。なぜ増えているのか、その理由を教えてください。

この状況を区ではどのように分析しているのか、そしてこの区民税が増えたのは、区の政策によって生み出されたものですか。もしそうならば、どのような事業が成功したのでしょうか。教えてください。

○秋山財政課長 私から、区民税の件についてお答えをさせていただきます。

まず、増えている大きな要因は、納税者数の増ということ。それから、所得環境の改善というのも寄与しているというふうに考えてございます。

納税者の増ということで、こちらについては、区民の数が増えているというのが大きな原因だろうと。その原因ということでございますけれども、これは今まで品川区が行ってきた事業が区民の方に評価をされて、品川区に引っ越してこられる方が多いというようなことであろうというふうに思っております。それについて、どの事業がどのぐらいの規模かということは、これは正確には誰もわからないとこ

ろではあろうと思いますけれども、子育てのことであるとか、教育のこと、そういう施策が評価をされているのだらうというふうに分析をしてございます。

○須貝委員 子育てに対しては、かなり東京の中では品川区は成果を上げているということで、皆さん、よく聞きます。教育も新しい義務教育制度が生まれましたが、これは勘違いしてはいけないのは、まだできたばかりで、これから検証を重ねていかなければいけないです。だから、実際に評価されている云々というのは、これからだと思うのですが、さまざま、今、明確には出せないですけれども、いろいろな面でその事業が成功している。評価されたということなののでしょうか。でも、この区民税が増えたのは、確かに所得が高い納税義務者が品川区に流入してきたわけで、品川区の事業が、特段この事業がすばらしくて生み出したというわけではない中で、多くの方が品川区に流入してきていただいた、住んでいただけるということは、本当にありがたい話です。ですが、その一方で、ふるさと納税制度の返礼品競争により、区民税は減収となっています。新年度の減収見込額と、今までの累計減収金額を教えてください。

そして、このふるさと納税とはいかなるものかも教えてください。

○榎本総務部長 ふるさと納税の件でございますけれども、これは性格的には寄附制度、他の自治体への寄附という制度に位置づけられております。

影響額ですけれども、平成26年度から順に申しますと、3,300万円、平成27年度1億1,000万円、平成28年度6億3,000万円、平成29年度11億9,000万円ということで、他の自治体等にふるさと納税として流出した分と、あとは寄附として流出した分の推計値ということで出ております。

平成30年度の予想額ですけれども、15億4,000万円程度というふうに見ております。大体30%増しぐらいではないかということでございます。

この制度の趣旨はわかっておりますけれども、やはりふるさと納税の目的が明確に伝わっていない部分がありますので、そういったものをきちんと努めるということと、各自治体においても返礼割合を3割以下にするようにということで、総務大臣の通知等が出ておりますので、伸び率は若干下がるものと見ております。

○須貝委員 毎年このような大きな金額、ますます増えているわけです。この金額が減収している。そして、もう累計で30億円を超えてしまっています。本当にもったいない話だと思います。このお金があれば、支援を待っている区民の方は大勢いらっしゃるわけです。このようなことでいいのでしょうか。そして、減収を抑える、抑制するべきだと私は思いますが、何か対策はとっていますか。教えてください。

○秋山財政課長 ふるさと納税の流出抑制策というところでございますけれども、1つは、ふるさと納税そのものについて、国に対して物を申していくということが1つあるかと思えます。ふるさと納税そもそもの理論は理解するとして、返礼品競争に陥っているということについて、国に対して昨年も総務大臣に対して直接申し入れを行っている等、国に対して制度の改正、改善を要求していくということと、それからまた、1つは、区に対しての寄附もしていただけるような事業を磨いて魅力的なものにするというようなことを続けていく必要があるのかなというふうに思っております。

○須貝委員 確かに特別区長会において、国にいろいろこういう制度に関して異議を申し立てて改善してくれと、それはわかります。ですが、実際にこれだけの金額を流出しているということは、私は考えなければいけないのではないかと思います。

区では、毎年継続して徹底した行財政改革を進めていて、各事業部は、節約しつつ、効率的な予算の執行に努めているはずではありませんか。教えてください。

区議会も、行財政改革について議論をしています。また、もしも各事業部で予算不足になったり、大きな赤字を出したら、課の管理職は責任をとられるのではありませんか。教えてください。

○秋山財政課長 各所管部におきましては、効率的な財政運営ということで、必要な歳出については、いろいろ工夫をして、なるべく額を少なくしようということで努力をしているわけでございます。また、その過程の中で大きな赤字ということをおっしゃられておりますけれども、まずはそういうことがないように、計画的な執行、それから進行管理をきっちりやって、今までそういう大きな赤字が突如として何か起こるようなことは品川区では起こっていないという状況でございます。

まずは、各事業部、所管部が、1つ1つの事業を効率的に効果的に行っている中に工夫をして歳出の金額をなるべく抑えていってサービスを維持するということが必要だというふうに考えています。

○須貝委員 今それぞれ努力をしている、改革に努めているというお話ですが、実際に努力をしているというのでは済まされないと思うのです。品川区は常々行財政改革を進めて、さまざまな事業をやっている。予算も聞きますと、予算がないからなかなか執行できない。その中でこういう金額に対して、累計30億円の金額に対して流出している。だけど、それがとまるならわかりますが、とまるのではなくて、逆にどんどん増えている。こういう状況は、私は放置している区の責任は重いと思います。だから、早急に改善しなくてはならないと思うのですが、また、2年前までは返礼品競争に参加しなかった福井県坂井市も、税込減少を食いとめるため参加を始めております。国にこの制度をとめさせるためにも、品川区も返礼品競争に本格的に参戦して減収を抑制するべきではありませんか。他の自治体とタッグを組んで、そして返礼品をもっと豪華にするとか、それを区民に提供するとか、そういうやり方をし、やっぱり減収を少しでもとどめる、とめるというのが、区でやらなければいけない大事な施策だと思えますが、どうでしょうか。そして、区民からお預かりした大切な税金を区民のために使うべきではありませんか。教えてください。

○秋山財政課長 ふるさと納税の影響で30億円が流出しているということは、過去の事実でございます。それについては区の責任ということをおっしゃいましたけれども、そもそもこういう制度として設定したのは国であります。それから、返礼品を出すこともよしとしたのも国でございます。そういう中で返礼品競争という、ある意味、不合理という言葉を使っていいのかわかりませんが、そういう状況ができていうところでございますので、区の責任が全てこうだということではないかというふうに思っております。

それから、品川区へのふるさと納税を増やすべきというご主張だというふうに理解をしておりますが、それについては、私どももそのように考えてございます。ただ、それをもって返礼品競争に加わるというつもりは一切ございません。私どもとして、1つは、ネット経由の寄附などのチャンネルを増やすというようなことであったり、クレジット納付であったりとか、それから、今年の予算ではシナモロールのぬいぐるみ等、そういうブランディング等の価値を使って、品川区への寄附、ふるさと納税を増やしていくようなことを考えていきたいというふうに思っております。そもそも返礼品競争に加わって、地方と都市部との何か仲違いみたいなことを増やすようなつもりはございません。

○須貝委員 これ、家計だったらどうなのでしょう。民間企業だったら、これだけの金額をそのままどんどん増やして放置しているというのは、普通は私は考えられないと思います。国がこういうやり方をして間違った制度、本来は早くやめさせるべきだと私は思います。ですが、国がこのまま放置して

いるなら、やっぱりそれに対して我々も対抗する。それが私は自治体の宿命だというふうに考えております。これはきちんと意見を言わせていただきます。

次に、シティプロモーションについてお聞きします。

それともシティプロモーションの始まった理由を教えてください。そして現在、幾つの自治体を実施しているのか教えてください。

○中山企画部長 品川区がシティプロモーションを始めた理由、きっかけということでございますけれども、1つは、東京オリンピック・パラリンピックの開催、内外から東京への来訪者が増える、こういう機会に品川の魅力を発信していく必要があるのではないかと。それから、現在、人口増という傾向はありますけれども、将来の人口減少社会を見据えた場合に、都市間競争の中で活力ある品川区をつくっていく、そういう点で言えば、区の魅力を掘り起こし発信する。そして区民の方への郷土への愛着心であるとか、シビックプライドといわれるような誇りにつながるようなものも育てていく必要がある、こういうことで始めたものでございます。

全国の自治体のプロモーション数は、申しわけありませんが把握してございません。

○須貝委員 今、全国でシティプロモーションが本当にバブル化して、相当数の自治体が参加しているということです。これから区もやったとしても、私は目立たないのかなと思うのですが、このように本来シティプロモーションは、今、部長がおっしゃいましたが、本来は人口減少対策、観光客、企業の誘致等々を考えて、さらに減少する税収を抑える、抑制するためにやることは言うまでもありません。品川区に目を向けると、大企業をはじめ多くの中堅企業の本社が東京都心に集積して、区内に居住する勤労者は住宅の供給とともに増加の一途をたどっています。税収も増えています。このような状況でシティプロモーション事業は、私は必要ないのではないかと、もう既に完結していると思うのですが、ご見解をお聞かせください。

そして、自治体のアピール競争もバブル化した今日では目立たないし、もうやめるべきではないかと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 一部繰り返しになりますけれども、将来に向けては人口が減っていくというのは、これは品川区においても避けられない傾向があるというふうに思います。

それと、この理由も後段に申し上げた区民の方の愛着、あるいは品川区の誇りを持っていただく、こういう点については、これは人口の動態とはまた別に品川区の魅力を区民の方にもしっかりと掘り起こしていただき、また、品川区への愛着を高めていただく、こういう必要はあるのではないかと。これもシティプロモーションを進めていく1つの大きな理由と考えてございます。

○須貝委員 このシティプロモーション、いろいろ地域を我々も視察をしましたら、ほとんど成果が出ていません。そして、これは全国の自治体の検証はしっかりやっているのでしょうか。これは本来、自治体の発展のためにそれぞれ取り組んでいると思うのですが、これは区民にとって、どれだけ役立つのか教えてください。

そして、先ほど、魅力発見、品川区を愛するということがありました。でも、多くの国民は、住まいを決める際は、会社、学校、買い物、病院などの住環境や、交通手段に利便性があり、安全な地域を選択する。だから、この品川区に来るのではないのでしょうか。そして、人口減少が起きるというお話ですが、品川区、この23区が、大震災でも起きない限り、ここが減少するという事は、地方はもう完全に衰退してしまうという状況ではないですか。そのようなことは、ちょっと考えればわかると思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 シティプロモーション事業の効果検証、これは確かに品川も含め、先進的にやっている自治体も含めて、この効果検証はなかなか難しい部分があります。品川区定住意向が9割を再び超えてきているという、こういうことも1つの、先ほど政策をしっかりとやっている、ただ、このこともしっかりと伝えるということもその要因ではないか。広く言えば、こういうこともシティプロモーションともいえます。

それから、今、区ではメディア認知度と言っておりますけれども、マスコミやいろいろなメディアで品川区をどれだけ知ってもらっているかということをし統計的にとってみようということですが、50%ぐらい、これは実は全国自治体の中で非常に高いのですけれども、それに対する寄与度はなかなか難しい部分がありますが、効果検証自体もしっかり続けてまいりたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、単なるアピール合戦というよりは、品川ならではの魅力を伝える、また政策についてもわかりやすく伝える、そういうことで外からも関心を持ってもらい、区民の方には誇りや愛着を持ってもらう、これは地道に続けていく。きっかけとしては、当面、冒頭申し上げたようなオリンピックに向けても、まだまだ足りない部分、発信が十分であるかということについては力を入れていく必要があるというふうに認識しております。

○須貝委員 魅力発信、足りないということですよ。それならば、私は、一番手っとり早いのは、ふるさと納税、返礼品競争ではないですか。そうしたら、あれを見て、皆さんは、ああ、ここにこういう産物、いいものがある、節税にもなる、ホームページも見ますよね。そうしたら、多くの方に品川区の魅力を見てもらうなら、まずホームページに来てもらって、多くの方に区の状態はどうなのだとか、そういうことを見せる、そういうことが私は手っとり早いと思うのですが、それに対して最後にご見解をお聞かせください。

○中山企画部長 財政課長がお答えしたように、単純な返礼品競争に入るか、これは区としてはそういうスタンスではありませんけれども、ふるさと納税というものを通じて品川区の魅力を通じ、例えば物ではなく、品川区に足を運んでもらうきっかけにするというのは、今後考えていく1つの要因かというふうには思っております。いずれにしても、しっかりと品川ならではの魅力をいろいろな方法で伝えていく、そういう中で言えば、ご提案のようなものも1つの選択肢の中にはあろうかと思えます。幅広く品川の魅力の発信については考えていきます。

○須貝委員 さまざまな魅力発信の方法があると思います。私は、やはり多くの方に発信するなら発信する、やっぱりやり方、どうしたらホームページにたどり着いてくれるか、そういうことも大事な要素だと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。

次に、品川区は最重要課題の1つとして、待機児童対策として保育園の増設を支援し、待機児解消に向けて努力してきました。これに加えて、保育従事職員宿舍借上支援事業、保育士等キャリアアップ補助金など、保育士の処遇改善に動いていますが、この制度はなぜ生まれたのですか。その理由と、この事業の中身はどういうことなのか教えてください。

○福島子ども未来部長 処遇改善事業でございますけれども、もともとは国のほうで行っております国の処遇改善事業、処遇改善加算を行っています。また、都では、キャリアアップ補助金というものを支給してございます。

これによりまして、特に私立保育園の保育士の賃金改善に寄与するというところでございます。その両方の補助金を使いまして、区の総額としましては、平成28年度で3億1,000万円ほど使用してい

るというものでございます。

こちらの改善の理由ですけれども、もともと保育士の平均年収が少ないですとか、仕事が厳しいですとか、そういうものを改善していこうという理由でございます。

○須貝委員 これを実施して、保育士の離職率は減りましたか。人材確保の効果はありましたか。そして、日本の勤労者の平均年収は約420万円ですが、これによって私立園の保育士の平均年収は上がったのでしょうか。実際、今は幾らぐらいなのでしょう。教えてください。

○福島子ども未来部長 こちらの事業の実施による効果でございますけれども、これは確実に上がっていると思います。今度、私立保育園が4月に向けてかなりの数が開園しますけれども、1つの園として保育士が足りなくて開園できないですとか、そういうところはございません。しっかりと開園できる状況になっています。

また、保育士の年収でございますけれども、品川区の私立では、平均しますと、344万5,000円ほどでございます。平均年齢としましては34歳でこの金額でございます。私どもが行っている賃金改善額の平均としましては、約40万円ほどこれで上がっているというものでございます。そういったことで効果は出ているというふうに考えてございます。

○須貝委員 本当に処遇、賃金が安いということで、なかなか保育士が集まらなかった近年ですが、もう最近はこういうふうに改善されていった。本当にありがたいと思いますが、まだまだ全国勤労者の平均年収には到達していませんので、これからも民間の保育士のため、処遇改善のために、国や都に要望していただきたいと思います。

次に、介護の崩壊についてお聞きします。

今、2025年問題として、介護の崩壊が言われていますが、これは何のことですか。何が問題なのですか。そして、介護は崩壊するのですか。教えてください。

○永尾福祉部長 介護の崩壊の問題でございますけれども、よくご存じのとおり、75歳以上の高齢者がこれから増えていくということが背景にございます。当然のことながら、75歳以上になりますと、要介護度になる確率も増えてきますので、介護サービスも必要になってくる。そうなってくると、介護保険の財政上の問題として、このままのやり方でいくと立ち行かなくなるだろうというのが介護の崩壊ということです。

○須貝委員 1つどうなのかと思ったのですが、今、介護財源の話をお話していましたが、ですが、実際、要介護を受けられる方は、今、確かに増えてきます。でも、介護をする方、要は、介護士、ヘルパー、こういう方たちの人材が実際どうなっているのかと思うのです。人材難、介護業界の人材不足が今大変問題になっている。人材を育てる介護福祉の学校は定員割れや廃校も全国では広がっている。介護の仕事に定着しないですぐ辞める。離職率が高い業界になっている。内容は、仕事がきつい、汚い、給料が安い、そして重労働、低賃金、腰痛、ストレス、そして長時間労働。介護施設の夜勤は毎週2回あり、勤務時間は1日で12時間から14時間。1人で30人の利用者に対応することがある。このような状況で年収が約300万円。月額の手取りで20万円ぐらしかなく、経験を積んでもそんなに増えない状態、これは大変な状態ではないですか。これについてご見解をお聞かせください。

○永尾福祉部長 介護人材の件でございます。品川区は品川介護福祉専門学校を設置しておりまして、早くから人材の養成・確保に取り組んでいるところです。介護福祉専門学校の入学生のお話が出てきていると思うのですが、今年度は、入学生、現在のところ36名になっております。去年が27人、一昨年が24人ということで、20人台になっておりましたけれども、今年は新卒の方が30名という

ことで増えてきております。どうして増えたかというところですが、この間、地道に介護福祉専門学校で都立高校の進学ガイダンスにみずから参加したりとか、あと、高校2年生からオープンキャンパスに参加を促して、それでそのまま3年生に継続して入学につながるとか、あと、ホームページも工夫したりというところで、そういう地道な活動が実を結んだのかというふうに認識しているところです。

今ご紹介のありました仕事が見ついたり、賃金が安い、長時間労働というお話がございましたけれども、その辺は社会福祉法人によってかなり状況が異なっております。区では、やはり処遇改善ということで、まず国のほうの処遇改善の制度を活用して、区内の法人については、平成27年度は1万2,000円、平成29年度からは1万円加算がつき、直接給料が上がるという国の仕組みを活用して加算をとっております。

区では、離職防止対策ということが非常に重要になってきておまして、各法人に離職対策の方策を検討していただいております。まず、原因分析をしていただき、それに対する対策ということで、原因分析は、やはりどちらかというと、人間関係が一番多くなっております。日ごろの悩みとか不安が解消できないとか、仕事に追われてやりがいを感じないとか、そういうものが多い状況です。

あとは、職場環境ということで、休憩スペースが欲しいとか、そういうことの分析、あと、結婚、子育てです。品川区の法人としてはそういうことが離職の原因になっておりますので、先ほどおっしゃった理由は特に法人側からは出てきておりません。それに向けて各法人が独自に工夫するような方策を今とっているところでございます。

○須貝委員 今、部長、そういう答弁でしたが、現実、そうなのですか。いろいろところで私に言われます。本人たちに話も聞きます。それはやっぱり過酷な仕事だと思います。12時間、14時間、そして昼夜2交代、これが週に2回ある。このような中で、実際、どこの施設でも人材不足を訴えています。なかなか来ないのだと。今、人間関係、職場環境とおっしゃっていました。でも、それは保育士のほうでもあります。みんな学校でもあります。そうではないでしょう。やっぱり未来の介護を支えていく若者が、介護で暮らしていけない、結婚もできない、休みもとれない。このような状況は改善すべきではないですか。実際、これでは若者が介護業界に定着するわけがありませんし、定着しなければ介護業界の未来はありません。これは保育士と同様に、宿舍借上支援事業やキャリアアップ補助金など、介護士の処遇改善に動くべきだと思いますが、それぞれについてご見解をお聞かせください。

○永尾福祉部長 品川区でも、緊急介護人材確保・定着支援ということで、遠くから人材確保をした場合には、支援金だとか、交通費等の支給をやったりとか、あと、レスパイト・職務継続支援といたしまして、常勤職員の同居のご家族、親御さんとかが介護の状態になってきたときに、ショートステイを利用するための助成金を区のほうで直接本人にいくような、そういう制度をつくったりとか、各法人の方に実態をお聞きしながら、今のところ、そういう緊急対策を打っているところでございます。

平成28年、平成29年とやっておりますけれども、その状況を見ながら、いろいろな工夫をして、働きやすい職場をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○須貝委員 働きやすい職場、それはわかります、どのような職場でも大変なことはあります。ですが、そこで食べていけない、そして休みもとれない、今、働き方改革がありますね。それをきちんと、やはり部長のほうで、もうわかっていると思うのですが、私は、例えば介護保険が上がっても、今こういう人たちを支えないと、これから2025年まで80万人の介護人材が必要になるのです。それを放っておいていいのですか。もう一度お聞かせください。

○永尾福祉部長 介護人材、なかなか厳しいところは正直あるかと思いますが、今、国のほう

でも、介護のお仕事を分割して、本当に専門の人が必要な介護と、そうではなくて、お手伝いする人を臨時職員で雇いながら、それで専門の方も一緒になってやったらどうかという検討も始められていると聞いております。やはり介護の仕方を今までと同じにしていれば、なかなか労働が楽にはならないというふうな感じもしておりますので、先ほど申し上げました人材の緊急の対策プラスアルファ、そういう仕事面で見直しも、各法人と区が協力して工夫していきたいと考えております。

○須貝委員 区では、確かに限界はあるというのは承知しています。こういうことは、やはりこれだけ大変な人がいるのだ、若者がなぜこの職業に定着しないのか、そのようなこと、普通は人を助ける仕事です、奉仕する仕事だから、皆さん喜んで若い人が入って続けると思います。ですが、やっていけない。この現状を国や都に明確に伝えていただきたいと思います。

以上で、無所属品川の総括質疑を終わります。

○大沢委員長 以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、田中さやか委員。

○田中委員 品川・生活者ネットワークを代表して総括質問を行います。子どもたちにかかわる防犯対策についての区所管の情報共有と警察との連携について、羽田新ルート問題について、最後に行政施策の各種計画案についての住民参加のあり方について順次伺います。

まず、防犯対策についての区所管の情報共有と警察の連携について伺います。

総務費でも声かけ事案について伺いましたが、私の子どもと、その友達が、二度、同じ不審者から同じ場所で声かけに遭った事例から、警察と区の連携や庁内での連絡手順などに課題が見えたので質問をいたします。

声かけ等の事案を発見した人から110番通報があった後、警察から区へどのように情報が発信され、子どもたちや保護者、学校、すまいるスクール、保育園等へ情報が届くのか確認をしました。そのときに、生活安全担当課と、教育総合支援センターと、子ども育成課の答えにずれがありました。

改めてこの場で伺います。警察から情報が届いたとき、どのように情報が伝達されるのか、それぞれ確認したいのですが、まず生活安全担当課の認識を伺います。その後、子ども育成課としての認識と、教育総合支援センターとしての認識をお答えください。これが1点目です。

2点目の質問です。一度目の声かけ事案は、休日の昼1時ごろに発生しています。私はすぐに110番通報しました。後日、学校へこの事案が報告されたのかを確認したところ、情報が届いていなかったため、生活安全担当課へ確認しました。生活安全担当課のお答えは、所管警察署では、学校が休みなので教員はいないだろうと判断し連絡をしなかったということでした。休み中の情報伝達に不安を覚えました。これから春休みも始まります。不審者の発見、被害発生が長期休業や休日に関わった場合に、警察署と児童センターや学校では、どのように連携をとり、危機管理が図られるのか伺います。

○堀越地域振興部長 まず、今ご質問のございました声かけ事案、不審者の出没など、こうした事例が発生した場合には、警察のほうで判断をして、区への連絡といたしましては、生活安全担当課長のほうに連絡が入ります。やはり警察も全ての事案を区のほうに報告するというわけではございませんで、その後、見回りの状況等を見て判断をして、連続発生が予想される事案ですとか、そういった場合に区に連絡をするという形になってございます。

そのような重要事案につきましては、生活安全担当課長から子ども育成課、教育総合支援センター、それから危機管理室等に情報をすぐさま流し迅速に情報共有を図りまして、3課で情報共有し、それぞれ保育園、すまいるスクール、児童センター、学校等に事案に応じて情報提供するというふうな、その

ような流れになっているところでございます。

○福島子ども未来部長 子ども未来部におけるこうした情報共有の問題でございますけれども、今、地域振興部長からありましたように、まずは生活安全担当課長のほうに連絡が入ります。その情報が子ども育成課に流れてきます。それをもとに、保育課からは公立幼稚園、私立幼稚園、さらに公立保育園、私立保育園に流す。また、子ども育成課では、すまいるスクール、各児童センターに流すという形をとってございます。

○本城教育次長 それでは、学校のほうに警察のほうから直接に情報提供があった場合でございますが、その場合、当該校から区内の全ての公立学校に電子回覧にて回覧して連絡するとともに、教育総合支援センターにもあわせて情報提供する、そのような伝達ルートをとっているところでございます。

○堀越地域振興部長 失礼しました。休業中のご質問もございましたので、私のほうからあわせて答弁させていただきます。

休業中の場合、一義的には警察署で対応し、実害がない場合には現場で防犯指導等を行うということでございます。そのほか、発生後、立ち寄り警戒を実施する等というふうな流れになってございます。

それから、重要事案の場合には、当然のことながら、警察署で緊急配備をするという形になりますし、区には休業中の場合には、宿直と当直の管理職を通じて生活安全担当課長に連絡が入るといふ、このような流れになってございます。

事案の内容に応じて、生活安全担当課長から、それぞれ所管に情報を流すというような、そのような流れになってございます。

○田中委員 それぞれ伺いました。今は重要事案ではなくて、不審者（疑い）の発見のときの通報の流れを伺っています。このことに関しては、委員長から資料の許可を得ているので出しますが、この不審者（疑い）発見の通報連絡の流れのとおりで大丈夫ですか。今の答弁だと、ちょっと難しいかと思われました。各課で話を伺ったときにも、いただいた連絡経路の資料も各課でばらばらだったので、情報を共有してください。これを機に、不審者情報の発生についての情報共有、発信の方法について、再度、三者で確認をしていただきたいと強く求めます。

夕方に発生した二度目の声かけ事案では、子どもたちは、逃げているときに帰宅途中の教員に遭遇し助けを求めます。教員は、一人では対応、判断できないと、子どもと一緒に学校へ戻ります。しかし、その日はしながわ働き方ルネサンスで職員室に誰もいなかったことから、明日、職員室で報告すると子どもたちに伝え、声かけに遭った子どもたちと学校で別れ帰宅します。当該学校のすまいるスクールへは、私から連絡を入れ、当該すまいるスクールから近隣学校のすまいるスクールや子ども育成課へ情報が行き、5時半帰り、6時帰りの対応ができたということです。

そこで質問です。当該すまいるスクールから報告を受けた子ども育成課は、その後、どこへどのように情報を届け、子どもたちの安全確保につなげたのか伺います。

そして、こういう場合での教員の対応には、決まりはないのでしょうか。例えば、そういう事案が発生した場合に、教育支援センターに連絡をするとか、すまいるスクールに報告をするとか、そういったことです。そして、不審者情報があったときの学校とすまいるスクールの教員の連携は、どのようにとられているのか伺います。

関連して伺います。不審者に遭遇したときのまもるっちの使い方について、すぐにまもるっちを引くという指導なのか、まずは逃げて身の安全を守ってから引くという指導なのか、どちらで指導されていると認識されているのか伺います。

○福島子ども未来部長 すまいるスクールにまず情報が入った場合ですけれども、当然、先ほど言いましたように、普段ですと子ども育成課からすまいるスクールのほうに情報を流していますが、最初にすまいるスクールに入った場合は、逆に子ども育成課のほうに情報がいきます。その情報をもとに、子ども育成課では、ほかのすまいるスクール、あるいは児童センターのほうに流すとともに、生活安全担当課長、さらには教育総合支援センターのほうと情報を共有するという形。当然ながら、保育課のほうにも流しまして、幼稚園、保育園のほうにも流す、そういう流れに基づいてやっています。

ただ、そのときの状況がどうだったかというのは、そこまでは把握しておりませんが、基本の流れとしては、そのようになるように各課ならびに各センター等は情報共有しているところでございます。

○本城教育次長 今の事案に即してのことでございますが、まず、教員が何らかの形で危険を訴える子どもに遭遇しましたら、その場で状況をよく把握して、よく聞き取って、適切に、まずその子どもの安全を確保する趣旨から適切に対応するのが基本だと考えています。

その上で、事案の軽重をよく把握した上で、上司である管理職、組織としても伝達し、そしてあわせて教育総合支援センターにも必要な情報については提供するという、そういうような形で仕組みとして対応することが適切だと考えております。

すまいるスクールにつきましても、そのような中で、事案の状況をよく把握して、学校と一体的なものでありますから、そのような伝達の一環として、すまいるスクールにも適切な情報を伝達するということだと思います。

あと、まもるっちに関する対応についてでございますが、まもるっちは子どもの安全を守る上で非常に重要な仕組みであるところでございます。現場での対応といたしまして、子どもへの指示としては、まずはその場を離れ逃げることを指示しております。その上で、大声を出す等、避難をしたり、その中でまもるっち、まずは自分が逃げて、その後、まもるっちを引いて、その後、子ども110番のところに駆けつけたり、大人に助けを求める、そのような一連のところをしっかりと子どもたちに指導しているところでございます。

○田中委員 情報が届いていなかった近隣園がありました。最低でも不審者情報が発生した地域周辺では情報が行き届くようにしてほしいです。

そして、不審者情報の定義自体が曖昧で、不審者の定義を広くとると人権侵害にもつながるため、情報共有の必要性に悩むこともあると思います。そのため、教員の中でもさまざまな状況を想定し、何か起きたときには、まず子どもの身を守るための判断や行動ができるように、意識の共有がされることを強く求めます。

そして、まもるっちについてです。不審者に遭遇したら、まもるっちをまず引くという指導がされている学校が実際にはあります。保護者の不審者情報メールの注意書きにも、不審者に遭遇した場合は、すぐにまもるっちを引き、近くの人に伝えるように、ご家庭でのご指導をお願いしますと表記している学校もあるため、今回、質問をしました。

また、実際にそのような場面に遭遇した子どもに対し、「なぜまもるっちを鳴らさなかったの?」と、警察でも、すまいるスクールでも、教員からも聞かれているということです。改めてまもるっちの指導の認識について伺います。

○本城教育次長 今の答弁と重なるところがありますが、例えば、市民科の授業におきましても、1・2年生を対象にして、初めにまもるっちにかかわる適切な対応をしなければいけないというこ

とで、不審者等に遭遇した場合は、まずはその場を離れること、つまり、逃げることをまだ第一に徹底しているところでございます。その上で、まもるっちを鳴らして、近くの大人に助けを求める等、そのような段階を踏んで対応することを基本としています。その一連の動作は、時間的にはかなり密接な短時間の間のプロセスだとは思いますが、基本的な動作としては、そのようなことを徹底して指導しているところでございます。

○堀越地域振興部長 私ども生活安全の部分を所管している地域振興部生活安全担当課長と一緒に担当しておりますが、まもるっちの関係で、全小学校を回っておりまして、セーフティ教室を実施しております。その際も、私どもも、まもるっちの正しい使い方を説明しながら、まずは逃げるというようなことを徹底して周知をしておりますので、引き続き、そのような形で行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○田中委員 まもるっちについて、逃げるということが徹底されていないので、今、質問をしています。なので、徹底がされるように、ぜひ認識を持ってください。

そして、不審者に遭遇した子どもたちは、「なぜ引かなかったの？」と言われても、実際は怖くて動けない。まもるっちを引くこともできないと話しています。子どもを守る側の大人たちがまもるっちに対して期待をし過ぎていっている部分があると思います。本当に逃げるということを徹底してください。これは要望にします。

次、羽田増便計画に伴い、品川区上空を航空機が低空飛行する問題、羽田新ルート問題について伺います。

区長は、国土交通省との交渉を行ったということを、タウンミーティングで明らかにされました。しかし、そのときの交渉記録はないということです。他方、先ほど、他の会派からも示された国土交通省の資料ですが、2016年4月18日、同年5月17日の来省記録を作成していました。本来、交渉だとしたら、交渉の事実を残しておく、区長ご本人の責任を明確にするためにも文書として保存するのは一般的に考えても当たり前のことではないかと思えます。そして、先ほど他会派からも質疑がありました。重複は避けますが、区長は部長と同席し、交渉したと伺いました。口頭だけで交渉をし、文書がないということは理解ができません。

以下、質問します。国土交通省の来省記録によると、4月には4項目について配慮を求めた旨、記載があります。1、環境影響等できる限りの軽減。2、安全対策。3、住民への丁寧な説明。4点目に、地元へのメリットの創出とあります。38万人の区民が落下物の危険と騒音に悩まされ、精神的苦痛に変わる地元へのメリットとは一体どのようなものを区長が想定して要望したのかお聞きします。

5月の来省記録には、インフラ、空き家対策など、品川区に目を向けているというメッセージがあるとありがたいというのが区長発言として記載されています。これはとても区民として納得できるものではありません。本当にこのようなことを交渉されたのか、メリットは、結局、インフラ整備とお考えなのか伺います。

2点目は、国土交通省訪問で、区長は4月も5月も羽田空港の機能強化は大事な国策で理解すると伝えたようですが、品川区長としての公式発言と認識してよいのか確認をさせてください。公式訪問であれば、メリットの要望部分も庁内の合意形成が行われたという理解でよろしいのか伺います。

この問題は、区としても大変重要な政策判断と思われれます。経営会議や政策推進会議というような場で合意形成がされたのかどうかお聞きします。

先ほどのご答弁では、国に対して言ったものは、あくまで受けるとしたらの仮定の話ということで、

仮定ということを国も理解しているということでした。しかし、国土交通省の記録では、それを読み取ることはできません。品川区に記録が残っていないことで、今後、国が品川区は容認していると示してくるのではないのでしょうか。伺います。

○藤田都市環境部長 メリットの部分でございますけれども、区といたしましては、メリットよりも、まず航空機による環境の変化や安全性などについて、区民の皆さんが不安を感じている中で、国としてこれらを払拭することが何よりも重要だという考え方については従来どおりでございます。タウンミーティングでは、メリットのご質問があり、これを中心にお答えしたものでございます。

国のほうに行った際には、国としてメリットを提示してほしいというような話をしたものであり、区として具体的にこれの中で何か持っているものではございません。

次に、国のほうに行ったときに、インフラ整備とか空き家対策は区として力を入れている事業であるということで、1つの例として挙げたものでございます。4月18日の審議官のほうは、旧運輸省系の出身の方でございまして、航空政策を中心にお話をさせていただきまして、5月17日の事務次官については、旧建設省系の出身であったことから、同じ話をするということではなく、違う話としてお話をさせていただいたものであり、機能強化とこれらの事業がセットであるというようなことではございません。区といたしまして、従来から申し上げているとおり、羽田空港の国際化であるとか、さまざまな面で機能を強化していることについては一定の理解をしている。しかしながら、上空を飛ぶ新ルートについて理解をしているものではないということは、再三申し上げているところでございます。国としても、区としてのこういう話を理解しているということの中で、この間も議会の中でいろいろお話がありますけれども、機能強化という言葉の中にどこまで入っているのかということがいろいろ解釈がございまして、私どもとしては、機能強化とルートの話は別の話であるというふうに再三申し上げて、国もそのように理解をしているところでございます。

○田中委員 合意形成がどこではかられたのかということを知っています。そして、記録が残っていないことに関して、区はどうお考えなのかということと、あと、インフラ整備については、例として挙げたとしても、国の国土交通省の文書には残っているのです。これはインフラを求めたと見た人は思いますが、いかがですか。

○藤田都市環境部長 まず、合意の形成という部分でございますけれども、区として、まず合意したということではありませんので、合意形成のための別な会議が何か開かれたというものではございません。

記録が残っていないという部分でございますけれども、区としては、さまざまな形で国に対して要望するような形はあろうかと思えます。その会議等の性格による、あるいはその位置づけにより記録等はつくるものというふうに考えてございます。国の記録の中に書かれているインフラの整備等についても、あくまでも例示に過ぎず、区としてこれをメリットの対策としてやってほしいとか、そういうような話をしたことは一切ございませんで、先ほども申し上げましたとおり、区民にとってのメリットは国として提示してほしいというお話をしているところでございます。

○田中委員 私たちが聞いているのは、インフラ整備などを求めたことについて、国土交通省に向かう前に、区の中で、庁内で経営会議などがされたのかということです。そのことについて伺っています。

そして、政策の根拠となるのは行政文書です。改めて、4月と5月の話し合いは仮の話であるということをお申し入れ、今度こそ文書として残しておくことを求めます。見解を伺います。

最後に、区は重ねて区民の不安が払拭されるよう国に求めると毎回繰り返し答弁をされています。飛

行ルート下の住民は落下物を心配しています。大阪の落下物は、本来の飛行ルートから4kmずれていたということです。つまり、落下物の危険性は、降下直下だけではなく、4km四方の全域に危険性があるということになります。その認識を区はお持ちなのか伺います。

品川区は、区民がどのような状況になったら不安が払拭されたかと判断するのか、指標のものがあると思うのですが、お知らせください。

また、品川・生活者ネットワークは、区が判断をするときには、区民に付託された議員として、必ず議会でも判断が必要であると考えています。区の決定前に必ず議会としても検討し、決定する権能は尊重されるべきです。見解を伺います。

○藤田都市環境部長 まず、今回の国に対しての申し入れの部分でございますけれども、区として、何か具体的にさまざまな細かな要望について国に持っていくというような形のものではなく、先ほども申し上げましたけれども、区として、区民の皆様の不安の払拭をしてほしいという大きな大きなお話を国として具体的な対応を口頭で求めているものでございます。

また、あわせて、国土交通大臣にも申し伝えていただくことなどを要望したもので、きめ細かな何かやってほしいというようなことを申し入れるようなものではありませんので、特にそのための経営会議等を開いたようなことではございません。

また、今日のこの記録というようなお話もありましたけれども、今日のことは議会の記録に残っているのかと思います。

それから、危険性についてですけれども、区として、直下だからというよりは、基本的には落下物はあってはならないことだというふうに思っておりますので、国としてそういう対策をしっかりとってもらいたいというふうに考えてございます。

また、今回の区の判断というような部分でございますけれども、国は、今しっかりと地域の皆様方の不安について説明をしたいというふうに言うてございますので、これに対して区としては、その説明をしっかりとやるように求めているところでございます。このしっかりした説明というのが、なかなか具体性のないお話となっておりますので、私どもとしては、これを具体的な説明というような形でやってもらわなければ、区としてこのまま進めることには納得をしかねるというふうに考えてございまして、何よりもまず具体的な説明が先だというふうに考えてございます。こういった中で、今も特別委員会等も設けられてございますので、そうした中でもさまざまな羽田空港の話について議論がされるものというふうに考えてございます。

○田中委員 区民が求めているのは、命と生活と財産が守られることです。区民の声をきちんと聞いてください。

そして、教室型の説明会をぜひ開いてください。羽田増便飛行ルート変更計画は白紙撤回すべきだと主張します。

次にいきます。行政施策の計画案についての住民説明会のあり方について伺います。品川区のまちづくり事業、行政施策にかかわる計画策定時の説明姿勢について伺います。

例えば、大崎地区の再開発事業では、住民説明会を求める区民の声が議会にも届けられ、改善してほしいと要望がありました。武蔵小山周辺では、再開発がどこの地域まで及ぶのか正確な情報を知らされず不安の声が上がっています。説明会は準備組合の責任ということは承知していますが、その責任範囲は地権者に限るということがあり、広く計画の影響を受ける区民に情報を提供するという姿勢は区に求められます。区の諸計画についても品川区からは計画案の事前説明もなく、書面を提示するのみで、パ

ブリックコメントを実施します。区民にとって大変大きくかかわる品川区防災条例に至っては、パブリックコメントも実施されませんでした。説明会を開いた後にパブリックコメントを求めるよりも、パブリックコメントを求める前に説明会を開いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○中山企画部長 まちづくりにかかわるといふ、ご質問の中にもありましたけれども、区の新規事業等の立ち上げに関しましては、基本的には事業の性質ごとに地域の皆様を含めて、適宜周知を行い、説明を行う。計画等によってはパブリックコメントを行っているということでございます。計画や事業ごとにその影響や大きさを勘案して、各所管課で判断を適切にしていく、このように考えているものでございます。

○田中委員 区民協働についての踏み込んだお考えもぜひお聞かせください。

○中山企画部長 計画に関する区民の参加ということで理解をさせていただいてお答えしますが、今のような事業あるいは性質に応じて意見を聞く、こういう中で、そういう意見も反映しながら判断をしていきたい、このように考えているものでございます。

○大沢委員長 以上で、田中さやか委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、平成30年度品川区各会計予算についての質疑は、すべて終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時30分休憩

○午後4時40分再開

○大沢委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見表明に入ります。平成30年度各会計予算5議案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・子ども未来、渡部茂委員。

○渡部委員 品川区議会自民党・子ども未来は、平成30年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成します。

平成30年度は、平成21年からスタートした品川区長期基本計画の最終年であり、その集大成の年となるべく予算編成がなされました。災害時や行政情報発信の強化を目的とした区内コミュニティFMの開局、町会・自治会のさらなる活動活性化を見据えた各種支援の拡充、事業承継や販路開拓など産業支援、2年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた教育や各種施策の充実、児童相談所開設に向けた体制強化、1,557人の受け入れを拡大する総合的な待機児童対策をはじめとした子育て環境の充実、地域の力を生かすためのボランティアシステムの構築、介護予防の充実、水辺千本桜計画などの水辺環境の向上、コミュニティ・スクールの全校開始や答申を受けて学事制度の検討開始など、私たち会派がかねてより提案しておりました政策が予算化されています。地域の皆様や各種団体の皆様の声として、新年度着実に施策が具体化されることを求めます。

本日の総括質疑ならびに各款別審査で、自民党・子ども未来の各委員から、要望、提案しましたふるさと納税にかかわる提言、感染症予防と対策、子育てや介護人材の確保、水辺の利活用、コミュニティ・スクールの着実な運営、そしてオリンピック・パラリンピックを契機とした国際化や観光事業、まちづくりに教育のさらなる充実など、今後の施策に生かされることを求めます。

最後に2点申し上げます。

国民健康保険の運営については、皆保険制度維持のため、被保険者の収入に応じた保険料が設定されています。品川区行政においては、今までどおり、区民の皆様に公平かつ寄り添った収納事務に当たられますようお願いいたします。

次に、保育にかかわることです。区内には、認可園、認証園、小規模保育、事業所内保育、補助対象となる無認可園など、保育施設があります。この間、区では総合的な待機児童対策を行ってまいりました。一部育休の延長などによる未就園児はいるものの、これら区の施策のいずれにも当たらない方が、数字上はゼロなることが判明しました。濱野区長が3期目を迎える際に、待機児童数ゼロを目指すと言った政策が実現しました。濱野区長には、引き続き強いリーダーシップのもと、品川区政の発展に尽くされるようお願い申し上げます、品川区議会自民党・子ども未来の意見表明といたします。

○大沢委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

我が会派は、平成30年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

一般会計歳入では、納税者の増加等により、特別区民税が前年度比7億6,000万円増、また、基金を同年度比104億円増加し繰り入れるなど、地方消費税清算基準の見直し等による減収が見込まれる中、一般会計で100億円増の1,745億円となり、これまでの施策と財政の一定の成果と見られます。

歳出では、長期基本計画の最終年度に当たり、前年度比、高齢者、障害者、児童等の福祉予算が15%、教育費も24%以上の増となるなど、計画達成に向け積極的かつ重点的な予算編成がなされたものと思います。

個別施策では、東京2020大会とにぎわい、教育、健康、防災、町会等支援、産業振興等の区民サービスの充実が図られたほか、高齢者支援として、民間賃貸住宅転居支援制度、保健師の配置など、医療・介護の多職種連携、介護予防事業など。障害者支援では、高齢障害者や医療的ケア支援の新展開、移動支援の拡充、支援人材の育成など。子ども・子育て支援では、各種待機児童対策、オアシスルーム、ネウボラネットワーク、子ども食堂、高校奨学金の返還免除制度など、我が会派が取り組んできた各種施策が導入および拡充されました。加えて、高齢者多世代交流施設やボランティアマッチング事業の新設などの個別計画と支え愛・ほっとステーションの充実を図りつつ、ソフト、ハード両面で地域共生社会に向けた政策の展開を評価します。

今後の財政に関しては、国の税源偏在是正の適切化を求める一方、その多大な影響に鑑み、新たに導入された新公会計制度の利点を最大限に生かした財政運営に努められるよう、強く要望いたします。

執行や施策展開に当たっては、高齢者の転居支援対象拡大や、特殊詐欺等防犯対策強化、居住支援協議会開設、インフルエンザによる学級閉鎖等対策や、私立高校授業料無償化対応、避難所強化とマニュアル公開および地域危険度改善対策、水辺利活用とにぎわいづくり、共生社会実現への展開等、我が会派の提案や意見を今後の区政運営に反映するよう求めます。

以上で、品川区議会公明党の意見表明を終わります。

○大沢委員長 次に、日本共産党品川区議団、飯沼雅子副委員長。

○飯沼副委員長 日本共産党品川区議団を代表し、意見表明を行います。

平成30年度一般会計および国民健康保険事業会計、後期高齢者医療、介護保険、災害復旧の各特別

会計に反対をいたします。以下、理由を述べます。

日本共産党は、過去最高、一般会計1,745億7,800万円に対し、暮らし破壊の安倍政治追従から、住民の命、暮らしを守る区政の転換を求めてきました。ところが区長は、住民の声に耳を傾けない。厳しい生活実態に目を向けない。政策決定に当たり、事前説明会を拒否し、トップダウン区政を推し進めています。

区政の前進面、例えば多様性尊重啓発講座、タクシー券の所得制限撤廃、子ども・若者応援事業の常設、就学援助費、新入学学用品増額と前倒し支給など評価をいたします。

しかし、区政全体の政治姿勢は変わるものではありません。羽田新ルート撤回は区民の命と暮らしを守る大問題です。区長と区議会の反対でとめられると住民運動が広がっているにもかかわらず、区長が2年前に国に容認表明を行っていたことが明らかになりました。区民を騙し、隠していたことは許されません。新飛行ルートに反対表明をすべきです。また、公文書作成と情報公開の徹底を求めます。

認可保育園に入れず、不承諾通知が4年連続約1,000人、今年も区長公約待機児ゼロは実現しません。区は、国と一体となり、規制緩和を続け、企業主導の国基準以下のさまざまな保育施設をつくり、保育の質の低下、保育士の低賃金を招いています。公立保育園の民営化はやめ、増設こそすべきと求めます。

国保です。広域化に伴う法定外繰入金廃止は、6年間で1人あたり平均3万2,000円余もの値上げとなります。高過ぎて払えない国保料をさらに値上げ。滞納者に対し厳しい取り立て、23区トップレベルの差し押さえではなく、払える保険料にすべきです。第7期介護保険料は、基準額年間3,600円の値上げです。基金の実質的取り崩しで値上げをやめるべきです。

地域包括支援センターの保健師を条例の基準どおり配置することを求めます。

後期高齢者医療は、1人平均1,635円の値上げです。さらに社保の被扶養者などの軽減策の縮小で大幅負担増となります。

障害者福祉は、23区で最低水準です。グループホームも就労支援施設も大幅に不足をしています。区は、認めながら民間頼み、みずからつくろうとしません。林試の森隣の国有地、都有地などへの建設を求めます。

超高層再開発、巨大道路建設は、異常な推進です。大崎、五反田、大井町、広町、武蔵小山、戸越公園、北品川駅周辺など、新たなまちづくり検討委託も目白押しです。補助29号、28号、放射2号線道路建設でも、沿道再開発がねらわれています。道路のための大崎図書館解体は許されません。大企業の利益最優先の再開発に税金も人も投入し、環境とコミュニティを破壊し続ける再開発はやめるべきです。

教育です。2年生から9年生までの学力テスト導入は、競争教育を激化させていきます。いじめ、不登校などの改善、教員の多忙化解消のためにも、30人学級の実現を求めます。

学校選択制は廃止すべきです。

給食放射能測定は、縮小・廃止ではなく、継続を求めます。

防災について。住宅耐震診断無料化、耐震改修助成拡充など、予防対策強化を求めます。

要援護者支援は、町会任せではなく、区の責任で行うべきです。

災害復旧特別会計は、基金と会計の設置根拠に疑問が残るので反対をします。

行革です。戸籍・住民票の写しなど個人情報取扱事務、公立保育園の民間委託、学校用務の委託化、図書館の指定管理など、直営事業の外部委託化は区民サービスの低下を招くとともに、非正規職員の拡

大、安上がりな雇用への置き替えとなり、労働環境の悪化を招いています。こうしてためた基金937億円は、切実な区民要求に使うべきです。

最後に、安倍政権のもと、9条改憲がねらわれていますが、区民の命、暮らしを守る自治体の本旨を貫き、憲法を守り抜く区政を求め、意見表明を終わります。

○大沢委員長 次に、民進党・無所属クラブ、石田しんご委員。

○石田(し)委員 民主党・無所属クラブは、平成30年度一般会計予算案をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算案全てに賛成します。

平成30年度予算案は、一般会計全体では、過去最大の前年度比プラス6.1%となる1,745億7,800万円となりました。平成21年度からスタートした長期基本計画の総仕上げとして、計画達成に向け、にぎわい、健康、協働を強化し、施策へ積極果敢に取り組む姿勢は評価します。

しかし、依然として区民や区内事業者においては、経済の回復の実感などなく、厳しい経済状況が続いています。経済対策をはじめ従来の重点緊急課題であった防災対策、待機児童対策、高齢者や障害者への施策の充実など、早期解決を求めます。

また、AIやIoT等の活用や情報発信のあり方、民泊、羽田空港、働き方、学校教育、東京2020大会などの新たな課題への積極的な取り組みも求めます。

現代社会においては、変化のスピードが速く、多様なニーズがあり、迅速かつ柔軟な対応、対策が必要であり、ダイバーシティの視点も求められています。

今回の予算特別委員会において、我が会派の所属議員が質問の中で指摘、提案した各項目を真摯に受けとめ予算を執行することを強く要望して、民進党・無所属クラブの意見表明とします。

○大沢委員長 次に、無所属品川、須貝行宏委員。

○須貝委員 品川区の平成30年度予算に対する意見表明を行います。

無所属品川は、平成30年度の品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各予算に賛成いたします。

特別区税や特別区交付金の増収により、法人税と特別区税が伸びて、一般会計予算は約1,746億円となり、過去最大の予算となりました。一部の大企業は増収により社員給与も上がるとともに、商品やサービスを値上げしていますが、大半の国民は増税や物価上昇により実質所得が減り、先行きに不安を抱き、節約思考に向かい消費は停滞しています。

さらに、中小企業は商品やサービスの値上げができず、厳しい経営状況が続く上に、跡継ぎ問題や人手不足により、廃業や倒産は続いています。年金所得だけの高齢者、非正規雇用者、所得が増えない正規雇用者、子育て世帯などの低所得者層が増え続ける中、若年層の貧困や老後破産も急増しています。区は、経済対策をはじめ、大災害に備えた防災対策、待機児童対策、医療・介護などの高齢者対策等に重点を置くとともに、区内産業や低所得者層に対し、さまざまな生活支援を拡充していただきたい。特に、低賃金で社会を支えている民間の保育士や幼稚園教諭や介護士の処遇改善は緊急課題で、早急に改善するべきだと思います。

加えて、ふるさと納税による減収に対する対応や、シティプロモーションの見直しを行い、支援が必要とされる分野に予算を回していただきたい。

以上で、無所属品川の意見表明を終わります。

○大沢委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。2018年度一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算には、一部異論を残しつつも、全体としては進めるべきと考え、原案どおり可決することに賛成します。国民健康保険事業会計には反対をいたします。以下、何点か意見を申し述べます。

国民健康保険事業会計については、このたびの当会計予算は、今議会に付託された品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を踏まえた予算編成となっています。品川・生活者ネットワークとして、本条例案には賛成できないため、当事業会計についても反対をいたします。

障害者福祉について、障害児者総合支援施設が計画されて、建設が進んでいることは評価します。建設の段階、そしてその後の運営においても、施設のサービスの対象者となるさまざまな立場の方の声に耳を傾けるきめ細やかな配慮を求めます。

品川区の障害者福祉施策における施設やサービス事業の不足は、1カ所の施設建設で解消できるものではありません。

また、相談支援体制については、障害児者ともに課題が多いということは、これまでも指摘をしてきました。残念ながら今回の事項別説明資料を見た範囲では、相談支援体制の課題解消につながる積算であるとは読みとれませんでした。次年度から実施予定の第5期品川区障害福祉計画、第1期品川区障害児福祉計画を遂行するに当たり、これらの課題の一刻も早い解消を強く要望します。

障害者福祉課内の組織改編が4月より行われますが、今までの組織の課題を解消するための見直しと評価します。しかしながら、職員数の増員がないままで課題の解決につながるのか不安があります。情報弱者である障害者の立場に沿う対応ができるよう、職員研修も含めた対応を引き続き要望します。

障害者福祉に限らず、職員数については、例えば、保健師や教員など、人に対してきめ細やかにかかる必要がある部署においては、適切な研修のみならず、適正人数の配置を強く要望します。

区立保育園、小・中学校の給食の放射能検査が本予算についても継続されたことを評価します。款別審査の際にも申し述べましたが、現時点での放射能検査について、生産段階での検査は、地域食品の種類に大きなばらつきがあります。また、流通段階での検査については、やるかやらないかの判断は流通事業者任せにされており、全部が検査されているわけではありません。福島の農家が生産においても、検査においても大変な努力をしていることは十分承知しています。これも款別審査の際に紹介したとおり、福島県産のものが一番多く検査をされています。しかし、検査はほとんど行っていない生産地もたくさんあり、学校給食の食材はさまざまな生産地のものが使われています。そして、放射能は福島県産以外のものから検出されています。原発事故はいまだ収束していません。その影響は、今後、日本のどこにあらわれるかは未知数です。正しくはかつて公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが、風評被害を防ぎ、結果として福島で農業を継続している生産者を応援することにつながります。今後も給食の放射能検査を継続することを求めます。

生活者ネットワークは、放射能に限らず、さまざまな化学物質に問題意識を持ち、喫煙に子ども基準を設定することを主張してきました。残念ながら日本では化学物質については、商品への表示方法に大きな課題があり、問題点について啓発が進みにくい現状があります。成長段階における子どもたちへの化学物質の影響については、予防原則をもって対応していただくことを要望します。

最後に、羽田新ルート問題です。生活者ネットワークは、計画当初より、落下物の危険性を主張してきましたが、国土交通省は落下物リスクはゼロにはできないと明言し、しかし、対策を進めると説明を繰り返してきました。しかし、対策を進めているはずの最近になって、落下物事故が続き、区民の不安

は一層強まっています。国土交通省は最新の羽田空港のこれからのニューズレターで、落下物の防止のため対策を推進していますとして、その内容に国内関係者のみの対策会議に国外の航空会社も含めて情報共有を行う、外国航空機に対する検査を強化するとあります。しかし、最近続いた落下物事故の中には、十分な整備が前提のはずの国内航空会社も含まれています。ニューズレターの説明では、区民の不安は払拭できません。総括質疑において、区民の不安の払拭を区としてどのように判断するのかについては、明確な考えを持っていないことが明らかになりました。また、品川区が国土交通省に求めたメリットについても、本区として十分な議論が行われたものでないということも明らかになりました。区として、しっかり対応しようという姿勢が見られないことに大きなもどかしさを感じます。都心上空を低空飛行する今回の新ルートについては、海から入り海から出るという基本原則を区としても強く国土交通省に求めることを要求します。品川・生活者ネットワークとしては、区が品川区の上空を低空飛行するこのルート案に反対することを強く求めます。

区議会議員になって最初に渡される議員必携には、冒頭に「地方自治とは」が書かれています。それによれば、地方自治とは、地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいて、その事務を処理することをいう。国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との2つの要素が満たされることが必要であるとあります。品川区という地方公共団体として、地方自治の本旨にのっとった責任を有する判断を求めるものです。

その他、各款別審査で生活者ネットワークが指摘、提案させていただいた意見を予算執行に生かしていただくことを要望し、意見表明といたします。

○大沢委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第5号議案、平成30年度品川区一般会計予算、第7号議案、平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計予算、第8号議案、平成30年度品川区介護保険特別会計予算および第9号議案、平成30年度品川区災害復旧特別会計予算の4件を、一括して起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大沢委員長 起立多数であります。ご着席ください。

よって、第5号議案、平成30年度品川区一般会計予算、第7号議案、平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計予算、第8号議案、平成30年度品川区介護保険特別会計予算および第9号議案、平成30年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案、平成30年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大沢委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、平成30年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長　平成30年度品川区各会計予算につきましては、3月6日から7日間にわたりまして、熱心にご審議をいただき、ただいま各会計予算とも原案どおりご決定をいただきました。まことにありがとうございます。

平成30年度予算は、長期基本計画の総仕上げとして、区の魅力を引き出す取り組み、健康で暮らし続けられる取り組み、持続的に共助を後押しする取り組み、この3つの取り組みを強化し、計画実現を図ることに加え、新たな問題解決にも向けた予算としたものであります。

区では、不断の行財政改革を進め、スクラップ・アンド・ビルドの考えのもと、継続的に事業の見直しを行い、引き続き健全財政を維持しております。

また、10年前と比較して、約4万5,000人の人口が増加し、世論調査におきましても9割の方々に住み続けたいとご回答いただくなど、区の行う各種施策は、区内外で高い評価を得ているところであります。来年度もふるさと納税による税収減、地方消費税の配分方法の見直しなど、区財政に大きな影響を及ぼしかねない動きがございますが、これまで培ってきた財政力を有効に活用し、区民が真に必要な施策にスピード感を持って取り組み、迅速かつ的確に推進してまいります。

本委員会の審議の中で、各委員よりさまざまなご意見、ご提案をいただきました。予算の執行に当たりましては、これらのご意見等をしっかりと受けとめ、効率的かつ効果的な区政運営に生かしてまいります。今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○大沢委員長　区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算委員会においては、去る3月5日から本日に至るまで審査がとり行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに改めまして皆様の協力に対し心より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々の真摯なるご協力に対しても厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見なよびに要望等を十分配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

○午後5時13分閉会

委員長　大沢真一